

国際会計研究学会 年報

2021年度第 1・2 合併号 (通号49・50合併号)

財務情報および
記述情報の比較可能性の進展と課題

国際会計研究学会 年報

2021 年度第 1・2 合併号（通号 49・50 合併号）

財務情報および
記述情報の比較可能性の進展と課題

国際会計研究学会 年報
—2021 年度第 1・2 合併号（通号 49・50 合併号）—

目 次

I 統一論題報告

「財務情報および記述情報の比較可能性の進展と課題」

■財務情報および記述情報の比較可能性の進展と課題— 座長解題… 中 野 貴 之	5
■財務報告の枠組みの形成をめぐる論点と課題 —財務諸表と記述情報の相互関係— …… 古 庄 修	11
■財務報告の比較可能性に関する実証研究の考察 …… 若 林 公 美	27
■企業情報開示に関する有用性と信頼性の向上に向けた論点の整理 —開示とガバナンスの連動による持続的な価値創造サイクル実現に向けて— … 藤 本 貴 子	43
■グローバルな財務・ESG データ分析からみえる課題 …… 阪 智 香	57

II 研究グループ報告

■いま、フランス会計を研究する意義 The contemporary history of accounting standard setting …… 吉 岡 正 道	71
■日本的会計諸制度の変遷と課題 …… 角ヶ谷典幸	99

III 記念講演

■現在と将来における国際会計基準審議会の 国際財務報告基準設定の取組み …… 鈴 木 理 加	107
---	-----

IV 神森智先生を偲んで

■ 神森智先生のご逝去を偲んで	小 西 範 幸	121
■ 神森智先生の御逝去を悼む	野村健太郎	121
■ 神森智先生のご逝去を悼む	古 賀 智 敏	123
■ 神森 智先生を偲んで	橋 本 尚	124
■ 神森 智先生を偲んで	杉 本 徳 栄	125

V Summary of Articles 129

VI 諸規則 137

編集委員会規程

査読制度に関する申し合わせ

『国際会計研究学会年報』執筆要領

編集後記／米山正樹

I 統一論題報告

財務情報および記述情報の比較可能性の進展と課題 — 座長解題

中 野 貴 之
法政大学

要 旨

国際会計研究学会第 38 回研究大会の統一論題は、「財務情報および記述情報の比較可能性の進展と課題」であった。本稿では、最初に統一論題の座長として同テーマを設定した問題意識について述べている。IASB 設立以降、IFRS を中心に会計基準の国際的コンバージェンスおよび財務情報のグローバルな比較可能性は向上したといえるが、今なお検討すべき課題は残されている。一方、近年、サステナビリティ情報を含む記述情報の比較可能性の向上が強く要請されており、日本においては法定開示に含むことを想定した政策議論が活発化している。本セッションでは、以上の状況を念頭に置きながら、財務情報および記述情報の比較可能性に関する学術研究および実務上の知見の共有を図るとともに、今後の研究課題やディスクロージャー制度の展望を行った。記述情報の重要性が高まる中、いかに財務情報と記述情報を有機的に関連づけたディスクロージャー制度を構築するかが今後大きな検討課題として位置づけられるだろう。発表会および討論会を通じて、本セッションにおいて議論した主題は、制度研究、実証研究を問わず会計学研究者に対して様々な有望にして難易度の高い研究機会を、また実務家に対しては新たな挑戦的な機会を提供しうること、そして私たちは今その入り口にいることを確認した。

I 問題提起

国際会計研究学会第 38 回研究大会 (2021 年 10 月 8 日～10 日、関西学院大学) の統一論題は、「財務情報および記述情報の比較可能性の進展と課題」であった。まず、本主題を統一論題とした意図について述べることにしたい。

2000 年に国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board: IASB) が設立されて以降、国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards: IFRS) を中心に会計基準の国際的コンバージェンスが進展した。その主な原動力は、「グローバルな比較可能性の向上」という、投資家の要請である。過去 20 年以上にわたって会計基準の国際的コンバージェンスが相当程度進展した結果、財務情報のグローバルな比較可能性は一定の到達点に達したといえる。

ただし、財務情報の比較可能性については、考察すべき課題が今なお残されている。会計基準の国際的コンバージェンスが進展した状況下、財務情報は本当に国・地域を超えて正確に比較できるようになったのか、むしろ会計処理の選択の余地を狭めたことにより正確な比較を歪める結果になってはいないか、また Non-GAAP 指標のように財務諸表の表示は多様化の傾向を強めているが、この点はどのように評価すればよいかなど、学術研究上、究明すべき課題は少なくない。本セッションでは、以上の問題意識を念頭に置きながら、財務情報の比較可能性について、制度研究、実証研究および実務の観点から多角的に議論することにした。

一方、近年、気候関連情報を含むサステナビリティ情報の開示が世界的に重要な政策課題として浮上してきており、わが国においては、とくに 2021 年に入って以降、法定開示におけ

る義務化をも想定した議論が活発化している。その主な原動力となっているのはサステナビリティ・ファイナンスの重要化であり、国内外の投資家がサステナビリティ・ファイナンスに重点を移しつつある中、サステナビリティ情報のグローバルな比較可能性を確保することが各国・地域における資金調達上、非常に重要になっている。法定開示の体系、たとえば有価証券報告書においてサステナビリティ情報は、財務情報以外の「記述情報」⁽¹⁾として位置づけられるため、本セッションでは以上の動向を「記述情報の比較可能性」という視角から捉え、財務情報と記述情報の比較可能性を並列させて議論することにした。

サステナビリティ開示基準策定への取組みは、実際に進んでいる。まず、IFRS 財団の下に、国際サステナビリティ基準審議会 (International Sustainability Standards Board: ISSB) が設置された。これを受け、わが国においても国際的な基準設定への意見発信および国内基準開発のための体制整備を行うことを目的として、財務会計基準機構の下、サステナビリティ基準委員会 (Sustainability Standards Board of Japan: SSBJ) が設置された (財務会計基準機構 [2021])。こうした動向は「すでに見た光景」の感が強く、IASB を中心に財務情報のグローバルな比較可能性が向上したように、今後、ISSB を中心にサステナビリティ情報のグローバルな比較可能性向上への取組みが進展していくものと予想される。また、サステナビリティ情報が法定開示にも取り込まれてくる以上、当該情報に対する保証の議論も不可避である。

こうしてサステナビリティ情報が法定開示にも含まれてくると、財務情報と記述情報をいかに有機的に関連づけたディスクロージャー制度を構築するかがより重要度の高い検討課題として位置づけられてくるだろう。現在、私

私たちはその入り口に立っているといえるので、こうした大きな課題を展望するためにも、財務情報と記述情報の比較可能性を関連づけて議論することにした。

以上の問題意識に従い、統一論題発表会および討論会では、以下の三つを主な論点に据えた。

①財務情報の比較可能性

財務情報の比較可能性に関する学術的知見を共有するとともに、制度、実務、研究上の課題について議論する。

②記述情報の比較可能性

記述情報の開示制度および保証をめぐる世界的動向、財務・ESG データ双方を横断した実証分析の知見を共有するとともに、制度、実務、研究上の課題について議論する。

③ディスクロージャー制度の再構築

開示情報が再編される中、ディスクロージャー制度はいかにあるべきか。近年、わが国では、統合報告等の自発的開示に関して議論されることが多いが、本統一論題では法定開示を強く意識して議論を進める。

Ⅱ 比較可能性をめぐる鍵概念： 統一性および弾力性^②

本統一論題は「比較可能性」を主題とするが、「比較可能性」は、財務会計上、古くから議論されてきた基礎概念の一つである。利用者にとって比較可能な情報が提供されることは重要である。「同一の経済事象」に対して、企業により異なる会計処理方法が適用されているとすれば、利用者は企業の業績等を適切に比較することはできない。これは、A という経済事象に対して、ZZ 社は z、YY 社は y という別の会計処理方法を適用する状態である。この事態を

回避するためには、同一の経済事象に対しては同一の会計処理方法を適用する、すなわちこの場合には会計処理方法の「統一性」が確保される必要がある。

一方で、会計処理方法の統一性を高め過ぎることは、却って比較可能性を損ねかねない。「異なる経済事象」に対して、同一の会計処理方法の適用を強ければ、表面上は比較可能性が確保されているかのように見えるが、各経済事象の適切な描写を阻害する恐れがある。これは、A、B という異質な経済事象に対して、c という会計処理方法を一律に適用する状態である。この事態を回避し比較可能性を適切に確保するためには、経済事象の相違に応じてそれらに適した会計処理方法を選択できるという、「弾力性」をもたせることも重要である。

このように利用者に比較可能な情報を提供できるかどうかは、「統一性」と「弾力性」が適切に担保されているか否かにかかっているといえる（徳賀 [2000]；中野 [2020]）。

会計処理方法の選択に対して、統一性と弾力性をいかに適切に担保すべきかについては、日本の学界においても古くから議論されてきた。1948 年 5 月 15 日に、第 7 回日本会計研究学会が戦後最初の大会として中央大学において開催された際、岩田巖（東京商科大学）を座長として、「財務諸表の改善統一」を論題とする円卓討論が行われている。岩田は討論会の中で、日本において本格的なディスクロージャー制度が始動する前夜の状況にあることを以下のように述べている。

「実はいま直接問題になってきているものは、証券取引法なのです。証券取引法にははっきり第一章 投資家の保護ということを謳ってある。これは昨年三月に議会を通過いたしました。そうしてそれが今年の四月に改正せられ

て、そして間もなくこれが施行されることになります。この証券取引法が、投資家の保護ということを第一に挙げております。そうして株式取引所に株式を上場している会社は、必ず財務諸表を今度できる証券取引委員会に提出することになっております。これを株式取引所、或いは証券取引委員会が一般の投資家大衆に一定の方法によって公開する。こういうことが現実の問題としていま目の前に迫っている。これが具体的な、改善統一問題の一番さし迫った導因になっているわけです。」(岩田・他 [1949, p.208], 岩田発言)

戦前の財務諸表の改善統一は産業合理化や陸海軍による経済統制の強化に目的を置いていたが(岩田・他 [1949, pp.188-189], 岩田発言), 岩田は、戦後の証券取引法の施行により状況は一変し、いよいよ上場企業が財務諸表を政府機関に提出し、投資家は政府機関を介して公開された財務諸表を利用する時代を迎えたことを強調している。政府機関を介したディスクロージャー制度が構築される中、会計処理方法の選択の幅、すなわち会計処理方法の統一性と弾力性をめぐる問題も重要な論点となっていた。円卓討論においては、会計処理方法の統一性と弾力性をいかに確保すべきかについて、後年、国際会計研究学会(JAIAS)の初代会長に就任することになる、染谷恭次郎(早稲田大学)を含む学者により熱心かつ踏み込んだ討議が行われている。当該討議は、現代の視点で見ても新鮮味があり、かつ、学ぶ点も多い⁽³⁾。

このように統一性と弾力性をめぐる問題は、ディスクロージャー制度のあり方を検討する際、古くから議論されてきた重要な論点の一つである。法定開示において、財務情報に加えて、記述情報のウエイトが高まってきているが、同情報の開示においても統一性と弾力性をいかに

に適切に確保するかは重要な争点に位置づけられるだろう。

Ⅲ 統一論題発表会および討論会

統一論題発表会では、統一論題の論点に精通する、古庄修先生(日本大学)、若林公美先生(甲南大学)、藤本貴子先生(公認会計士)および阪智香先生(関西学院大学)の報告が行われた。

まず、古庄報告(「財務報告の枠組みの形成をめぐる論点と課題—財務諸表と記述情報の相互関係—」では、財務情報、記述情報開示の全体像、フレームワーク、課題等について、また、IFRSの強制・任意適用下、使用が拡大しているNon-GAAP指標について、制度研究者の立場から考察が行われた。

次に、若林報告(「財務報告の比較可能性に関する実証研究」)では、財務報告の比較可能性に関する実証研究、さらにはNon-GAAP指標に関する実証研究の重要文献のサーベイが行われ、これらの実証研究の知見の共有が図られた。同報告では、「財務報告の比較可能性」および「Non-GAAP指標」について、実証的な学術研究により何がどこまでわかっているかについて明らかにされた。

古庄報告および若林報告では財務情報の比較可能性に重点を置き、制度研究および実証研究双方の観点から考察し、議論を深められる構成とした。

続いて、藤本報告(「企業情報開示に関する有用性と信頼性の向上に向けた論点の検討—開示とガバナンスの連動による持続的な価値創造サイクルの実現に向けて—」)では、サステナビリティ開示基準の設定および保証業務に関する国際的動向、日本公認会計士協会の取り組み等について、基準設定および実務の最前線

を知る公認会計士の立場から考察が行われた。

最後に、阪報告（「グローバルな財務・ESG データ分析からみえる課題」）では、大規模なグローバルデータ、すなわち①財務データ（160 ヶ国・96,377 社・30 年間）および②ESG データ（新興国 1,861 社および先進国 2,177 社・7 年間）双方を活用した先端的な実証分析の結果が報告され、それらの知見の共有が図られた。

藤本報告および阪報告では、財務情報および記述情報を含む開示情報全体を対象とし、また記述情報の保証をも含めた最新の制度状況や学術研究の知見の共有を図る構成とした。

討論会では、以上の報告が聴衆に十分に消化されるように、まず野村嘉浩先生（PwC あらた有限責任監査法人）には資本市場参加者の立場から、また成岡浩一先生（専修大学）には実証分析の研究者の立場から、各報告に対してコメントや解説をしていただいた。

コメンテータによる発表の後、上記の報告者 4 名およびコメンテータ 2 名をパネリストとして、討議を行った。討議の詳細は割愛するが、①財務情報の比較可能性（財務情報の比較可能性改善による効果とその要因、IFRS 任意適用企業と日本基準適用企業の比較可能性）、②記述情報の比較可能性（グローバル基準の設定状況、記述情報の比較可能性の向上の方法と課題、保証のあり方、エンティティ概念への問題提起）、および、③財務報告、ディスクロージャー制度の枠組みへの展望と課題（財務情報と記述情報の統合化、媒体の再編成— 米国型、英国型、日本型 —、財務諸表の内と外のあり方、法定開示と任意開示のあり方）という、主に 3 点に分けて討議を行った。

IV 議論の深化に向けて

近年、学問分野を問わず研究の細分化、高度化が進展しており、研究の視点も狭隘化する傾向が否めない。会計学も例外ではなく、制度研究と実証研究を専門とする研究者同士が活発に議論し合うという光景はあまり見ないように感じる。

今般、座長として心がけたことは、各研究発表が言いっぱなしに終わることなく、コメンテータによる解説、論評を含めて十分に消化され、討論を通じて聴衆を含めた相互理解が促進されるようにするという点である。このため、4 名の発表に続いて、2 名のコメンテータが研究発表を解説、論評することにより研究発表に対する理解を深めた上で、討論を体系的に進めるようにした。

「財務情報および記述情報の比較可能性の進展と課題」という大きな論題を設定した理由の一つは、大会に参加される多くの先生方の関心と重なり合い、今後の先生方の研究、教育または実務の活動に関して一定の展望が開かれるようなセッションを目指したためである。討論会の最後の場面では、本統一論題において議論した主題は、制度研究、実証研究を問わず会計学研究者に対して様々な有望にして難易度の高い研究機会を、また実務家に対しては新たな挑戦的な機会を提供しうること、そして私たちは今その入り口にいることを確認した。統一論題セッションに参加された先生方が、ご自身の研究、教育および実務等に対して、少しでも新たな展望や示唆を得られたのであれば望外の喜びである。

注

(1) 金融庁〔2018〕は、財務情報および記述情報を次のように定義している。

『財務情報』は金融商品取引法第 193 条の 2『財務計算に関する書類』において提供され

る情報をいう。『記述情報（非財務情報）』については、開示書類において提供される情報のうち、財務情報以外の情報を指すことが一般的である。」（金融庁〔2018, p.2〕）

(2) 統一性は **uniformity**, 弾力性は **flexibility** が英語の用語である。本稿では、統一性、弾力性という用語を使用しているが、「画一性」、「柔軟性」も同義である。

(3) 染谷は、後年、会計基準選択の社会経済的影響を主題とする研究論文において、以下のとおり、当該円卓討議を回顧しつつ会計処理方法の統一性の必要性について指摘している。

「かつて、代替的な会計基準についての選択の自由は、企業相互間の比較という観点から、比較障害をもたらすとして退けられた時代もあった。著者がはじめて会計学を学んだ当時はそのような時代であった。それだけに、1948年に日本会計研究学会第7回大会が戦後最初の大会として開催されたときには、戸惑うことが多かったことを記憶している。この大会は、『企業会計原則』制定の前夜における会計学研究者の集いであり、とりわけ『財務諸表の改善統一』というテーマのもとで行われた円卓討議……〔途中省略〕から多くのものを学んでいるが、会計基準選択の自由ということは新鮮であった。政府が企業に干渉することを避け、代替的な会計基準については企業がそれぞれに最も適したものを選択することの利を教えられた。……〔途中省略〕それから40年余りの月日を経て、いま著者はこうした会計基準選択の自由について疑問を持ち始めている。……〔途中省略〕企業の財務報告の社会経済的影響を思うとき、会計基準選択の弾力性はある程度狭められても止むを得ないのではないか。」（染谷〔1996, p.68〕）

参考文献

岩田巖・他〔1949〕「（円卓討議）財務諸表の改善統一」『會計』復刊第2号，5月：185-216。
金融庁〔2018〕，金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告－資本市場における好循環の実現に向けて－」6月18日（https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20180628.html）。

財務会計基準機構〔2021〕「New Release サステナビリティ基準委員会（SSBJ）の設立及びSSBJ設立準備委員会の設置について」12月21日（https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/news_release_20211220_02.pdf）。

染谷恭次郎〔1996〕『会計職能の変化と拡大』税務経理協会。

徳賀芳弘〔2000〕『国際会計論— 相違と調和 —』中央経済社。

中野貴之編〔2020〕『IFRS 適用の知見— 主要諸国と日本における強制適用・任意適用の分析 —』同文館出版。

【URL 参照日：2021 年 12 月 27 日】

（付記）国際会計研究学会第 38 回研究大会（2021 年 10 月 8 日～10 日，関西学院大学）の統一論題では、大会準備委員長の山地範明先生（関西学院大学），および，学会会長（大会当時）の杉本徳栄先生（関西学院大学）に企画段階から様々な面でご支援とご配慮を賜った。発表者の古庄修先生（日本大学），若林公美先生（甲南大学），藤本貴子先生（公認会計士），阪智香先生（関西学院大学），ならびに，コメンテータの野村嘉浩先生（PwC あらた有限責任監査法人），成岡浩一先生（専修大学）には，ご多忙の中，数度に及ぶ事前の打ち合わせ会にご参加いただくとともに，統一論題の趣旨に即したご発表をご準備いただいた。ここに心より感謝と御礼を申し上げる次第である。

財務報告の枠組みの形成をめぐる論点と課題 —財務諸表と記述情報の相互関係—

古 庄 修
日本大学

要 旨

本稿は、財務情報と、非財務情報を内包する「記述情報」の比較可能性に焦点を合わせた統一論題の趣旨に照らして、財務報告の概念的・制度的枠組みを想定し、そこで交錯する財務諸表と「記述情報」の相互関係を説明するために、特に「経営者による説明」(MC)に包含される環境・社会・コーポレート・ガバナンス(ESG)情報および「代替的業績指標」(APM)の表示・開示をめぐる財務報告の境界問題に接近する。

ここに APM とは、一般に認められた会計原則(GAAP)ベースの指標に修正を加えた財務上の重要業績指標(KPI)のひとつである。その多くは、これまで禁止されることも、他方で開示が強制されることもなく、経営者の裁量に委ねられて財務諸表上または財務諸表外の「記述情報」として開示されてきた。

財務報告の枠組みの中に「記述情報」を包含し、体系化するためには、財務諸表と「記述情報」が共有しうる概念フレームワークの形成が課題となる。本稿は、財務報告の内包と外延とを関連づける議論の切り口として、「経営者による説明」(MC)における ESG 情報の包含を契機とした財務報告とサステナビリティ報告との境界問題を取り上げるとともに、代替的業績指標(APM)および経営者業績指標(MPM)の相互関係を説明し、これらふたつの考察を通じて、日本における「記述情報」の開示に係る制度的な枠組みの到達点と課題を整理する。

I はじめに一統一論題報告における論点と課題一

今日の統合報告（integrated reporting）の形成に至る漸進的發展の経緯から、これまで財務諸表を中心とした財務報告の外延が広がってきたことは紛れもない事実である⁽¹⁾。しかし、各法域における経路依存性により財務報告の範囲やその構成要素には相違点があり、その内包と外延を区別する境界は必ずしも明確ではない。環境・社会・コーポレート・ガバナンス（ESG）情報を含めたいわゆる非財務情報の開示基準の統合に向けた動きが活発になる中で、各法域における会計・開示基準設定主体の守備範囲、監査（保証）の範囲や水準、さらに非財務情報の開示に係る国際基準の設定主体との連携や当該基準の国内化等の法域独自の新たな課題も提起され始めている。

本稿は、財務情報と、非財務情報の意味にも置き換えられる「記述情報」⁽²⁾の「比較可能性」⁽³⁾に焦点を合わせた統一論題の趣旨に照らして、財務報告（financial reporting）の枠組みを想定し、財務諸表と「記述情報」の相互関係を説明するために、その境界をめぐる問題を取り上げるとともに、「代替的業績指標」（alternative performance measures, APM）の表示・開示に係る問題を通じて主題に接近する。

本稿においては、最近国際会計基準審議会（IASB）が公表したふたつの公開草案（Exposure Draft）を素材として、財務報告の枠組みにおいて交錯する財務諸表と「記述情報」の開示との関係およびその連系の在り方について考察する。

ひとつは、IASB が国際会計基準（IFRS）実務記述書（Practice Statement）第 1 号（以下 MCPS という）の改訂を意図して、2021 年 5 月に公表した公開草案『経営者による説明』（以

下改訂 ED という）である（IASB [2021]）。改訂 ED においては、無形資産や ESG 情報の重要性を明示的に認識し、財務諸表の補完機能の拡充が意図されている。

また、前述の代替的業績指標（APM）は、「指標」（metrics）の中に包含されているが、ここでは、「経営者による説明」（management commentary, MC）のような「記述情報」の比較可能性を如何に確保しうるか、その場合、財務諸表と「記述情報」は概念フレームワークを共有しうるのか等の議論とともに、「経営者による説明」（MC）の中で代替的業績指標（APM）と紐づけられる開示規制との関係についても論及する。

もうひとつは、IASB が 2019 年 12 月に公表した公開草案『全般的な表示及び開示』（IASB [2019]、以下 ED という）である。当該 ED においては、財務諸表に APM を取り込むことを意図して、経営者業績指標（management performance measures, MPM）と称する新たな項目を注記において開示することが提案されている。経営者業績指標（MPM）については、業績指標の比較可能性と柔軟性のトレード・オフ問題を踏まえて、その透明性を高め、経営者業績指標（MPM）を監査対象とすることにより、財務諸表外の開示問題から、広く代替的業績指標（APM）の開示に規律を与えることを意図した財務諸表の表示問題への展開として捉える必要がある。

本稿は、財務報告の内包と外延とを関連づける議論の切り口として、「経営者による説明」（MC）における ESG 情報の包含を契機とする財務報告とサステナビリティ報告との境界問題を取り上げるとともに、代替的業績指標（APM）および経営者業績指標（MPM）の相互関係を説明し、これらふたつの考察を通じて、日本における「記述情報」の開示に係る制

度的な枠組みの到達点と課題を整理する。

II 記述情報の位置づけから捉えた財務報告の枠組み

1. IFRS 実務記述書『経営者による説明』の到達点

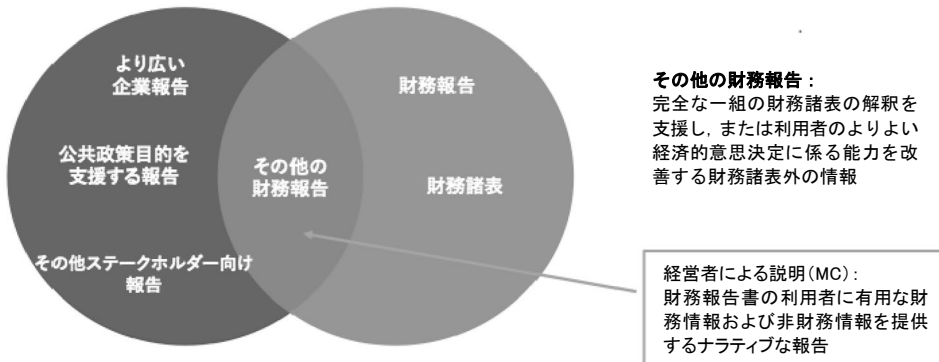
IASB は、財務諸表外情報に係る開示領域において、当該情報の質と比較可能性を改善することを意図して、2010 年 12 月に IFRS 実務記述書第 1 号『経営者による説明』（MCPS）を公表した。IASB が財務報告の目的を果たすうえでその中心に財務諸表があることは言うまでもないが、現行 MCPS の公表は IASB が狭義の財務報告の範囲と役割に一定の限度を認めていることの証左でもある。

注目すべきは、MCPS が公表されて 10 年余が経過した現在、非財務情報ないし「記述情報」

の意義が一層認められ、当該情報に対するニーズが国際的に著しく増大したことにある。これを背景として、過剰とも受け止められるほど国際組織・規制機関あるいは各法域（jurisdictions）の基準設定主体から多数の規範（code）や指針（guideline）も公表されている。同時に、その実効性をめぐって、いわゆる財務情報と非財務情報とを連係ないし統合するための首尾一貫した報告の枠組みが求められており、国際的レベルでの開示情報の標準化に対するニーズが非常に高まっていることを指摘しうる。

財務報告と「より広い企業報告」（wider corporate reporting）が交錯する「その他の財務報告」（other financial reporting）に対して IASB の重大な関心が向けられており、「経営者による説明」（MC）はその中核に位置づけられる（図 1 参照）。

図 1 財務諸表と「経営者による説明」の関係—IASB の関心領域—



出所：IASB [2018] p.4. を一部修正

MCPS の公表に至る経緯において、IASB は当初、原則主義（principles-based approach）に基づき、財務諸表に付属する「記述情報」の開示基準の設定を志向したが、最終的には指針となる実務記述書を策定することによってその遵守を任意に促すことを決定した。すなわち

MCPS は IFRS とは区別されており、あくまでも「記述情報」の表示（presentation）に係る拘束力のない実務上のガイダンスとして援用される（図 1 参照）。

MCPS の特徴については、その到達点を以下のように整理しうる（古庄 [2019]）。

- ①財務報告の境界の内側にあることを明示した
- ②当該表示に係る実務記述書は、財務諸表と同様の概念フレームワークを共有することを明示した
- ③原則主義に基づき、その表示に不可欠な構成要素 (elements) を例示した
- ④ESG 情報のような非財務情報に係る開示基準の設定には踏み込まなかった

現行 MCPS は、企業の業績、状態および進捗について経営者の見解 (management's view) を提供することを強調する (IASB [2010] par.12(a)) とともに、「経営者による説明」(MC) においては企業の業績に有利な状況のみならず不利な状況についても均衡 (balance) を保って当該情報を開示し、事実とともにその理由と影響について説明すべきことを求めている (IASB [2010] par.9)。また、「経営者による説明」(MC) は財務諸表それ自体に配置すべきではなく、あくまでも財務諸表と結びついて付属するものであることが明示されている (IASB [2010] paras.BC20-21)。

このような IASB における議論の基調には、財務諸表の作成・表示に係る概念フレームワークが財務報告の枠組みにあって財務諸表を補足 (supplementing) し、補完 (complementing) する情報—「その他の財務報告」—にも共通して援用されるという基本的な考え方がある。今般の MCPS の改訂に際して IASB に期待される役割のひとつは、狭義の財務報告のレリバンズに係る限定的役割を超えて、そうした課題の克服を目指して台頭してきた統合報告の発展と、そこで見出しうる MCPS との共通の基盤に基づき、“better communication”の観点から現行 MCPS を再編成することにあつた (古庄 [2019])。この点に積極的な意義を見出すならば、財務報告の範囲における「その他の財務報

告」をめぐる画定問題は些末な問題では決していない。

これに加えて、改訂 ED においては、新たなニーズに対応してその補完機能の一層の拡張を志向する点で MCPS の変容が認められる。かかる観点から、財務報告の範囲において財務諸表と「記述情報」との間に共有してきたはずの概念フレームワークの在り方についても検討を要する課題を提起していることを指摘しうる。

2. 公開草案『経営者による説明』の概要

前述のように、IASB は、2021 年 5 月に現行の MCPS に係る改訂 ED を公表した。

改訂 ED において、「経営者による説明」(MC) は「企業の財務諸表を補完する報告書」であり、投資者および債権者の情報ニーズを満たすために作成されることを明示している (IASB [2021] IN3~IN4)。

IASB は、現行の MCPS に基づく「経営者による説明」(MC) が必ずしも投資者および債権者が必要とする情報を満たしておらず、その理由として、①企業の見通しにとって重要な事項に焦点を当てていない、②企業固有の情報が十分でない、③企業の長期的な見通しに影響を与える可能性のある事項について十分な議論を提供していない、④企業の無形の資源および関係ならびに企業に影響を与える ESG 事項に関して十分な情報を提供していない、⑤財務諸表における情報と当該企業の他の報告書における情報との調整が困難である、⑥企業が過去に提供した情報との期間比較や、類似の活動を行う当該他の企業との比較が困難である、⑦議論されている事項の影響を投資者および債権者が十分に理解するために必要な情報が不完全で均衡が保たれていない、等の報告実務とのギ

ヤップを挙げている（IASB [2021] IN8）。

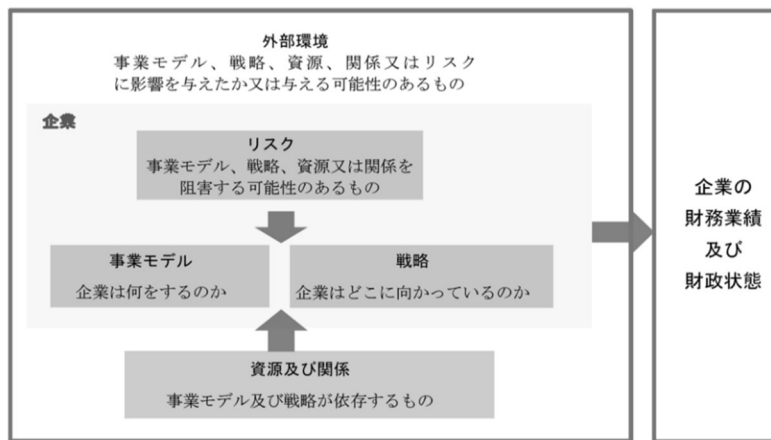
IASB は、今般の MCPS の改訂について、その主要な目的は「投資者および債権者が必要としている情報に焦点を当てた包括的な要求事項、および経営者が当該情報を識別して明確に表示するうえで役立つ」ことにあり、「十分な柔軟性」（sufficient flexibility）と「十分な規律」（sufficient discipline）の両方を満たす要求事項およびガイダンスの開発を行うことを

表明している（IASB [2021] IN9）。

改訂 ED の全体の枠組みについては概略、以下のように整理しうる（IASB [2021] IN15）。

当該改訂 ED は規範的（prescriptive）アプローチではなく、目的ベース（objectives-based）アプローチを導入し、6つの内容領域、すなわち①事業モデル、②戦略、③資源とその関係、④リスク、⑤外部環境、⑥財務業績と財政状態を定めている（図2参照）。

図2 『経営者による説明』における6つの内容領域



出所：IASB [2021] IN 15.

その目的は、①企業の財務諸表において報告される財務業績と財政状態について投資者および債権者の理解を高め、②中長期を含むすべての時間軸にわたり企業が価値を創造し、キャッシュ・フローを生み出す能力に影響を与える可能性がある諸要因について経営者の洞察を与える情報を提供することにある（IASB [2021] par.3.1）。特に後者②について、「経営者による説明」（MC）の目的を中長期的な企業価値の創造に関連づけている点は、統合報告の目的とも交錯する見過ごすことのできない変化である。

改訂 ED は、各領域別に、主要目的（headline objective）、評価目的（assessment objective）、詳細目的（specific objective）の3つの開示目

的を設定している（IASB [2021] paras.4.1-4.4, chap.11）。「経営者による説明」（MC）は、企業が価値を創造し、キャッシュ・フローを生み出す能力に不可欠な事項である「主要な項目」（key matters）に焦点を当てることを求める（IASB [2021] par.4.7）。さらに重要性のある情報の多くは主要な事項に関するものである可能性が高く（IASB [2021] par.4.8）、また重要性がある情報には指標（metrics）が含まれる可能性が高い（IASB [2021] par.4.15）と説明し、上記の各内容領域において例示的にいくつかの指標（metrics）が示されている（IASB [2021] par.14.2）。そこでは明示的にインタンジブルズや ESG 情報等の拡張が意図

されていることを指摘しうる。

「経営者による説明」(MC)が財務諸表に付属する「記述情報」であることから、とりわけ現行 MCPS の公表当時においては、企業社会的責任 (CSR) 報告やサステナビリティ (sustainability) 報告等に網羅される ESG 情報のような非財務情報が含まれるといういくらか先走った「誤解」がしばしば見受けられた。だが、あくまでも現行 MCPS は財務報告の境界を越えて ESG 情報の開示基準の設定には積極的に踏み込むものではなく、必ずしもこれを肯定するものではなかった。その意味で、投資者および債権者による企業の将来キャッシュ・フローの見通しおよび企業の価値創造能力を評価するうえで重要となる ESG 情報を内包しようとする今般の改訂 ED の提案は、従前の「経営者による説明」(MC)の範囲を広げるだけでなく、サステナビリティ報告との交流が積極的に評価されている点において、従前の財務

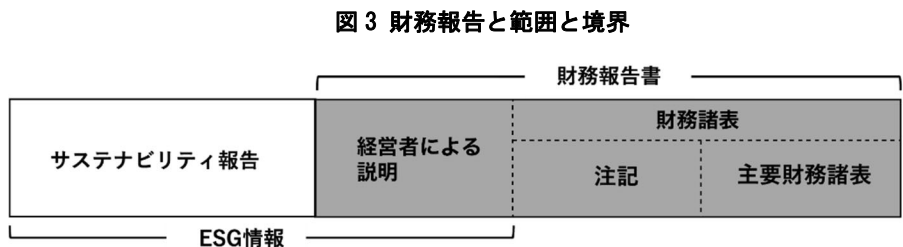
報告の再編成をもたらす大きな転換点と看做しうる。

以下では、特に改訂 ED における財務報告の枠組みをめぐる境界問題と概念フレームワークの共有をめぐるいくつかの論点について検討したい。

Ⅲ ESG 情報をめぐる財務報告の境界とマテリアリティ概念

1. ふたつの境界問題

改訂 ED においては、以前から認識されてきた財務報告の内側にある財務諸表(注記)と「経営者による説明」(MC)の境界問題(第一の境界問題)に加えて、新たな論点としてこれまで財務報告の外側にあると看做されてきたサステナビリティ報告との境界問題(第二の境界問題)を見出しうる(図3参照)。



出所：IASB[2005] p.12. および秋葉[2021]21頁を参考に一部修正

第一の境界問題について、現行 MCPS においては注記と「経営者による説明」(MC)の区別について、①企業の状況やその事業環境の文脈において財務諸表を説明する情報を投資者に提供するのであればMCに開示する、②主要財務諸表と構成要素の理解に不可欠であれば認識されているか、未認識かにかかわらず注記とする配置規準 (placement criteria) が示されてきた (IASB [2010] par.169)。これまで

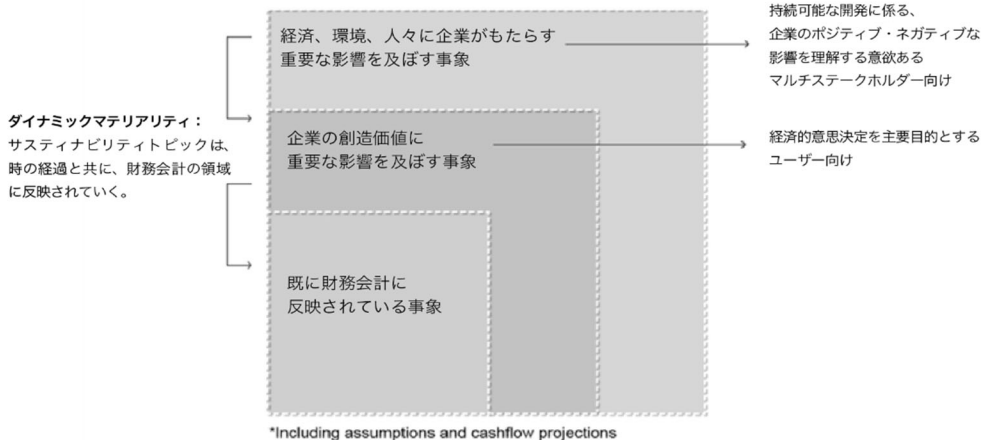
注記と「経営者による説明」(MC)の線引きについては曖昧なままに必ずしも一貫しておらず、結果として開示の場によって保証 (assurance) の水準にも影響を与えている現状がある。だが、改訂 ED においては自明のことと考えられているのか、当該配置規準への言及は見当たらない。また、現行 MCPS において、財務報告の目的と有用な情報の質的特性については概念フレームワークを共有していると思われる。

改訂 ED においても概念フレームワークにおける質的特性が援用されている。

第二の境界問題は、「経営者による説明」(MC)に ESG 情報を包含する範囲の拡張が明示的に意図されたことから生じており、このことは財

務報告とサステナビリティ報告との線引きをめぐる問題として顕在化している。そこでは、財務報告とサステナビリティ報告との区別において、マテリアリティ概念の適用が深く関わることになる。

図4 「包括的な企業報告の体系」におけるダイナミック・マテリアリティ



出所：CDP, CDSB, GRI, IIRC, SASB [2020] p. 5.

改訂 ED は、投資者および債権者の関心事である企業の長期的な見通しに影響を与えうる事項として、企業の無形の資源および関係ならびに ESG 事項が含まれる可能性があることを示し、かかる事項については重要性 (material) の判断に基づき企業固有の情報の提供を求めている (IASB [2021a] paras.4.16-4.17)。改訂 ED において、「経営者による説明」(MC) は、投資者および債権者にとって重要性がある ESG 情報の適切な開示の場と考えられているが、この点に否定的な見解は確認できない。

図4 は、いわゆる5団体 (CDP・CDSB・GRI・IIRC・SASB) による包括的な企業報告 (comprehensive corporate reporting) の実現に向けた共同声明 (Statement of Intent) において、階層的な関係にある3つ報告の範囲を其々に適用されるマテリアリティ概念に基づ

いて説明したものである (CDP, CDSB, GRI, IIRC, SASB [2020].)。すなわち、①企業が経済、環境および人々等のマルチステークホルダーに対して重要な影響を及ぼす事象と、②サステナビリティ事象のうち企業価値に重要な影響を及ぼす事象とを概念上区別し、②において環境や社会が企業に与える影響の重要性—財務的マテリアリティ—のみに限定する場合を「シングル・マテリアリティ」と定義し、これに対してマルチステークホルダーを想定し、②とともに①の企業が環境や社会に対して与える影響の重要性—環境・社会的マテリアリティ—をも包含する場合には、これを「ダブル・マテリアリティ」と定義している。このようなマテリアリティの考え方を反映する形で、包括的な企業報告においては、(a) サステナビリティ報告、(b) サステナビリティ関連財務情報の開

示、および(c)財務諸表の範囲が階層的に形成されることが識別されており、各報告の範囲に対応して、(a)サステナビリティ報告の範囲にはGRI基準が、(b)サステナビリティ関連財務情報の開示の範囲には国際統合報告評議会(IIRC)の国際統合報告フレームワークおよびサステナビリティ会計基準審議会(SASB)の会計基準が、そして(c)財務諸表にはIASBのIFRSが其々適用されることが説明されている。

(b)のサステナビリティ関連情報の開示と

(c)の財務諸表を合わせた報告の範囲は「企業価値報告」(value reporting)と総称されており、そうした理解は今般のIIRCとSASBの合併による新組織への移行に対応した新たな動向とも連動している⁽⁴⁾。

「シングル・マテリアリティ」と「ダブル・マテリアリティ」のどちらを適用するかによって、企業報告の範囲のみならず、これに伴う報告対象となる利用者、さらに開示に至るまでの作業量や複雑性等の局面にも相違が生じうる。このような対立的な理解を避ける意味でも提唱されている「ダイナミック・マテリアリティ」は、サステナビリティ事象が時間の経過あるいは経済・社会・環境の変化に伴って動的に変化することを捉えて、例えば企業の環境や社会に与える影響が一定のタイムラグを経てやがては財務諸表に反映されることになる等、マテリアリティが前述の(a)から(c)の間で移動しうることを含意するものである(経済産業省[2021]11頁)。

2. 「ダイナミック・マテリアリティ」の適用をめぐる課題

それでは、「経営者による説明」(MC)はESG事項の選定と開示にあたり如何なるマテリアリティ概念を基本とすべきだろうか。

この点について、「経営者による説明」(MC)とその目的の接近が認められる統合報告と等しく、広く受け入れられ始めた「ダイナミック・マテリアリティ」の考え方を適用することは十分に想定しうるところである。すなわち、統合報告が前提とする利用者は財務資本提供者であり、中長期的な企業価値の創造に係るマテリアルなサステナビリティ事象の報告をその範囲とするならば、企業価値に影響を与える可能性が高いサステナビリティ事象は「シングル・マテリアリティ」として当然に報告対象となる。しかし、統合報告自体は任意開示であるため、マルチステークホルダーに対して、「ダブル・マテリアリティ」の観点から持続可能な発展に重大な影響をもたらす環境・社会的マテリアリティを含むすべてのサステナビリティ事象を対象とすることには何ら制約はない。その意味で「ダイナミック・マテリアリティ」に留まるべき明確な理由は必ずしも存在するわけではなく、また「経営者による説明」(MC)にある種の制限を求めることは実務上困難であると思われる。

両者の接近は、「経営者による説明」(MC)の統合報告化を導く可能性もあり、サステナビリティ報告の一部をESG情報として吸収することになる財務報告と、統合報告との境界および関係の在り方についても問題を提起していると考えられる。

財務報告の枠組みにおける「経営者による説明」(MC)の位置づけからすれば、GRI基準に基づくサステナビリティ報告と最も親和性がある「ダブル・マテリアリティ」に踏み込むことはないと考えられる一方で、例えば企業の事業モデルに係る情報として「企業の活動の環境および社会への影響(それらの影響が、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生む出す能力(長期を含む)に影響を与えたか、または

影響を与える可能性がある場合)」(IASB [2021] par.5.7(c)) への言及は、「ダイナミック・マテリアリティ」から「ダブル・マテリアリティ」へ踏み出す余地があるとも解しうる。いずれのマテリアリティ概念を選択したとしても、「経営者による説明」(MC)においてはその考え方を開示する方法をとることもできる。

この点について、改訂 ED においては「ダイナミック・マテリアリティ」に係る明示的な説明はなく、財務報告の概念フレームワーク上の重要性の概念との区別についても現時点で曖昧さを残している。

最近の新たな動向として、IFRS 財団はサステナビリティ関連情報の開示基準を設定する国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) の創設を発表した。改訂 ED において、IASB は、「経営者による説明」(MC)に係る実務記述書に準拠する際に必要となる情報の一部を識別するために、ISSB が設定した基準を適用しうる可能性があることに触れている (IASB [2021] par.5.7(c))。すなわち、IASB は「経営者による説明」(MC)の開示にあたっては他の団体または機関による要求やガイドラインを組み合わせて適用することをあらかじめ想定している (IASB [2021b] BC13 項)。

現在のサステナビリティ報告に網羅されている広範な内容を踏まえれば、「経営者による説明」(MC)に係る実務記述書は原則主義を基調とせざるを得ず、その意味で単独で開示の実効性を確保することはおそらく困難である。そのため従来まで財務報告の外側にあった広く非財務情報に係る開示基準との関係は不可欠となる。すなわち、IASB と、新たに組織される ISSB との緊密な関係が求められることになるが、そこでは、「経営者による説明」(MC)とサステナビリティ報告との境界の画定をめぐる、マテリアリティをめぐる時間軸、財務

報告の目的と企業価値評価との関係、および財務報告に含まれるべき ESG 情報の範囲等の議論を整理する必要があるであろう。

このような「経営者による説明」(MC)をめぐる議論が財務報告の枠組みの再編成に繋がり、財務報告が企業価値報告へと変容する契機となるのか、日本の「記述情報」の開示に係る制度的枠組みへの影響を評価するうえでも今後の動向が注目される。

IV 「経営者による説明」と代替的業績指標の開示規制

1. 「指標」における代替的業績指標の位置と比較可能性

以下では、財務報告の枠組みの変容の過程を捉えるためのもうひとつの論点として、「経営者による説明」(MC)と代替的業績指標 (APM) および経営者業績指標 (MPM) の開示をめぐる財務報告の境界問題について考えてみたい。

ここに代替的業績指標 (APM) は、一般に認められた会計原則 (GAAP) ベースの指標に独自の修正を加えた財務上の重要業績指標 (KPI) と定義しうる。その多くはこれまで禁止されることも他方で開示が強制されることもなく、経営者の裁量に委ねられて財務諸表外の「記述情報」として開示されるだけでなく、財務諸表上に表示する事例も多々見受けられる。代替的業績指標 (APM) は、これまで主として EU 域内において一般に用いられてきた名称であり、米国では非 GAAP 財務指標 (Non-GAAP financial measures)、オーストラリアでは非 IFRS 財務情報 (Non-IFRS financial information) 等と称されている。

改訂 ED においては、欧米ではすでに開示規制の対象になっている代替的業績指標 (APM) を「経営者による説明」(MC)における「指標」

(metrics) のひとつとして位置づけている。すなわち、改訂 ED の中で、これに該当するのが「企業の財務諸表に表示または開示されている測定値を調整することによって計算している財務業績および財政状態の指標」(IASB [2021a] par.10.9) である。本節では、代替的業績指標 (APM) の開示規制との関係の在り方にも視野を広げ、財務諸表との関係について考察する。

前述のように、IASB は ED『全般的な表示及び開示』において、財務諸表に代替的業績指標 (APM) を取り込むことを意図して、新た

に経営者業績指標 (MPM) の名称を付してこれを定義し、注記においてその開示を求めることを提案している。

この点について、MCPS に係る改訂 ED の審議の過程において、IASB が 2020 年 7 月に公表したスタッフ・ペーパー (IASB [2020]) は、「経営者による説明」(MC) を構成する「経営測度および指標」(management measures and indicators) の範囲を示し、その中で経営者業績指標 (MPM) を位置づけている。(図 5 参照)。但し、この時点では「指標」(metrics) の用語は用いられていない。

図 5 「経営測度および指標」と「経営者業績指標」(MPM) の位置

経営測度および指標			
非財務測度および指標	財務測度および指標		
	収益・費用の小計		財務業績および状態に係るその他の測度および指標
	IFRSにより規定 〔例示〕 ・利益または損失 ・営業利益	経営者業績指標 (MPM) 〔例示〕 ・修正利益 ・修正営業利益 ・修正 EBITDA	IFRSにより規定 〔例示〕 ・営業活動によるキャッシュ・フロー ・減損の兆候
〔例示〕 ・市場占有率 ・顧客基盤 ・研究開発パイプライン ・リスクグレーディング・システム ・従業員数/離職率 ・温室効果ガス排出量 ・水資源利用	公開草案『全般的な表示と開示』の範囲		その他 〔例示〕 ・フリー・キャッシュ・フロー ・純債務 ・修正 ROE ・受注バックログ

出所：IASB [2020] p. 12.

「経営者による説明」(MC) において、「指標」(metrics) とは「企業の財務または非財務の業績または状態の定量的側面または定性的側面をモニターするために使用される測定値」(IASB [2021a] par.14.1) と定義される。これらの指標は、経営者が「主要な項目」をモニターし、当該主要な項目の管理においてその進捗度を測定するために使用している指標等から導かれるとされる (IASB [2021a] par.14.3)。

「経営測度および指標」においては、①財務

と非財務の両方の指標を含む、②企業の財務業績に関連し、収益および費用の小計に限定されない、③財務測度は量的であるが、指標の多くは質的であること等を説明しているが、財務諸表の「外」で使用されるこれらの財務測度および指標については、財務諸表において開示される財務業績との間で矛盾がないことが求められる。

代替的業績指標 (APM) の開示の場合は財務諸表の「内」か「外」かの二者択一を問われる

ものではないため、したがって財務諸表と「経営者による説明」(MC)の関係が切断されることなく、両者の有機的な連系の確保が必要になることを意味している。

また、「経営者による説明」(MC)において、代替的業績指標 (APM) を使用して経営者の観点からそのストーリーを語り、その有用性を高めるためには、その柔軟性と比較可能性の均衡が課題となる。この点について、改訂 ED は、比較可能性よりも重要性がある情報の提供を優先すべきことを強調したうえで (IASB [2021b] par. BC102)、「指標」(metrics)についても比較可能性を求めており、①企業が過去の期間において提供した情報、②他の企業（特に、類似した活動を有する、または同じ業種で営業している企業）が提供した情報と比較可能な場合には、投資者および債権者にとってより有用性が高い (IASB [2021a] par.13.22) と説明している。

「経営者による説明」(MC)における情報は、重要性がある情報を省略することなく比較可能性を高める方法で提供しなければならない (IASB [2021a] par.13.23) とし、情報の完全性、明瞭性および比較可能性は、すべて当該情報が十分に統合された一体性 (coherence) のある全体として表示されることに依存する (IASB [2021a] par.13.3) との考え方が整理されている。

かかる観点から、改訂 ED は、「経営者による説明」(MC) に含められる代替的業績指標 (APM) に対して、以下の対応を求めるものである (IASB [2021a] par.14.6)。

- ①当該指標を、誤解を招かないように財務諸表において表示または開示されている測定値と明瞭に区別した名称で呼称する
- ②当該指標について報告した金額を、財務諸表において表示または開示されている最も直

接的に比較可能な金額と調整し、各調整項目を識別し、説明する

- ③当該指標を、調整の対象となる測定値よりも目立たせずに表示する

代替的業績指標 (APM) に向けたこれらの要求は、その開示規制をこれまで主導してきた証券監督者国際機構 (IOSCO) のガイダンスや欧州証券市場監督局 (ESMA) のガイドラインに共通する原則を踏まえて、その最大公約数を基に「指標」(metrics) の範囲となる代替的業績指標 (APM) の開示に一定の制約を課することを意図していると看做しうる⁵⁾。

「経営者による説明」(MC) の範囲は 6 つの内容領域を定めているが、そこでは其々の内容領域において様々な規則やガイドライン等に紐づけられた「指標」(metrics) が網羅されることになる。改訂 ED においては、規範的 (prescriptive) アプローチではなく、目的ベース (objective-based) アプローチの導入を意図するものであり、実務記述書自体に仔細にわたる細則を定めることは現実的ではない。代替的業績指標 (APM) のような「指標」(metrics) については、いわば財務諸表の「外」にある開示規制との係関係を明確にすることがより一層重要になるであろう。

2. 代替的業績指標の開示規制との関係問題

日本でも IFRS の任意適用を背景として、代替的業績指標 (APM) の開示が広がり始めていることに関心が高まっている⁶⁾。この点について、代替的業績指標 (APM) は、日本では必ずしも開示規制の対象ではなかった財務諸表外の情報であって、あくまでも KPI のひとつとして「記述情報」の中で整理されてきた。

前述のように、IASB は ED『全般的な表示及び開示』を公表し、その中で経営者業績指標

(MPM) を注記において開示することを現在議論している。

ED『全般的な表示及び開示』は、非 GAAP 財務指標あるいは非 IFRS 財務情報に係る透明性を確保し、その使用に一定の規律を与える観点から、収益および費用の小計のうち IFRS がこれまで財務諸表の「内」において明示定に規定してこなかった代替的業績指標 (APM) を、経営者業績指標 (MPM) として財務諸表の単一の注記において開示することを提案している (IASB [2019] par.106)。

経営者業績指標 (MPM) とは、収益および費用の小計のうち以下に該当するものをいう (IASB [2019] par.103) ⁽⁷⁾。

- ①一般とのコミュニケーションにおいて財務諸表外で使用されている
- ②IFRS 基準が定めている合計または小計を補完する
- ③企業の財務業績の一側面に係る経営者の見方を財務諸表の利用者に伝える

ED『全般的な表示及び開示』は、IFRS が定めている小計で経営者業績指標 (MPM) に該当しないもの (IASB [2019] par.104) を示したうえで、企業の財務業績の諸側面を財務諸表利用者に対して忠実に表現すること、および利用者の誤解を招かない明瞭かつ理解可能な方法で記述されていることを経営者業績指標 (MPM) の要件として求めている (IASB [2019] par.105)。

注記には、他の企業が提供している類似の指標とは必ずしも比較可能ではないという記載を含めることが求められる。また、其々の経営者業績指標 (MPM) について、①MPM が業績についての経営者の見方を伝える理由の記述、②IFRS 基準が定める最も直接的に比較可能な小計または合計との調整表、③非支配持分への影響等について開示が求められている

(IASB [2019] par.106)。

また、企業が、経営者業績指標 (MPM) の計算を変更または新たに導入する場合、あるいは過去に開示していた経営者業績指標 (MPM) を財務諸表から除外する場合には、以下の説明が求められる (IASB [2019] par.108)。

- ①財務諸表の利用者が変更、追加または除外とその影響を理解するための十分な説明の開示
- ②変更、追加または除外の理由の開示
- ③変更、追加または除外を反映した比較情報 (要求されている注記開示を含む) の修正再表示

なお、財務業績計算書においては MPM を表示するための列を使用してはならないことが示されている (IASB [2019] par.110)。

IASB が提案する経営者業績指標 (MPM) の導入をめぐることは、国際的に見れば多数の支持が表明される一方で、多くの懸念もある。とりわけ代替的業績指標 (APM) の開示自体に対して明確なルールが存在しない日本においては、その柔軟性と比較可能性のトレード・オフ問題を踏まえて、経営者業績指標 (MPM) は財務諸表の「内」と「外」に如何に位置づけられうるだろうか。

この点について、経営者業績指標 (MPM) については IFRS における財務諸表の表示と開示に係る議論も緒に就いたばかりであり、当面は日本の IFRS 任意的適用企業の実務に対する影響が注目されるところである。

他方で、金融庁が 2019 年に公表した『記述情報の開示に関する原則』(金融庁 [2019]) においては、代替的業績指標 (APM) に相当する非 GAAP 財務指標が KPI に係る開示要求の中で概括的に整理されている。

すなわち、「望ましい開示に向けた取り組み」として、「KPI を設定している場合には、その

内容として目標の達成度合いを測定する指標、算出方法、なぜその指標を利用するのかについて説明することが考えられる」(金融庁[2019] 10 頁)との示唆を与えている。

また、有価証券報告書における「記述情報」を念頭に、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大を踏まえてその影響に係る開示の考え方をまとめたQ&Aにおいては、「Non-GAAP指標を開示する場合には、類似する会計基準に基づく指標との差異を説明するなど、投資者に誤解を与えないような記載とすることが望ましい」(金融庁[2020] 14 頁)としている。

このように日本では、代替的業績指標(APM)については「経営者による説明」(MC)における「指標」に相当するKPIとして位置づけているが、「記述情報」において一般的・包括的な開示要求を指示するに留まっている。

他方で、海外の各法域ではすでに代替的業績指標(APM)自体の開示について拠り所となる詳細な規則またはガイドライン等が独自に整備されていることを指摘する必要がある。このことは、日本において財務諸表における経営者業績指標(MPM)の表示問題は喫緊の課題ではないとしても、一方の「経営者による説明」(MC)をめぐる議論の側から、代替的業績指標(APM)と経営者業績指標(MPM)の連係を含めた日本の「記述情報」の定義とその範囲に再考を促す問題が提起されていると看做しうる。

改訂EDに提示された「経営者による説明」(MC)の変容をめぐる議論は、もはや「財務報告」≠「財務諸表の表示」≠「会計情報の開示」という認識が些末な問題では決していないことは言うまでもない。現在に至り日本においても曖昧な「非財務情報」・「サステナビリティ情報」・「記述情報」を定義し、その交錯する関係を

整理することは、包括的な企業報告の制度的な枠組みを形成する観点から有益であると考えられる。

V おわりに—日本の「記述情報」の開示規制の行方—

本稿は、財務報告の内包と外延とを関連づける議論の切り口として、「経営者による説明」(MC)におけるESG情報の包含を契機として議論され始めた財務報告とサステナビリティ報告との境界問題を取り上げるとともに、財務諸表の「内」と「外」に係る境界問題として代替的業績指標(APM)および経営者業績指標(MPM)の相互関係について考察した。

財務諸表の付属情報としてその補足・補完機能を果たすと看做されてきた「経営者による説明」(MC)は、ESG事項の新たな導入を意図してその範囲を広げることが提案されており、そこでは財務報告とサステナビリティ報告との境界をめぐってマテリアリティの考え方が重要な論点となったことを指摘した。

「経営者による説明」(MC)における「指標」(metrics)として開示されるESG情報や代替的業績指標(APM)については、おそらく実務記述書における開示規定だけでは完結せず、当該情報ないし業績指標の基礎となる規則やガイドライン等の財務諸表の「外」にある開示規制との連係関係がより一層重要になると考えられる。

また、財務報告の枠組みにあつて企業価値報告(value reporting)を志向し始めた「経営者による説明」(MC)の変容をめぐる今般の動向は、当該実務記述書とIIRCの国際統合報告フレームワークとの競合問題や棲み分け、さらにこれまで財務諸表との間での共有を前提としてきた財務報告の概念フレームワークとは別

に、独自の非財務情報の概念フレームワークの必要性を生じさせる等の新たな展開を導くことも予想される。

財務報告の枠組みを基礎として、財務諸表と「経営者による説明」(MC)は概念フレームワークを共有しうるのか。それとも両者は分離していくのか⁽⁸⁾。また、その過程で「経営者による説明」(MC)はサステナビリティ報告をも吸収しうるといえば「寛容な開示の場」となっていくのか。本稿は、こうした財務報告の境界に係る無視できない課題と今後の変化の予兆が、「経営者による説明」(MC)において顕在化していることを指摘した。

それでは、日本において同様の財務報告の境界に係る問題は起こりうるのだろうか。

この点について、日本では、財務会計の概念フレームワークにおいて財務報告の定義は確認できず、広く一般的に総称されている「記述情報」が当該フレームワークに位置づけられることもなかった。このことは「デュアル・レポーティングシステム」を採用する米国の証券取引委員会(SEC)と財務会計基準審議会(FASB)の関係から類推しうるように、開示行政全般を担う金融庁と、民間の会計基準設定主体たる企業会計基準委員会(ASBJ)との間でその役割は区別されている。財務会計の概念フレームワークにおいても「記述情報」は開示の場としての財務報告の枠組みの中に明示的には位置づけられておらず、また「記述情報」は基本的に財務諸表外の情報であるが故に、財務諸表と「記述情報」が概念フレームワークを共有するとの認識は希薄であったと考えられる⁽⁹⁾。

財務諸表と「記述情報」の両者が一体的に議論されることはなく、その意味で日本では当初からその境界問題が生じることはなかった。したがって、「経営者による説明」(MC)をめぐる

議論が、財務報告の枠組みに内包される財務諸表と注記に影響を与えるものでなければ、これまでの立場を堅持することも可能である。このことは、例えば最近の気候変動リスク等のサステナビリティ関連情報の開示基準の設定をめぐる、財務会計基準機構(FASF)の傘下にASBJとは別の新組織として「サステナビリティ基準委員会」(SSBJ)を創設する新たな動きにおいても踏襲されていると考えられる。

しかし、今般のIASBのふたつの公開草案において、ひとつの提案は財務諸表外の情報であった代替的業績指標(APM)を経営者業績指標(MPM)として財務諸表に取り込む提案であり、しかももうひとつの提案である財務諸表に付属する指標(metrics)としての代替的業績指標(APM)との関係を論点としている。この点で、あくまでも財務報告の枠組みの内側にある「経営者による説明」(MC)に係る議論を切り離して新設のSSBJに委ねるようなことをしないかぎり、ASBJとしてこれまで以上に踏み込んだ議論も必要になると考えられる。

IASBは、広く非財務情報の開示に係るフレームワークやガイドラインの設定をめぐる国際機関や開示規制・監督主体との関係の求めにいかに関与していくべきか。このことは、日本においても今後の新組織におけるサステナビリティ報告基準の設定において、「経営者による説明」(MC)の側面からASBJの関与の在り方に影響を与えることになるであろう。また、その国内化をめぐる動向は、日本の制度開示の枠組みにおいて、例えば有価証券報告書等を念頭に置いた「記述情報」に対する理解の仕方やその開示規制にも影響を及ぼす可能性があり、金融庁とASBJとの関係を一層強める必要性を示唆している。

注

- (1) 国際統合報告評議会（IIRC）が国際統合報告フレームワークの設定に先駆けて公表した討議文書（IASB [2010] pp.6-7.）は、企業報告の発展過程を俯瞰し、1960年代には主として財務諸表単独の企業報告の状況から、1980年代になると環境報告、コーポレート・ガバナンス報告および経営者報酬報告とともに、財務諸表に付属する「経営者による説明」（MC）のような「記述情報」が台頭してきた変化を概観している。また、2000年には其々の開示領域が広がり、2020年にはその連結環として統合報告が中心となるという未来予想図を描いていた。このような財務諸表から統合報告への企業報告の発展は漸進的な過程として捉えることができる。
この場合、統合報告は必ずしも One Report のみを意味するわけではなく、これまで財務情報と非財務情報を可能な限り結合した報告書とその上部構造として想定しうのような「総体」としての報告の体系が形成されてきた。任意開示である統合報告の諸側面の制度化に至る局面においては、財務諸表、統合報告、および ESG 情報ないしサステナビリティ関連情報等の非財務報告の相互の連係関係が問題になる（古庄 [2012] 216-220 頁）。本稿は、このような連係関係の中核にあるものが「経営者による説明」（MC）であると思われる。
- (2) 金融庁は、「記述情報」について、「一般に、法定開示書類において提供される情報のうち、金融商品取引法第 193 条の 2 が規定する「財務計算に関する書類」において提供される財務情報以外の情報を指す」としてその範囲を示し、主に有価証券報告書における経営方針・経営戦略等、経営成績等の分析、リスク情報を対象としているが、その他の「記述情報」があることも認識している（金融庁 [2019] 1 頁注 2）。
- (3) 比較可能性の概念および実証研究については、中野 [2020] および中野 [2021] を参照。
- (4) 2021 年 6 月 9 日に IIRC と SASB は合併し、価値報告財団（Value Reporting Foundation, VRF）を設立したことが発表されている。包括的かつ一貫した企業報告の枠組みを構築し、企業価値について国際的な共通理解を形成することが意図されている。また、IFRS 財団は、2021 年 11 月に国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の創設を発表したが、さらに今後 2022 年 6 月には、VRF および気候変動開示基準委員会（CDSB）との統合が予定されている。
- (5) 米国においては、2002 年に成立したサーベインズ・オクスリー法に基づき、2003 年に米国証券取引員会（SEC）が非 GAAP 財務指標の使用

に制限を加える Regulation G『Non-GAAP 財務指標の利用条件』を制定した。他方で EU 市場では、代替的業績指標（APM）を排除するよりも、強制的開示との相互の補完関係を認めてきた点において、米国以上に複数の業績概念が併存することを許容する傾向は強い。すなわち、代替的業績指標（APM）についてはこれまで原則主義による Comply or Explain アプローチを志向し、経営者の裁量に委ねられた非監査対象たる代替的業績指標（APM）の開示は常態化している。

米国の Regulation G については、例えば、古庄 [2012]、EU 市場における代替的業績指標（APM）に係る開示規制については、古庄 [2017] を参照。

- (6) 日本企業を対象とした非 GAAP 財務指標ないし代替的業績指標（APM）に係る先行研究については、例えば Shibasaki, Y. and C. Toyokura [2019]、中條 [2020]、実証研究の先駆けとして加藤 [2021] を参照。
- (7) 経営者業績指標（MPM）については、例えば野村 [2019]、倉持 [2020]、秋葉 [2020] を参照。その後の審議において「IFRS が定めている合計または小計は経営者業績指標（MPM）ではない」ことを明示するため、その定義から②を削除することが暫定的に決定された。
- (8) 「経営者による説明」（MC）における非財務情報の領域が拡張し、財務諸表と共有しうと看做されてきた概念フレームワークが、非財務情報独自の概念フレームワークの形成の観点から分離する可能性も考えられる（古庄 [2012] 24-29 頁）。
- (9) 実務記述書『経営者による説明』が公表された当時、ASBJ は、IASB が当該開示基準または非強制的指針を策定することは時期尚早であり、「経営者による説明」（MC）が財務報告の一部であることについては、それが非財務情報を含んでいることを理由に、財務報告に統合される部分であることを明確に否定していた（古庄 [2012] 46-47 頁）。

参考文献

- CDP, CDSB, GRI, IIRC SASB [2020] *Statement of Intent to Work Together Towards Comprehensive Corporate Reporting*, September.
ESMA [2019] *ESMA Guideline on Alternative Performance Measures (APM)*, October.
IASB [2018] Staff Paper, Agenda ref 15A (IASB Meeting), Management Commentary Practice Statement, Education Session, March.
IASB [2019] Exposure Draft, *General Presentation*

- and Disclosure*, December.
- IASB [2020] Staff Paper, Agenda ref 15D(IASB Meeting), *Management Measures and Indicators*, July.
- IASB [2021a] IFRS Practice Statement, Exposure Draft, *Management Commentary*, May.
- IASB [2021b] IFRS Practice Statement, Exposure Draft, Basis for Conclusions, *Management Commentary*, May.
- IIRC [2011] Discussion Paper, *Towards Integrated Reporting : Communicating Value in the 21st Century*, September.
- IIRC [2012] *The International <IR> Framework*, December.
- IOSCO [2016] *Statement on Non-GAAP Financial Measures*, July.
- 秋葉賢一 [2020] 「IASB における財務諸表の表示の改正案 (4) —経営者業績指標の開示—」『週刊経営財務』第 3448 号.
- 秋葉賢一 [2021] 「経営者による説明の公開草案 (3) —サステナビリティ基準との関係—」『週刊経営財務』第 3517 号.
- 岩崎 勇 [2019] 『IFRS の概念フレームワーク』税務経理協会.
- 加藤達也 [2021] 「日本企業による Non-GAAP 指標の開示に関する特性分析—IFRS 任意適用企業を対象とした検証—」日本銀行金融研究所.
- 金融庁 [2019] 『記述情報の開示に関する原則』<https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20190319/01.pdf>
- 金融庁 [2020] 『説明資料 (企業内容等の開示に関する内閣府令改正のポイント)』<https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/02.pdf>
- 倉持亘一郎 [2020] 「Non-GAAP 指標」『企業会計』第 72 巻・第 5 号.
- 経済産業省 [2021] 『サステナビリティ関連情報開示と企業価値創造の好循環に向けて—「非財務情報の開示指針研究会」中間報告—』https://www.meti.go.jp/shigikai/economy/hizaimu_joho_/pdf/20211112_1.pdf
- 中條祐介 [2020] 「ガバナンス改革と財務会計・報告の新たな役割」『国際会計研究学会年報』2019 年度 第 1・2 合併号.
- Shibasaki, Y. and C. Toyokura [2019], “The Disclosure of Non-GAAP Performance Measures and the Adoption of IFRS : Evidence from Japanese Firms’ Experience,” *IMES Discussion Paper Series*, 2019.
- 中野貴之編著 [2020] 『IFRS 適用の知見—主要諸国と日本における強制適用・任意適用の分析—』同文館出版.
- 中野貴之 [2021] 「会計時評 グローバル会計基準の適用と比較可能性—IFRS の適用をめぐる課題—」『企業会計』第 73 巻・第 1 号.
- 日本公認会計士協会 [2021] 『非財務情報の充実と情報の結合性に関する実務を踏まえた考察』(会計制度委員会研究資料 6 号).
- 野村嘉浩 [2019] 「財務諸表利用者が求める業績指標」『企業会計』第 71 巻・第 9 号.
- 古庄 修 [2012] 『統合財務報告制度の形成』中央経済社.
- 古庄 修 [2017] 「代替的業績指標の国際開示規制」『産業経営研究』第 39 号.
- 古庄 修 [2019] 「IFRS 実務記述書『経営者による説明』の改訂の方向性」『ディスクロージャー&IR』第 9 号.
- 古庄 修 [2020] 「IFRS 実務記述書『経営者による説明』と経営者業績指標」『会計』第 198 巻・第 4 号.

財務報告の比較可能性に関する実証研究の考察

若 林 公 美
甲南大学

要 旨

本稿は、財務情報としての GAAP 利益と Non-GAAP 利益に着目し、比較可能性の観点からこれらの情報の有用性を検討することを目的とする。まず、財務情報を代表して GAAP 利益に着目し、その比較可能性が高い場合に、投資家の意思決定、経営者のモニタリング、企業の投資行動にプラスの効果があることを先行研究のレビューを通じて明かにした。一方、Non-GAAP 利益に対しては、投資家を誤導するとの批判もある。しかし、批判のみならず、Non-GAAP 利益は経済事象を忠実に表現し、投資家の意思決定に資する情報を提供するという見方もある。本稿では、前者を裁量・誤導仮説、後者を情報提供仮説とし、両方の仮説に関連する先行研究を検討し、いずれの仮説がどのようなセッティングのもとで支持されるかということを整理した。さらに、財務報告にバラツキがあるという Non-GAAP 利益への批判に対しては、時系列およびクロスセクションである程度同じ計算方法が担保されていること、また、De Franco et al. [2011] の比較可能性の尺度に基づく、Non-GAAP 利益のほうが GAAP 利益よりも、平均的に比較可能性が高いという検証結果も紹介した。これらの先行研究の考察を通じて、GAAP 利益の比較可能性がさまざまなプラスの効果をもたらすのみならず、財務報告の比較可能性に懸念があり、裁量目的で悪用されると批判を受ける Non-GAAP 利益についても、開示規制が進むことによって、その有用性が改善されることを明らかにしている。

I 本稿の背景と目的

この 10 年間に於いて、財務情報の比較可能性に関する実証研究が蓄積されてきている。その 1 つの契機は、De Franco et al. [2011] が比較可能性の尺度を開発したことである。周知のとおり、Schipper and Vincent [2003]、Dechow et al. [2010] などでは、会計利益の質を持続性、予測可能性、利益のボラティリティ、会計発生高の質などの複数の尺度から構成されるものとして整理し、会計利益情報の有用性を議論してきた。これらの研究では、個別企業に関する財務情報の特性を考察することに主眼を置いていたのに対して、比較可能性に関する研究では、同業他社との会計システムの類似性に焦点を当てている点が大きく異なっている。つまり、従来の個別企業の情報ではとらえられなかった他社との関係をとらえた比較可能性が、主としてどのような経済効果をもたらすのかを検証しようとする点にこれらの研究の特徴がある。

比較可能性の研究が増えてきたもう 1 つの契機は、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards: IFRS）の適用が世界的に広がってきたことにある。特に、2005 年 1 月 1 日以降 EU で IFRS が強制適用されたことは歴史的な事象であったことから、その影響に関する調査が集中的に行われてきた¹⁾。そのなかで、財務情報の比較可能性の改善やその影響に焦点を当てた研究も多くみられた。本稿の第 1 の目的は、これらの先行研究のレビューを通じて、財務情報、特に一般に認められた会計原則（Generally Accepted Accounting Principles: GAAP）に基づく会計利益である GAAP 利益に焦点を当て、その比較可能性がもたらす効果を検討することである。ただし、IFRS の適用と関連する比較可能

性の先行研究については、若林 [2018] ですで紹介しているので、本稿では米国のデータに基づく先行研究を中心に紹介する。

本稿の第 2 の目的は、「財務報告」という点で比較可能性に懸念のあるセッティングのもとで財務情報の有用性を検討することである。近年、会計利益の有用性の低下が叫ばれるなかで、欧米を中心に、GAAP 利益とは異なり、経営者が独自に「本業による業績」とみなす利益、いわゆる Non-GAAP 利益の開示が増えてきている。同じ財務情報として分類されるものの、GAAP 利益とは異なり、Non-GAAP 利益は経営者によって本業の業績としてラベル付けされ、自発的に開示される。このことから、経営者の保有する私的情報をより反映する情報として、Non-GAAP 利益は支持される。

その一方で、Non-GAAP 利益は、企業ごとに、また同一企業であっても時系列でその定義や計算過程、開示フォーマットにバラツキがある。このバラツキ、すなわち財務報告という点で画一性が保たれていないということが、比較可能性の低下をもたらし、情報の利用者に追加的な情報の入手コストおよび処理コストの負担を強いる。このことから、Non-GAAP 利益の有用性はむしろ否定されるのかもしれない。本稿では、このように財務報告の多様性という点で比較可能性の欠如が予想される Non-GAAP 利益の有用性についても先行研究に基づき検討することを試みる。

本稿の構成は次のとおりである。第 II 節では、概念フレームワークに基づき財務情報の比較可能性の定義を確認し、第 III 節では De Franco et al. [2011] による比較可能性の測定尺度について説明する。第 IV 節では、GAAP 利益の比較可能性がもたらす経済効果に関する研究について検討する。続く第 V 節では、Non-GAAP 利益に関する研究から得られる知

見について紹介し、第VI節では、結論と今後の課題について述べる。

II 概念フレームワークにおける比較可能性

財務情報がクロスセクションや時系列で比較可能である場合、その情報の利用者が、投資対象となる企業を選定し、その後の投資の継続あるいは中止を決定するにあたって、投資先となる報告企業の情報はより有用であるとみなされる（FASB [2018], para.QC20; IASB [2018], para. 2.24）。この前提のもとで、概念フレームワークでは、財務情報の利用者が複数の項目間の類似点と相違点を認識し、理解することを可能にする質的特性として比較可能性を定義している（FASB [2018], para.QC21; IASB [2018], para.2.25）。

さらに、概念フレームワークでは、比較可能性に関連する概念として、首尾一貫性 (consistency) や画一性 (uniformity) についても言及している。ここでいう首尾一貫性は、報告企業内の時系列、または異なる企業間の単一期間のいずれかで、「同じ項目に対して同じ会計処理方法を適用すること」として定義され、比較可能性が目的であるならば、その目的を達成するための手段として位置付けられている（FASB [2018], para.QC22; IASB [2018], para.2.26）。このことから、同じ項目に同じ会計処理方法を適用すべく、会計処理方法の画一性が高まることによって、財務情報の比較可能性は高まるという見解が導かれると考えられる。つまり、IFRSの適用が比較可能性の改善をもたらすと期待されるのは、会計処理方法の統一（すなわち、画一的な適用）が比較可能性を改善するという見解によるところが大きい^②。たとえば、リース会計において、オペレーティング・リースと

ファイナンス・リースを一本化することによって、画一性が高まるならば、比較可能性が改善すると期待される。

しかし、概念フレームワークにおいて、比較可能性と画一性は同じではないと明記されており、財務情報が比較可能であるためには、「同じものは同じように、異なるものは異なるように見えなければならない」とされる（FASB [2018], para.QC23; IASB [2018], para. 2.27）。それは、画一性が行き過ぎると、同じ経済事象のみならず、異なる経済事象に対しても同じ会計処理方法が適用される結果として、「異なるものが同じようにみえる」状況をもたらし、かえって比較可能性を低下させる懸念があるからである。たとえば、研究開発投資をすべて費用計上するのではなく、一定の条件により資産計上を認めるべきであるという主張は、画一性の弊害を念頭に置いたものであるといえよう。

また、画一性とは対極にある柔軟性 (flexibility) が高い場合は、1つの経済事象を忠実に表現する会計処理方法が複数あり、経営者にはそれを選択する自由が与えられるということになる。確かに自社と他社が目的適合性の高い経済事象を忠実に表現するならば、それによって、ある程度の比較可能は担保されるであろう（FASB, 2018, para. QC24; IASB, 2018, 2.28）。しかし、同じ経済事象に代替的な会計処理方法を許容するならば、むしろ比較可能性を低下させる恐れがある（FASB, 2018, para. QC25; IASB, 2018, 2.29）。それは、経営者によって経済事象を忠実に表現する方法にバラツキがある結果、「同じものが異なるようにみえる」状況をもたらすかもしれないからである。それだけでなく、柔軟性が高い場合に、経済事象を適切に描写することよりも、経営者自身の利得に最適な会計処理方法を選択するという裁量行動を助

長する点も懸念される。したがって、画一性を高めるだけでも、あるいは柔軟性を高めるだけでも、比較可能性は高まるとはいえない点に注意が必要である⁽³⁾。

また、新しい基準を適用するにあたって、一時的に比較可能性が低下する場合に、概念フレームワークでは、適切な開示を行うことによって、比較可能性の低下が部分的に補われると言及している (FASB [2018], para.QC34; IASB [2018], para.2.38)。つまり、概念フレームワークでは、目的適合性や忠実な表現という基本的な質的特性を優先することによって、比較可能性が低下する場合においても、開示を充実させることによって比較可能性の低下に対処できると言及されている。

Ⅲ 比較可能性の測定

第Ⅱ節で言及したように、これまで概念フレームワークでは、財務情報の比較可能性が定義され、会計処理方法に関する首尾一貫性、画一性、忠実な表現などの周辺概念と関連付けることによって、その内容を明らかにすることが試みられてきた。その一方で、比較可能性という概念をどのように尺度化して、実証研究の俎上に載せるのかということが大きな課題であった (Schipper [2003])。この課題に取り組むべく、De Franco et al. [2011] は、概念フレームワークに基づき、比較可能性を尺度化している。本稿では、比較可能性に関する実証研究で一般に用いられていることから、彼らの測定尺度について紹介する⁽⁴⁾。まず、De Franco et al. [2011] は「一組の経済事象について、2社が類似の財務諸表を作成する場合、2社の会計システムは比較可能である」と定義する。ここでいう会計システムは、経済事象から財務諸表への写像 (mapping) として、次のようにとら

えられる。

$$\text{財務諸表}_i = f_i(\text{経済事象}) \quad (1)$$

(1)式の $f_i()$ は、企業 i の会計システムを表すが、企業 i と企業 j という 2 社の会計システムが比較可能であるならば、同じ経済事象に対して類似の写像を行うということになる。(1)式の経済事象の代理変数として、彼らは株式リターン (Return) を、財務諸表の代理変数として利益 (Earnings) を用いる⁽⁵⁾。各企業年度に関して、まず、 t 期を含む過去の 16 四半期のデータに基づき、以下の(2)式を推定する。

$$\text{Earnings}_{it} = \alpha_i + \beta_i \text{Return}_{it} + \varepsilon_{it} \quad (2)$$

企業 i の会計システムは、企業 i の利益と株式リターンを用いて推定した $\hat{\alpha}_i$ と $\hat{\beta}_i$ によって代理されるのに対して、企業 j の会計システムは、企業 j の利益と株式リターンで推定した $\hat{\alpha}_j$ と $\hat{\beta}_j$ によって代理される。この 2 つの会計システムのもとで、以下の(3)式と(4)式のように企業 i の利益が予測される。

$$E(\text{Earnings}_{iit}) = \hat{\alpha}_i + \hat{\beta}_i \text{Return}_{it} \quad (3)$$

$$E(\text{Earnings}_{ijt}) = \hat{\alpha}_j + \hat{\beta}_j \text{Return}_{it} \quad (4)$$

(3)式の $E(\text{Earnings}_{iit})$ は、企業 i の関数と企業 i の t 期のリターンを所与として予測された企業 i の利益を示す。一方、(4)式の $E(\text{Earnings}_{ijt})$ は、企業 j の関数と企業 i の t 期のリターンを所与として予測された企業 i の利益である。経済事象は同じであることから、いずれの利益予測にも、企業 i のリターンが用いられる。

企業 i と企業 j の関数によって予測した利益の差 (絶対値) の平均にマイナスを付した値として、企業 i と企業 j の会計システムの比較可

能性（ CompAcct_{ijt} ）が定義される。

$$\text{CompAcct}_{ijt} = -1/16 \times \sum_{t=15}^t |\text{E}(\text{Earnings}_{iit}) - \text{E}(\text{Earnings}_{ijt})| \quad (5)$$

この値が大きければ大きいほど、両社の会計システムの比較可能性は高いと判断される。つまり、経済事象が一定であると仮定して、予測された*i*社の会計利益の間の距離（近さ）によって、比較可能性は測定されることになる。

De Franco et al. [2011] は、2桁の SIC 産業分類が同じ企業について、四半期ベースで各企業*i*と企業*j*の組み合わせに基づく会計システムの比較可能性を算定している⁽⁶⁾。たとえば、企業*i*の同業他社*j*が10社あるならば、企業*i*につき同業他社10社分の CompAcct_{ijt} が測定されることになる。その同業他社10社分の CompAcct_{ijt} の中央値、平均値、上位4社の平均値が、比較可能性の測定値として分析に用いられる。

IV GAAP 利益の比較可能性の経済効果

財務情報の比較可能性に関する研究の多くは、第Ⅲ節で言及した De Franco et al. [2011] に基づき GAAP 利益の比較可能性を尺度化している。そのうえで、GAAP 利益の比較可能性が資本市場にプラスの効果をもたらすかどうか、すなわち投資家の意思決定有用性を改善するかどうかを多様なセッティングのもとで調査してきた。若林 [2018] では、IFRS の強制適用という要因が比較可能性を改善し、そのことが資本市場にどのような経済効果をもたらすのかについて検証した先行研究を紹介した。例えば、IFRS の適用後に比較可能性が改善され

ることによって、アナリストの利益予想が改善すること (Horton et al. [2013]; Neel [2017])、インサイダー取引から得られる超過利益が低下すること (Brochet et al. [2013])、議決権プレミアムが低下すること (Hong [2013]) などが明らかにされている。以下では、若林 [2018] で取り上げていない先行研究を中心に、資金調達コスト、投資家間の情報の非対称性、将来利益反応係数、現金保有、M&A、イノベーションの効率性に焦点を当てた研究を概観する⁽⁷⁾。

1. GAAP 利益の比較可能性が資本市場にもたらす効果

(1) 資金調達コスト

GAAP 利益の比較可能性と資本コストの関係について調査した研究に、Imhof et al. [2017] がある。彼らは、米国のデータに基づき、比較可能性と資本コストの関係を分析しているが、異常会計発生高などから測定される会計利益の質をコントロールしても、比較可能性が高いほど資本コストは低いことを明らかにしている。また、情報の非対称性（ビッド・アスク・スプレッド）が高く、市場が不完全である（出来高が少ない）場合に、比較可能性が高ければ、資本コストが低いという分析結果も報告している。Kim et al. [2013] と Fang et al. [2016] も、比較可能性が高い企業の負債コストが低いことを明らかにしている。

(2) 投資家間の情報の非対称性

GAAP 利益の比較可能性が高ければ、情報の入手コストや処理コストが低いことから、投資家間の情報格差も低いことが期待される。Neel [2017] は、IFRS 適用により比較可能性が改善する場合に、プラスの経済効果をもたらされることを報告しているが、経済効果を表す指標として、ビッド・アスク・スプレッドや Amihud

[2002]の非流動性尺度にも着目している。具体的には、比較可能性が高い場合にビッド・アスク・スプレッドと非流動性尺度が低下することを明らかにしている。また、若林[2019]は、日本企業について、会計発生高の質をコントロールしても、比較可能性とビッド・アスク・スプレッドおよび非流動性尺度との間にマイナスの関係があることを析出している。

(3) 将来利益反応係数

GAAP 利益の比較可能性が高い企業について、投資家は将来利益をよりよく予想しうるならば、それは株価にタイムリーに反映されることが期待される。このような問題意識のもとで分析を行った結果、Choi et al. [2019]は、比較可能性が高い企業において、株価の情報内容が高く、将来利益反応係数（forward earnings response coefficient: FERC）がより高いことを報告している。また、利益を企業の個別情報と業界共通の情報に区別すると、比較可能性は企業の個別情報の FERC を高めることを明らかにしている。

(4) 利益訂正

Campbell and Yeung [2017]は、利益訂正を行った企業と行っていない企業の間の GAAP 利益の比較可能性が高い場合に、両社は類似の会計処理や測定方法を採用すると仮定し、次の分析結果を明らかにしている。まず、比較可能性が高い場合に、利益訂正を行っていない企業が将来において利益訂正を行う可能性が高いことを検出している。また、利益訂正を行った企業と行っていない企業の間の比較可能性が高い場合に、同業他社の利益訂正の発表に対して、マイナスの株価反応を示すことを報告している。ただし、その反応は利益訂正発表後も続くことから、彼らは投資家の取引規模によっ

て、結果が異なるのかどうかを調査している。その結果、投資家を取引規模の大きい投資家と小さい投資家に分けて分析を行った場合、取引規模の小さい投資家は、同業他社の利益訂正に対する反応が遅れることを報告している。つまり、取引規模の大きい投資家は、比較可能性の情報を十分織り込んで投資意思決定を行うことが例証されたといえよう。

2. GAAP 利益の比較可能性が企業の現金保有や投資行動にもたらす効果

(1) 現金保有

企業が現金を保有するメリットは、予期せぬ支払いに備えたり、有望な投資機会を逃さないことにある（Opler et al. [1999]）。特に、情報の非対称性が高い場合には資本コストが高くなることから、企業が内部資金を活用して投資を行うことは合理的な行動であるといえよう。それでは、GAAP 利益の比較可能性が高く、情報の非対称性が緩和されている場合についても同様のことがいえるのであろうか。

このような問題意識のもとで、Habib et al. [2017]は、比較可能性と企業の現金保有水準の関係について調査している。その結果、彼らは、比較可能性が高い場合に、企業の現金保有水準が低いことを明らかにしている。彼らの分析結果は、比較可能性が高ければ資本コストが低いという Imhof et al. [2017]の結果とも首尾一貫しており、比較可能性が高い場合には、企業は余分な現金を持つ必要がないということを示唆している。

次に、Ahn et al. [2020]は、市場が企業の現金保有をどのように評価するのかに焦点を当てて分析を行っている⁽⁸⁾。比較可能性が高い場合に、情報の非対称性が緩和されており、資本コストは低いと考えられることから、Ahn et

al. [2020] は、現金保有水準が高ければ、市場はそのことをマイナスに評価すると予想する。その一方で、比較可能性が高い場合に、経営者に対するモニタリング機能が働くならば、現金が有効な投資に回されると考えられる⁽⁹⁾。もしそうであるならば、比較可能性が高い場合に現金保有水準が高いことを市場はプラスに評価すると彼らは予想する。Ahn et al. [2020] は、このように相反する 2 つの仮説のうち、いずれがより強く当てはまるのかについて分析を行った。その結果、比較可能性が高い場合に現金の市場価値が高くなることから、彼らは比較可能性による情報提供機能よりもモニタリング機能のほうが高いと結論付けている⁽¹⁰⁾。

(2) M&A

企業買収に際して、被買収企業の GAAP 利益の比較可能性が高ければ、その企業価値をより正確に評価できることから、買収企業はより効率的な資源配分を行うことが予想される。Chen et al. [2018] では、このような予想と首尾一貫する結果、すなわち被買収企業の比較可能性が高い場合に、買収アナウンスメント日周辺において、買収企業の株式リターンがより高いことを報告している。また、被買収企業の比較可能性が高い場合に、市場は買収によるシナジーが高いとみなすことを例証している⁽¹¹⁾。さらに、被買収企業の比較可能性が高い場合に、買収後の買収企業の業績は買収前と比べてより高く、のれんの減損や被買収企業の売却は発生しにくいことも明らかにしている。このように、Chen et al. [2018] は、比較可能性が高い場合に、効率的な M&A が行われることを支持する結果を報告している。

(3) イノベーションの効率性

Chen et al. [2018] のほかに、GAAP 利益

の比較可能性が企業による効率的な投資を促進することを支持する研究として Chircop et al. [2020] がある。彼らは、比較可能性と研究開発費の投資効率の関係に着目し、比較可能性が高い場合にイノベーションの効率性が高いかどうかを調査している⁽¹²⁾。分析の結果、彼らは、GAAP 利益の比較可能性が高い場合に、研究開発投資 1 ドルあたりの特許や引用が増えることを明らかにしている。特に、彼らは、研究開発費の投資効率が高くなる要因の 1 つとして、比較可能性が高くなると、同業他社の将来キャッシュ・フローの予測能力が高まることを指摘している。

V Non-GAAP 利益の有用性

前節で取り上げた GAAP 利益の比較可能性に関する研究で用いられた財務情報は、稼得利益や純利益であった。GAAP 利益の有用性に関しては、これまで Ball and Brown [1968] や Beaver [1968] を嚆矢とする数多くの研究で明らかにされてきたが、GAAP 利益に比べて、Non-GAAP 利益は、経営者の自発的な開示によるため、自由度（つまり、柔軟性）が高く、企業間の比較可能性が極めて低いと批判されることが多い。このような批判にさらされる Non-GAAP 利益の有用性は完全に否定されるのであろうか。本節では、財務報告の比較可能性の観点から批判を受けることが多い Non-GAAP 利益の有用性について検討する。

1. Non-GAAP 利益の開示目的

GAAP 利益とは異なり、Non-GAAP 利益は、経営者が「本業による業績」とみなす独自の指標の総称である。一般に、経営者が GAAP 利益から本業と関係がないとみなす損益項目を除外して算定することから、Non-GAAP 利益は、

パフォーマンス利益、代替的業績指標 (Alternative Performance Measurements: APM)、経営者業績指標 (Management Performance Measures: MPM)、主要業績指標 (Key Performance Indicator: KPI) とよばれることもある⁽¹³⁾。以下では、これら複数の名称を Non-GAAP 利益に統一して用いる。

Non-GAAP 利益は、その名称にバラツキがあるように、計算方法や開示フォーマットも、企業や業界によって、バラツキがみられる。また、Non-GAAP 利益から除外されるのは費用項目が多いため、Non-GAAP 利益は GAAP 利益よりも金額が大きく、平均的に Non-GAAP 利益 > GAAP 利益の関係が成立している。

それでは、企業はなぜ Non-GAAP 利益を開示するのであろうか。いくつかの仮説があるなかで、多くの先行研究では、投資家の意思決定に有用である本業による利益情報を提供するという情報提供仮説や、赤字企業が投資家を誤導するために一種の利益調整手段として Non-GAAP 利益を開示するという裁量・誤導仮説を検証しようとするものが多い。投資家を誤導する目的で Non-GAAP を開示する場合、将来業績の予想に有用な損益項目が除外されることから、Non-GAAP 利益の質が低い傾向にあるとみなされる。一方、情報提供目的で Non-GAAP 利益が開示されるならば、Non-GAAP 利益から除外された項目は将来業績の予想に有用ではないということになる。本稿では、紙幅の関係から、主として上記の 2 つの仮説に焦点を当て、先行研究から得られる知見について整理する⁽¹⁴⁾。

2. 情報提供仮説と裁量・誤導仮説

(1) 情報提供仮説

企業が Non-GAAP 利益を開示するのは、GAAP 利益よりも本業の業績を表し、将来業績

の予想や企業価値評価に役立つ情報を投資家に提供することであるかどうかを検証した初期の研究に、Bradshaw and Sloan [2002], Brown and Sivakumar [2003], Bhattacharya et al. [2003] がある。これらの研究は、GAAP 利益と比べて、Non-GAAP 利益に相対情報内容や増分情報内容があり、価値関連性や将来業績の予測能力が高いことを報告している。しかし、初期の研究には、I/B/E/S の EPS (つまりアナリストの提供する利益) を Non-GAAP 利益の代理変数として使用している研究も含まれていた (Bhattacharya et al. [2003])。

その後、この点を改善すべく、実際に経営者の開示した Non-GAAP 利益情報を用いた研究が増えてきた。たとえば、Lougee and Marquardt [2004] は、GAAP 利益が有用でない場合において、Non-GAAP 利益のほうが情報内容を有しており、将来業績の予測能力も高いことを明らかにしている。Leung and Veenman [2018] も、GAAP 利益がマイナスの企業は、悪い業績を隠すのではなく、キャッシュ・フローの裏付けがある Non-GAAP 利益を開示しており、それによって市場も誤導されないことを報告している。Bentley et al. [2018] は、アナリストによる情報の裏付けがある場合に、Non-GAAP 利益の予測可能性が高いことを報告している。これらの研究は、相対的に Non-GAAP 利益の信頼性が高い場合に焦点を当て、Non-GAAP 利益情報の有用性を裏付ける結果を提示している。

(2) 裁量・誤導仮説

Non-GAAP 利益の情報提供仮説を支持する研究とは反対に、誤導仮説を支持する研究結果も報告されている。例えば、Doyle et al. [2003] は、Non-GAAP 利益の算定から除外される項目が、将来キャッシュ・フローおよび株式リタ

ーンと関係していることから、将来業績の予測に役立つ項目が意図的に取り除かれている可能性がある」と指摘している。また、Non-GAAP 利益の算定から除外された項目が株価に十分織り込まれていないことから、Non-GAAP 利益によって投資家が誤導されている懸念があると結論付けている。Bhattacharya et al. [2007] は、取引規模に基づき洗練されている投資家と洗練されていない投資家を定義したうえで、洗練されていない投資家は、GAAP 利益ではなく、Non-GAAP 利益に基づいた取引を行うが、洗練されている投資家は、Non-GAAP 利益に基づく取引を行わないと結論付けている。Frankel et al. [2011] は、取締役会の独立性が低い場合に、Non-GAAP 利益の算定から経常的な項目を機会主義的に取り除く傾向があることを報告している。

Doyle et al. [2013] は、アナリスト予想を達成するように、企業が機会主義的に Non-GAAP 利益を算定していることを例証している。また、他の利益調整の手段と代替的に Non-GAAP 利益を用いた裁量が行われるが、市場はその情報を割り引いて評価していることを報告している。Black et al. [2017] は、アナリスト予想を達成するために、経営者が複数の選択肢の中から優先順位を付けて裁量を行うと予想し、実体的および会計的裁量行動に基づく利益調整と Non-GAAP 利益の開示の関係を検討している。その結果、彼らは利益調整を行っても実績利益がアナリスト予想をわずかに達成しない企業に関しては、Non-GAAP 利益を開示する傾向があることを報告している。

(3) 規制の効果

投資家を誤導する目的で Non-GAAP 利益が開示されるのではないかという懸念を受けて、米国の証券取引委員会 (Securities and Exchange

Committee: SEC) は、2001 年 12 月に連邦証券法の不正防止規定により、Non-GAAP 利益情報の開示企業を対象に注意勧告を行った (SEC [2001])。その後、2002 年 7 月にサーベンス・オクスリー法 (the Sarbanes-Oxley Act: SOX 法) の 401 条で、SOX 法の制定日から 180 日以内に Non-GAAP 指標の規制を行うことを明らかにした。これを受けて翌年の 3 月に、SEC は Non-GAAP 利益の開示企業にレギュレーション G (Regulation G: Reg G) とレギュレーション S-K (Regulation S-K: Reg S-K) の適用を義務付けた。

Reg G では最も直接比較できる GAAP 利益と Non-GAAP 利益との調整額を開示することを、Reg S-K では GAAP 利益が Non-GAAP 利益と同等あるいはそれ以上に目立つように開示することを、また、なぜ Non-GAAP 利益が投資家に有用であるとみなされるかについての理由を説明することを企業に義務付けた。その後、SEC は、Non-GAAP 利益の開示について法令遵守および開示に関する解釈 (Compliance and Disclosure Interpretations: C&DIs) を公表し、Non-GAAP 利益の開示に関する解釈指針を示している (SEC [2018])。

そこで、これらの米国における一連の規制、特に Reg G が Non-GAAP 利益の開示に及ぼした影響を調査した研究をみていくことにする⁽¹⁵⁾。Marques [2006] は、Reg G の前後における Non-GAAP 利益の開示について検証した結果、Reg G が承認された後に Non-GAAP 利益の開示は減少したが、市場は Non-GAAP 利益の開示に対してプラスに反応するようになったことを明らかにしている。また、アナリストによる情報の裏付けがある場合に、市場は Non-GAAP 利益に対してプラスに反応することを報告している。

次に、Kolev et al. [2008] は、Reg G によ

る SEC の規制前と比べて規制後、概ねより一時的な費用項目が Non-GAAP 利益から除外されることを報告している。規制後に Non-GAAP 利益の開示を止めた企業については、将来業績との関連性が高い費用項目を除外していたことを示しており、規制以前に裁量的に Non-GAAP 利益を開示していたことを裏付ける証拠を提供している。

(4) Non-GAAP 利益の質

SEC による Non-GAAP 利益の開示をめぐる一連の規制は、概ね Non-GAAP 利益の開示にプラスの効果を及ぼしていることがわかる。その規制による開示内容に着目した研究に Chen et al. [2021] がある。彼らは、Reg G, Reg S-K, C&DIs に基づき、Non-GAAP 利益の質を尺度化している。具体的には、Non-GAAP 利益を開示する理由を説明しているかどうか、Non-GAAP 利益とわかる名称を用いているかどうか、直接比較できる GAAP 利益を明示しているかどうか、Non-GAAP 利益を GAAP 利益よりも目立たせていないかどうか、Non-GAAP 利益の算定において取り除かれた損益項目を明示しているかなど 12 項目の合計に基づき質的開示スコアを算定している。このスコアが高いほど、規制に従っており、Non-GAAP 利益の質は高いということになる。

Chen et al. [2021] は、質的開示スコアが高い場合に、Non-GAAP 利益からの除外項目は将来業績と関係せず、より一時的な性質を示していることを例証している。また、質的開示スコアが高い場合には、GAAP 利益の代わりに Non-GAAP 利益によってアナリスト予想を達成する傾向が低くなることも明らかにしている。さらに、イベントスタディの分析結果は、質的開示スコアが高い場合に、投資家は Non-GAAP 利益からの除外項目を一時的な項目と

みなす傾向があることを示している。

3. Non-GAAP 利益計算の首尾一貫性と比較可能性

Non-GAAP 利益への批判は、計算が時系列で一貫していない、また同業他社と異なることから、財務情報の利用者が誤導されるという点にある⁽¹⁶⁾。このような批判や懸念について、比較可能性という観点から調査した研究に Black et al. [2021] がある。Black et al. [2021] は、比較可能性を時系列とクロスセクションで検討しているが、混乱を避けるため時系列で Non-GAAP 利益の算定項目が変わっていない場合は首尾一貫性が高い、クロスセクションでライバル企業と Non-GAAP 利益の算定項目が異なっていない場合は比較可能性が高いと分類している⁽¹⁷⁾。具体的には、2 期連続で Non-GAAP 利益の算定項目に変化がない場合に、首尾一貫性が保たれており、同業他社の 50% 以上と同様の項目が Non-GAAP 利益の算定項目である場合に、比較可能性が保たれていると認識する。このように、それぞれ財務報告レベルでの首尾一貫性と比較可能性を検討している。さらに、第Ⅲ節で言及した De Franco et al. [2011] に基づいて GAAP 利益と Non-GAAP 利益の比較可能性についても測定している。

彼らは、まず、時系列で Non-GAAP 利益の計算方法が変更される場合、Non-GAAP 利益と将来の本業の業績の関係に違いをもたらすのかどうかを調査している。その結果、観測値の 88% は、前期と当期で Non-GAAP 利益の定義を変更していないが、変更があった場合に、Non-GAAP 利益と将来業績の関連性は高いことを例証している。

次に、同業他社と比べて Non-GAAP 利益の計算項目が異なる場合、Non-GAAP 利益と将来の本業の業績の関係に違いをもたらすのか

どうかについても分析している。その結果、観測値の 52%が、同業他社と同じ項目を Non-GAAP 利益の算定に用いているが、標準的な処理から逸脱している企業の Non-GAAP 利益は、よりよく本業の業績を伝えていることを明らかにしている。

さらに、Black et al. [2021] は、De Franco et al. [2011] の比較可能性を測定するにあたって、財務情報の代理変数として、GAAP 利益と Non-GAAP 利益を代入した場合、平均的に比較可能性が高いのはいずれの利益かについて調査している。彼らの分析結果は、GAAP 利益と比べて、Non-GAAP 利益の比較可能性のほうが高いものの、GAAP 利益として営業利益を用いた場合に両者の比較可能性に差がないことを示している。この結果から、彼らは、非経常項目を除外することによって、Non-GAAP 利益の比較可能性が高くなっていると結論付けている。しかし、彼らは非経常項目の金額が大きい場合や、GAAP 利益では達成できないアナリスト予想を Non-GAAP 利益で達成する場合に、計算方法を変更することや、同業他社と異なる計算を行うことを明らかにしている。このことから、彼らの分析結果は、裁量目的から Non-GAAP 利益を開示するという点も否定できないことを示している。

VI 結論と今後の課題

本稿では、財務情報として、GAAP 利益と Non-GAAP 利益の両方に着目し、比較可能性の観点からその有用性を検討した。前半は、GAAP 利益の比較可能性に関する研究について整理した。その結果、GAAP 利益の比較可能性が高い場合に、資金調達コストが低く、投資家間の情報の非対称性が緩和されており、将来利益反応係数が高いことが明らかにされた。ま

た、利益訂正を行った企業との比較可能性が高い企業は将来に利益訂正を行う可能性が高く、取引規模の大きい投資家はこの情報のある程度織り込んで行動することが検証された。

次に、企業の現金保有水準に関しても、比較可能性が高い場合にその水準が低いことや、市場が企業による現金保有をプラスに評価することが例証された。さらに、比較可能性は、M & A や研究開発などの企業の投資行動の効率性を高めることも報告された。このように、先行研究は、GAAP 利益の比較可能性が、投資家の意思決定、経営者のモニタリング、企業の投資行動にプラスの効果をもたらすことを明らかにした。

本稿の後半では、GAAP 利益と比べて、財務報告の比較可能性が担保されないと批判される Non-GAAP 利益の有用性について、先行研究に基づき検討した。その結果、特に、GAAP 利益の有用性が低い状況において、Non-GAAP 利益の有用性が高くなることが明らかにされた。Non-GAAP 利益が裁量的に開示されていることを裏付ける研究もみられたが、規制によって、より詳細な開示が義務付けられたことから、企業による裁量目的での開示が減少することを支持する検証結果も観察された。また、投資家がより詳細な情報を利用して、Non-GAAP 利益の質を判別できることも明らかにされた。

さらに、Black et al. [2021] では Non-GAAP 利益の計算において、分析に用いられた大半の企業は時系列でその定義を変更していないし、同業他社と同じ定義を採用していることも示された。De Franco et al. [2011] に基づいて、GAAP 利益と Non-GAAP 利益の比較可能性を比較した分析に関しては、GAAP 利益として稼得利益を用いた場合に、むしろ Non-GAAP 利益の比較可能性のほうが高いという検証結果も報告された。

このように、先行研究は、Non-GAAP 利益が投資家の有用性に貢献することや、利益情報としての比較可能性は確保されていることを明らかにしている。その一方で、規制によって緩和されたとはいえ、利益調整の手段の1つとして Non-GAAP 利益が開示されていることを支持する検証結果も報告されていることから、Non-GAAP 利益の裁量・誤導仮説を完全に否定することはできない。

以上、本稿では、米国のデータに基づく検証結果を中心に上げてきたが、今後の課題としては、わが国のデータに基づく GAAP 利益の比較可能性に関する研究および Non-GAAP 利益に関する研究の蓄積が待たれるところである。特に、Non-GAAP 利益については、IFRS 適用企業において、ある程度の開示が進んできたことから、わが国独自の開示目的や検証結果が観察されるのか、興味がもたれる。

注

- (1) IFRS に関する包括的なレビューについては De George et al. [2016] などを参照されたい。
- (2) ただし、IFRS が原則主義であることを考えると、IFRS の適用は必ずしも画一的な会計処理方法を促すわけではないという指摘もある (Shipper [2003])。
- (3) 画一性 (統一性) と柔軟性 (弾力性) については、徳賀 [2000] や中野 [2020] などを参照されたい。
- (4) 比較可能性の測定尺度に関しては、若林 [2016] において取り上げている。なお、Cascino and Gassen [2015] などでは、De Franco et al. [2011] の株式リターンを一期先の営業キャッシュ・フローに置き換えて頑健性のチェックを行っているが、先行研究ではいずれの指標によっても概ね首尾一貫した分析結果を報告している。
- (5) De Franco et al. [2011] は、個々の取引事象に関する会計処理方法ではなく、全体の取引事象を株式リターンで代理し、会計処理の結果であるアウトプットを代表して利益で代理することから、第Ⅱ節における画一性と柔軟性の議論に影響を受けることなく、財務情報の比較可能

性を尺度化しているといえる。

- (6) 実際の分析には、100 をかけて百分率にした値やランクに変換した値を用いることが多い。
- (7) なお、財務会計の機能に着目すると、財務情報には資本市場への貢献、すなわち意思決定支援機能のみならず、企業を取り巻く利害関係者との効率的な契約の締結の役立ち、いわゆる契約支援機能が期待される (須田 [2000])。若林 [2021] では、GAAP 利益の比較可能性がもたらす契約支援機能として、経営者報酬契約に関する研究をレビューしている。
- (8) Ahn et al. [2020] は、Habib et al. [2017] の検証結果、すなわち、比較可能性と現金保有の間にマイナスの関係がみられるということは、資金調達がしやすくなることのほかに、経営者に対するモニタリングが効くことによって、余分な現金保有が抑制されることから導き出される結果であると指摘する。
- (9) 比較可能性によるモニタリング機能が働く場合に、経営者が自らの利得のために企業価値の向上にはつながらない投資を行う Jensen [1986] のフリー・キャッシュ・フロー問題が引き起こされる傾向が抑制されると考えるからである (Ahn et al. [2020])。
- (10) Ahn et al. [2020] のほかに、株価暴落のリスク評価において、比較可能性の情報提供機能とモニタリング機能に着目した研究に、Kim et al. [2016] がある。
- (11) ここでいうシナジーは、買収企業と被買収企業の買収アナウンスメント日周辺の累積残差リターンの加重平均として測定される (Chen et al. [2018])。
- (12) Chircop et al. [2020] では、比較可能性を算定するにあたって、研究開発費を足し戻した利益に基づき比較可能性を算定している。
- (13) ストリート利益 (Street Earnings) という場合、アナリストが算定して開示する利益を指すことが多い。
- (14) Non-GAAP 利益に関する包括的なレビューについては、Black et al. [2018] を参照されたい。
- (15) 本稿では、主として Non-GAAP 利益の実証研究に焦点を当てているが、米国を中心とする Non-GAAP 利益の広がりや規制当局の対応などに関しては、Black [2018] や山田 [2019] が詳しい。
- (16) 2018 年に更新された SEC の解釈指針である C&DIs では、たとえば、「Non-GAAP 指標は、時系列で一貫性のない方法で提示された場合、誤解を招く可能性がありますか。」という問いに対して、誤解を招くと回答し、変更による金額の影響や変更の理由が説明されていなければ、Reg G に違反する可能性がある」と警告している

(SEC, 2018)。

- (17) 第Ⅱ節で取り上げた概念フレームワークにおける首尾一貫性の定義とは異なることに注意されたい。

参考文献

- Ahn, H., S. Choi, and S. Yun [2020], “Financial Statement Comparability and the Market Value of Cash Holdings,” *Accounting Horizons*, Vol.34, No.3, pp.1-21.
- Amihud, Y. [2002], “Illiquidity and Stock Returns: Cross-Section and Time-Series Effects,” *Journal of Financial Markets*, Vol.5, No.1, pp.31-56.
- Ball, R., and P. Brown [1968], “An Empirical Evaluation of Accounting Income Numbers,” *Journal of Accounting Research*, Vol.6, No.2, pp.159-178.
- Beaver, W. H. [1968], “The Information Content of Annual Earnings Announcements,” *Journal of Accounting Research*, Vol.6, Supplement, pp.67-92.
- Bentley, J., T. Christensen, H. Gee, and B. Whipple [2018], “Disentangling Managers’ and Analysts’ Non-GAAP Reporting,” *Journal of Accounting Research*, Vol.56, No.4, pp.1039-1081.
- Bhattacharya, N., E. Black, T. Christensen, and C. Larson [2003], “Assessing the Relative Informativeness and Permanence of Pro Forma Earnings and GAAP Operating Earnings,” *Journal of Accounting and Economics*, Vol.36, Nos.1-3, pp.285-319.
- Bhattacharya, N., E. Black, T. Christensen, and R. Mergenthaler [2004], “Empirical Evidence on Recent Trends in Pro Forma Reporting,” *Accounting Horizons*, Vol.18, No.1, pp.27-43.
- Bhattacharya, N., E. Black, T. Christensen, and R. Mergenthaler [2007], “Who Trades on Pro Forma Earnings Information?” *The Accounting Review*, Vol.82, No.3, pp.581-619.
- Black, D., T. Christensen, J. Ciesielski, and B. Whipple [2018], “Non-GAAP Reporting: Evidence from Academia and Current Practice,” *Journal of Business Finance and Accounting*, Vol.45, Nos.3-4, pp.259-294.
- Black, D., T. Christensen, J. Ciesielski, and B. Whipple [2021], “Non-GAAP Earnings: A Consistency and Comparability Crisis?” *Contemporary Accounting Research*, Vol.38, No.3, pp.1712-1747.
- Black, E., T. Christensen, J. Taylor, and R. Schmardebeck [2017], “The Relation between Earnings Management and Non-GAAP Reporting,” *Contemporary Accounting Research*, Vol.34, No.2, pp. 750-782.
- Bradshaw, M. T., and R. G. Sloan [2002], “GAAP versus the Street: An Empirical Assessment of Two Alternative Definitions of Earnings,” *Journal of Accounting Research*, Vol.40, No.1, pp. 41-66.
- Brochet, F., A. Jagolinzer, and E. Riedl [2013], “Mandatory IFRS Adoption and Financial Statement Comparability,” *Contemporary Accounting Research*, Vol.30, No.4, pp.1373-1400.
- Brown, L., and K. Sivakumar [2003], “Comparing the Value Relevance of Two Operating Income Measures,” *Review of Accounting Studies*, Vol.8, No. 4, pp. 561-572.
- Campbell, J., and P. Yeung [2017], “Earnings Comparability, Accounting Similarities, and Stock Returns: Evidence from Peer Firms’ Earnings Restatements,” *Journal of Accounting, Auditing and Finance*, Vol.32, No.4: pp.480-509.
- Cascino, S., and J. Gassen [2015], “What Drives the Comparability Effect of Mandatory IFRS Adoption?” *Review of Accounting Studies*, Vol.20, No.1, pp.242-282.
- Chen, C., D. Collins, T. Kravet, and R. Mergenthaler [2018], “Financial Statement Comparability and the Efficiency of Acquisition Decisions,” *Contemporary Accounting Research*, Vol.35, No.1, pp.164-202.
- Chen, H., Y. Lee, S. Lo, and Y. Yu [2021], “Qualitative Characteristics of Non-GAAP Disclosures and Non-GAAP Earnings Quality,” *Journal of Accounting and Economics*, Vol.72, No.1, pp.1-24.
- Chircop, J., D. Collins, L. Hass, and N. Nguyen [2020], “Accounting Comparability and Corporate Innovative Efficiency,” *The Accounting Review*, Vol.95, No.4, pp.127-151.
- Choi, J., S. Choi, L. Myers, and D. Ziebart [2019], “Financial Statement Comparability and the Informativeness of Stock Prices about Future Earnings,” *Contemporary Accounting Research*, Vol.36, No.1, pp.389-417.
- Dechow, P., W. Ge, and C. Schrand [2010], “Understanding Earnings Quality: A Review of the Proxies, Their Determinants and Their Consequences,” *Journal of Accounting and Economics*, Vol.50, Nos.2-3, pp.344-401.
- De Franco, G., S. Kothari, and R. Verdi [2011], “The Benefits of Financial Statement Comparability,” *Journal of Accounting Research*, Vol.49, No.4, pp.895-931.
- De George, E., X. Li, and L. Shivakumar [2016], “A Review of the IFRS Adoption Literature,” *Review of Accounting Studies*, Vol.21, No.3, pp.898-1004.
- Doyle, J., J. Jennings, and T. Soliman [2013], “Do

- Managers Define Non-GAAP Earnings to Meet or Beat Analyst Forecasts?" *Journal of Accounting and Economics*, Vol.56, No.1, pp.40-56.
- Doyle, J., R. Lundholm, and M. Soliman [2003], "The Predictive Value of Expenses Excluded from Pro Forma Earnings," *Review of Accounting Studies*, Vol.8, No.2, pp.145-174.
- Fang, X., Y. Li, B. Xin, and W. Zhang [2016], "Financial Statement Comparability and Debt Contracting: Evidence from the Syndicated Loan Market," *Accounting Horizons*, Vol.30, No.2, pp.277-303.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) [2018], *FASB Conceptual Framework: Amendments to Statement of Financial Accounting Concepts No. 8 As Amended*. FASB, Norwalk, CT.
- Frankel, R., S. McVay, and M. Soliman [2011], "Non-GAAP Earnings and Board Independence," *Review of Accounting Studies*, Vol.16, No.4, pp.719-744.
- Habib, A., M. Hasan, and A. Al-Hadi [2017], "Financial Statement Comparability and Corporate Cash Holdings," *Journal of Contemporary Accounting and Economics*, Vol.13, No.3, pp.304-321.
- Hong, H. [2013], "Does Mandatory Adoption of International Financial Reporting Standards Decrease the Voting Premium for Dual-Class Shares?" *The Accounting Review* Vol.88, No.4, pp.1289-1325.
- Horton, J., G. Serafeim, and I. Serafeim [2013], "Does Mandatory IFRS Adoption Improve the Information Environment?" *Contemporary Accounting Research*, Vol.30, No.1, pp.388-423.
- Imhof, M., S. Seavey, and D. Smith [2017], "Comparability and Cost of Equity Capital," *Accounting Horizons*, Vol.31, No.2, pp.125-138.
- International Accounting Standards Board (IASB) [2018], *Conceptual Framework for Financial Reporting*. IASB, London.
- IASB [2019], *General Presentation and Disclosure. Exposure Draft ED/2019/7*. IASB, London.
- Kim, S., P. Kraft, and S. Ryan [2013], "Financial Statement Comparability and Credit Risk," *Review of Accounting Studies*, Vol.18, No.3, pp.783-823.
- Kim, J., L. Li, L. Lu, and Y. Yu [2016], "Financial Statement Comparability and Expected Crash Risk," *Journal of Accounting and Economics*, Vol.61, Nos.2-3, pp.294-312.
- Kolev, K., C. Marquardt, and S. McVay [2008], "SEC Scrutiny and the Evolution of Non-GAAP Reporting," *The Accounting Review*, Vol.83, No.1, pp.157-184.
- Leung, E., and D.Veenman [2018], "Non-GAAP Earnings Disclosure in Loss Firms," *Journal of Accounting Research*, Vol.56, No.4, pp.1083-1137.
- Lougee, B., and C. Marquardt [2004], "Earnings Informativeness and Strategic Disclosure: An Empirical Examination of "Pro Forma" Earnings," *The Accounting Review*, Vol.79, No.3, pp.769-795.
- Marques, A. [2006], "SEC Interventions and the Frequency and Usefulness of Non-GAAP Financial Measures," *Review of Accounting Studies*, Vol.11, No.4, pp.549-574.
- Neel, M. [2017], "Accounting Comparability and Economic Outcomes of Mandatory IFRS Adoption," *Contemporary Accounting Research*, Vol.34, No.1, pp.658-690.
- Opler, T., L. Pinkowitz, R. Stulz, and R. Williamson [1999], "The Determinants and Implications of Corporate Cash Holdings," *Journal of Financial Economics*, Vol.52, No.1, pp.3-46.
- Schipper, K. [2003], "Principles-Based Accounting Standards," *Accounting Horizons*, Vol.17, No.1, pp.61-72.
- Schipper, K., and L. Vincent [2003], "Earnings Quality," *Accounting Horizons*, Vol.17, Supplement, pp.97-110.
- Securities and Exchange Commission (SEC) [2001], *Cautionary Advice Regarding the Use of "Pro Forma" Financial Information in Earnings Releases (Securities and Exchange Commission Release Nos.33-8039, 34-45124, FR-59)*.
- SEC [2018], *Non-GAAP Financial Measures. SEC Compliance & Disclosure Interpretations*.
- 須田 一幸 [2000]『財務会計の機能—理論と機能』白桃書房。
- 徳賀芳弘 [2000]『国際会計論—相違と調和—』中央経済社。
- 中野貴之 [2020]「IFRS の適用と財務情報の比較可能性: 投資家の要請と財務会計の基礎概念の交錯」『會計』第 197 巻第 6 号, 642-655 頁。
- 山田純平 [2019]「海外における Non-GAAP 指標をめぐる動向」『企業会計』第 71 巻第 9 号, 74-80 頁。
- 若林公美 [2016]「財務情報の比較可能性の尺度に関する研究」『甲南経営研究』第 57 巻第 3 号, 77-103 頁。
- 若林公美 [2018]「IFRS と財務情報の比較可能性」『国際会計研究学会 年報 2017 年度』第 1・2 合併号, 117-130 頁。
- 若林公美 [2019]「会計情報の比較可能性と投資家間の情報の非対称性」『會計』第 195 巻第 4 号, 333-344 頁。
- 若林公美 [2021]「財務報告の比較可能性と経営者

報酬契約における相対業績評価』『會計』第 199 巻第 5 号, 519-532 頁。

(付記) 本稿は, 国際会計研究学会第 38 回研究大会における統一論題報告に基づいている。座長の中野貴之先生, 古庄修先生, 藤本貴子先生, 阪智香先生, 野村嘉

浩先生, 成岡浩一先生から有益なコメントやサジェスチョンをいただいた。記して感謝申し上げます。ただし, ありうべき誤謬は筆者に帰するものである。なお, 本稿は JSPS 科研費 JP18K01955 の助成による研究成果の一部である。

企業情報開示に関する有用性と信頼性の向上に向けた論点の整理—開示とガバナンスの連動による持続的な価値創造サイクル実現に向けて—

藤 本 貴 子
日本公認会計士協会

要 旨

近年、企業における ESG 等の非財務情報の開示の重要性が高まっており、自主開示のみならず、制度開示書類である有価証券報告書においても、記述情報の開示の充実を図るための施策が進められている。

国際的には、サステナビリティ報告の基準統一を進める動きが加速しており、IFRS 財団において IASB に並ぶ、サステナビリティ報告基準を開発するための新たなボードとして ISSB (International Sustainability Standards Board) が設置され、IIRC と SASB が統合して設立された VRF (Value Reporting Foundation) 及び CDSB が統合することが予定されている。

我が国においては、企業が投資家の情報開示の要請に応えるため、有価証券報告書に加え、統合報告書等も利用し、積極的に情報開示を行う取組を促進しており、企業の経営方針等に基づく持続的な価値創造に向けた取組を適切に開示に反映する努力を継続している。

日本公認会計士協会では、「企業情報開示・ガバナンス検討特別委員会」を設置し、外部有識者として投資家・社外取締役の参画も得て、企業情報開示の有用性と信頼性の向上に向けた課題の抽出と対応の方向性について議論を行った。この議論は、資本市場において、情報利用者である投資家が必要とする企業情報を前提としており、企業情報開示がその有用性と信頼性を高め、コーポレートガバナンスとの有機的なつながりを通じて、企業の持続的な価値創造に結びついていくことが重要であるとの考えに基づいている。さらに、こうした企業情報開示を支える立場として、公認会計士が果たすべき役割についても検討した。本論文では当特別委員会報告書の内容を紹介するとともに、最近の動向も踏まえ、今後の企業情報開示の進展と信頼性の確保について考察する。

I 本論点整理の検討の背景と目的

近年、企業における ESG 等の非財務情報の開示の重要性が高まっている。我が国では、諸外国に比べて自主的な情報開示として統合報告書を発行する企業が多く、かつ年々発行企業数も増えているが、制度開示書類である有価証券報告書においても記述情報の開示の充実を図るための施策が進められている。

国際的には、2019 年頃からこれまで乱立していると言われていた非財務情報開示に関する諸団体が統合する動きが出てきていたが、2021 年 11 月に IFRS 財団において IASB に並ぶ、サステナビリティ報告基準を開発するための新たなボードとして ISSB (International Sustainability Standards Board) が設置された。また、2021 年 6 月に IIRC と SASB が統合して設立された VRF (Value Reporting Foundation) 及び CDSB が 2022 年 6 月までには ISSB に統合することが予定されている。また、信頼性確保の観点からは、2021 年 4 月に国際監査・保証基準審議会 (IAASB) から統合報告書やサステナビリティ報告を想定した「拡張された外部報告」(Extended External Reporting : EER) の保証に関するガイダンス文書が公表されており、非財務情報をとりまく動きは加速している状況にある。

日本公認会計士協会では、これまで財務情報の信頼性を高める観点から、財務会計及び監査の在り方を中心に検討を進めてきたが、近年の非財務情報開示の重要性が高まっている環境を踏まえた上で、さらに、企業の情報開示は財務情報及び非財務情報が一体として投資家に理解されるべきと考え、公認会計士は非財務情報も含めた企業情報開示全体に関する信頼性の確保に貢献するべきであると考えた。

企業情報開示の有用性と信頼性を高めるためには、企業の情報開示がどのように提供され、かつ、どのようにして信頼性を確保すべきかを検討するにあたり、多くの課題があると考え、それらについて俯瞰的・横断的に検討を深める必要がある。具体的には、以下の 4 つに分けて論点整理し、検討している。

- ・開示書類の体系と情報構成
- ・報告フレームワーク・基準
- ・企業情報開示とコーポレートガバナンスの連動
- ・信頼性を高める監査・保証

II 開示書類の体系と情報構成

我が国では有価証券報告書を中心とした制度開示書類のみならず、統合報告書やサステナビリティ報告書等に代表される自主開示書類も数多く提供されている。企業から様々な情報開示が行われることは望ましいが、多数の情報開示が行われる結果、それぞれの開示目的が明確にされていないことや開示内容の整合性等がとれているか等、かえってどの情報を確認するのがよいか、分かりにくくなっている可能性もある。また、自主開示においては、制度開示とは異なり、虚偽記載の罰則規定も存在しないことから、開示されている情報が信頼足りうるものか、企業にとって都合のよい情報のみを開示していないか等の懸念があるとの意見もあり、課題があると認識している。現状の開示体系と情報構成を踏まえ、どのような方向性が望ましいかを考察する。

1. 開示書類の体系

(1) 開示書類の体系における課題

我が国における制度開示書類としては、金融商品取引法に基づく有価証券報告書、会社法に

基づく事業報告及び計算書類等、取引所規則に基づくコーポレートガバナンス報告書等が存在する。

自主開示書類としては、統合報告書やサステナビリティ報告書、近年では TCFD 報告書等もみられるようになった。近年の非財務情報の重要性の高まりにより、投資家のみならず様々なステークホルダーに対する情報開示のために力を入れる企業も増加している。自主開示書類には、開示規則や基準は存在しないものの、企業は開示すべき情報を判断する上で、IIRC や SASB, GRI, TCFD 等の基準を参考にしながら開示内容を検討することが多い。また、統合報告書等は開示内容の検討に相当な時間をかけて発行されることも多く、投資家等のステークホルダーにとっても企業の持続的価値創造プロセスの理解に役立つものとなっている。

しかしながら、制度開示書類のみならず、自主開示書類が情報利用者により積極的に活用されるなかで、いくつか課題もあると認識している。具体的には、以下の点である。

- ・企業価値の全体像を俯瞰できる簡潔な企業報告が存在しない。
- ・開示媒体間の関連性や開示全体の体系が明確でない。
- ・制度開示に比べると、自主開示はその信頼性を担保する基礎が十分でない。

(2) 諸外国の開示体系

諸外国における企業報告は、制度開示書類を中心とした体系化がなされており、我が国のように、統合報告書等の自主開示書類が充実している国はあまりないように見受けられる。

英国の場合には、戦略報告書が企業報告の中核として位置づけられ、企業の持続的な価値創造プロセスにおいて重要な情報である経営戦略、ビジネスモデル、リスク、KPI 等の情報を

簡潔に伝える媒体となり、その上で取締役報告書、取締役報酬報告書、コーポレートガバナンス報告書及び財務諸表とが一体となって企業報告を構成している。米国においては、証券取引委員会（SEC）への提出書類として Form 10-K が制度開示書類となるが、当書類においても重要な情報はサマリーとして冒頭に開示される実務がある。フランスにおいては、統合報告書が発行される実務があったものの、フランス金融市場庁（AMF）は制度開示書類に統合報告書を含めることを推奨していたが、その後、EU では、非財務情報開示指令（NFRD）の要請、さらに、サステナビリティ報告指令（CSRD）の提案などにより、非財務情報は制度開示に組み込まれ、義務化の方向に向かっている。

このように、非財務情報についての諸外国における情報開示は、制度開示書類に含めて開示されることが多く、かつ、最近の EU 及び米国の動きからは開示内容も強化されていることが見てとれる。

(3) 我が国における開示体系及び情報構成の議論

我が国においては、金融庁において金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、有価証券報告書の開示内容について議論されている。2021 年 9 月以降の議論では、国際的な動きも踏まえ、サステナビリティ情報開示に関する議論や、2021 年 3 月に改訂されたコーポレートガバナンス・コードの内容を踏まえた記述情報の充実化に向けた議論が行われている。

これまでも、財務諸表以外の開示内容については、金融庁では「記述情報の開示に関する原則」や「記述情報の好事例集」を公表し、企業の情報開示がさらに充実するような取組が行

われており、企業が有価証券報告書の開示内容を検討する上で参考とされている。また、「記述情報の好事例集」には、多くの統合報告書の事例も掲載されており、自主開示から制度開示へと情報の充実化を促す取組が行われている。

(4) 開示体系を検討するための考察

我が国の有価証券報告書の開示内容は年々充実化がはかれているが、開示体系及び情報構成については、諸外国と比較すると特に開示体系がわかりづらい面があるものと考えられる。企業情報開示の目的は、投資家が企業の持続的な価値創造プロセスを理解する上で重要な情報が洩れなく正しく開示されていることが必要であり、そのような観点でどのような開示体系が望ましいか、検討していくべきと考える。なお、これらを検討していく上でいくつかハードルがあるとの意見があり、以下に掲げておく。

① 報告書に関する課題

- ・有価証券報告書様式について自由度を求めるニーズが高い。
- ・特に英文開示を前提とした場合、現在の有価証券報告書の情報構成ではメッセージが伝わりにくい。ストーリーをもって開示できるよう要素別の開示要求が望ましい。

② 企業の開示体制・プロセスの課題

- ・企業の情報開示に関連する部門が複数あり（制度開示を担当する総務・財務経理部門、統合報告書を担当する CSR・サステナビリティ部門、決算短信等を担当する広報・IR部門等）、情報連携がとれていない場合、各開示媒体の情報に一貫性がとれなくなる可能性がある。
- ・統合報告書の現状の発行時期（3月決算企業の場合、概ね8月末から10月末）を踏まえると、有価証券報告書に統合報告書に開示さ

れている内容を取り込むためには、有価証券報告書の作成時期を前倒しする必要がある。

- ・議決権行使の観点からは、株主総会前に有価証券報告書を提出することが望ましいが、そのような会社は大変少ない。

③ 情報利用者の評価に関する課題

- ・情報利用者は開示が充実している自主開示を重視し、制度開示における開示情報の内容を重視していない可能性がある。

④ 監査人に関する課題

- ・監査人においても非財務情報について理解を深め、経営者等との対話を充実する必要がある。また、財務情報と非財務情報の結合性や信頼性確保について整理が必要である。

2. 情報利用者のニーズと開示体系の在り方

(1) 情報利用者のニーズ

情報利用者の企業情報開示に対するニーズは大きく二つに大別される。一つは企業が将来に向かっていく目標や方向性、及びその目標に対して現在置かれている状況、特にリスクと戦略等の企業経営の全体像を理解したいニーズである。主としてアクティブ運用に従事する投資家が将来キャッシュフロー予測に基づく企業価値評価に活用すること、また、パッシブ運用における議決権行使やエンゲージメントに利用することも考えられる。もう一つは個別詳細な情報を分析したいニーズであり、アナリストや情報ベンダー等、詳細なデータを活用することで企業の詳細な分析や企業間比較等が可能となる。

これらのニーズを踏まえると、企業の持続的な価値創造ストーリー及びそれに向けた企業のビジネスモデル、リスク、戦略等を示すような全体像を表す情報開示と、比較可能性を確保した個別詳細な情報開示の両者を兼ね備えた

情報開示の必要があるものと考えられる。

(2) 企業報告の体系化アプローチ案

企業の価値創造の全体像を表す報告と個別事項の詳細開示の両者を満たす企業報告を想定した場合、制度開示書類の構成について、以下のような体系化のアプローチが考えられる。

① 価値創造の全体像を表す報告

- ・中長期的な価値創造ストーリーを伝えることが目的
- ・開示項目はトップメッセージ、ビジネスモデル、戦略、リスク、ガバナンス、主要業績等
- ・様式の自由度を高め、要素別の開示要求
- ・コンパクトで簡潔な報告
- ・英文化により、海外投資家向けの情報開示とすることも可能

② 個別事項の詳細開示

- ・企業価値評価及び分析等に活用できることが目的
- ・開示項目はガバナンス運用状況、KPI 一覧、財務諸表等
- ・比較可能性を重視した開示
- ・データベースを意識した財務・非財務 KPI の一覧開示
- ・XBRL 技術等の積極活用によるデジタル開示を推進

上記の情報構成は情報利用者にとって重要な情報であることから、開示の信頼性を確保する観点から、制度開示において実現することを想定している。現在、自主開示書類として発行されている統合報告書やサステナビリティ報告書のうち、重要な内容については制度開示にも組み込まれることで、制度開示書類において重要な情報が洩れなく正しく開示される状態が実現できる。そして、自主開示書類は制度開

示書類を補完するように、特定の内容をより深掘りした個別詳細な情報を提供し、情報利用者のさらなるニーズに応える目的となることを想定している。

(3) 過去実績情報の開示充実の必要性

企業情報開示において、情報利用者からのニーズとして、企業の持続的な価値創造ストーリーを知りたいのと同時に、当初計画していたストーリーどおりに企業の業績目標が達成したかどうか、すなわち企業の戦略の進捗状況を確認したいと考えている。しかしながら、そのような情報は現在の企業情報開示においては必ずしも十分ではないとの意見も多い。この点については、統合報告書に関する諸外国の調査においても、日本企業の実績情報に関する開示の評価として低い結果が出ているとの指摘もある。

このように、過去実績情報の充実化のニーズは高いことが考えられるが、以下の観点で充実化を図ることが考えられる。

- ① 主要業績指標（KPI）の一覧開示（算定方法、注記を含む）及び当該実績に関する経営者による分析・見解の提供
- ・企業の業績や重要課題の状況及び過去に公表された戦略の進捗度について情報利用者が理解し企業評価に役立てることが可能となる。
- ・開示する指標として3段階の内容、具体的には、a. 全ての企業共通の指標、b. 企業が属する業種における共通指標、c. 企業により経営判断上、重要と考える指標、が考えられる。
- ② コーポレートガバナンスの運用状況
- ・ガバナンス設計の基本方針の他、運用状況に関する情報ニーズも高い。例えば、取締役会の開催頻度や議論の内容等、ガ

バランスの実効性が確保されているかを評価したいニーズがある。

なお、これらの情報は、(2)にも記載したとおり、一覧開示によりわかりやすく情報提供されることが望まれる。

Ⅲ 報告フレームワーク・基準

有用かつ信頼ある開示を実現するには、一定のフレームワーク・基準の存在が重要となる。財務会計において会計基準や概念フレームワークがあるように、非財務情報についても開示の進展のためには、統一的なフレームワーク・基準がどのように収斂し、整備されていくかが重要な鍵となる。以下では、近年の国内外の開発動向についてとりあげる。

1. 国際フレームワーク・基準の開発・収斂

(1) 乱立するフレームワーク・基準の統合化の動き

近年、気候変動に代表される環境問題や人権等の社会アジェンダの重要性が高まり、これらのアジェンダが企業経営において重要な影響を及ぼす状況となってきた。投資家団体や機関投資家は企業に対し、これらの取組について適切に対応していることを適時に開示することも求めている。

しかしながら、非財務情報に関するフレームワーク・基準は、国際的には IIRC, SASB, CDSB, TCFD, GRI（これらを G5 と呼んでいる）等、様々な団体が個々に活動し、フレームワーク・基準を開発していたことから、フレームワーク・基準は乱立していた。気候変動等のサステナビリティ課題に関する非財務情報開示の重要性の高まりを契機として、フレームワーク・基準を収斂していく方向に動きが急速

に高まり、各団体は共同して非財務情報のフレームワーク・基準の考え方を議論した上で、2020 年 9 月に“Statement of Intent to Work Together Towards Comprehensive Corporate Reporting”を公表した。

そのような動きがあるなか、2021 年 6 月に IIRC と SASB が統合し、VRF を設立した。さらに、国際的な会計基準を開発する IASB を持つ IFRS 財団はサステナビリティ報告に関する基準を開発することを目的として、IASB に並ぶ組織として、ISSB を設置することを検討し、2021 年 11 月の COP26 において、ISSB 設置のリリース、VRF 及び CDSB を 2022 年 6 月までに ISSB に統合すること、さらに、ISSB で今後審議予定であるサステナビリティ報告基準における一般開示要求事項と気候変動開示のプロトタイプを公表した。なお、ここで公表されたプロトタイプは、IFRS 財団において 2021 年春に TRWG（Technical Readiness Working Group）を設置し、ISSB がスピード感をもって気候変動等の開示基準の開発を行うことができるように議論してきた内容に基づく。すなわち、実質的なサステナビリティ開示基準開発の議論はすでに開始されていたということになる。

これほどまで短い期間で各団体が収斂・統合の方向となり、かつ、開示のプロトタイプまで公表される等、急速に国際的なサステナビリティ開示のフレームワーク・基準が議論されているのは、前述したように、気候変動を中心としたサステナビリティ課題が企業経営に重要な影響をもたらすことが認識され、投資家からのニーズも高まっていることが背景にある。特に、気候変動は喫緊の課題であることから、早期に基準化されることが想定されている。ISSB は、2022 年第 1 四半期に、開示の一般要求事項と気候変動開示に関する基準の公開草案を

公表し、2022 年半ばにはこれらの公開草案を最終化することを予定している。また、気候変動以外のアジェンダについては、2022 年第 1 四半期にアジェンダコンサルテーションにより意見募集することを予定している。

また、IOSCO（証券監督者国際機構）は、2021 年 6 月に“The Report on Sustainability-related Issuer Disclosures -Final Report-”を公表しており、その中では、ISSB が開発する気候変動関連開示基準のエンドースを検討するとしている。また、ISSB が開発する基準はベースラインとなり、各国がそれに上乗せすることにより適用するビルディングブロックアプローチが想定されている。

(2) EU の動向

EU では非財務情報開示の議論が先行しており、これまでも、非財務情報開示指令（NFRD）を制定し、一定規模の企業においては適用されていたが、2021 年 4 月に改正案として、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）が公表された。この中では、全上場企業に加え、一定規模の非上場企業も対象となり、かつ、非財務情報の開示が義務化され、監査人による保証も前提としている。また、業績指標の基準開発が提案されており、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）では、この業績指標については、a. 全セクター共通、b. セクター別、c. 企業別の 3 層構造としている。

こうした EU の動きは、ISSB がスピード感をもって基準開発に取り組む一つの要因にもつながる動きと考えられる。

2. 国内における非財務情報開示に関する枠組みの検討・構築

(1) 国内における非財務情報開示に関する議論の進展

国際的な動きが加速するなか、我が国においても非財務情報開示の議論が活発化している。制度開示の議論としては、金融庁において金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、サステナビリティ情報やガバナンス情報に関連する情報開示の議論が行われている。

また、ISSB に対応する我が国のサステナビリティ基準の設定主体として、財務会計基準機構において、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）を設置することが予定されており、2022 年 1 月には SSBJ 設立準備委員会が発足している。ここでは、国際的な議論への意見発信や、我が国のサステナビリティ基準を検討することになると考えられる。

また、自主開示書類も含めた企業情報開示の観点からは、経済産業省において、価値協創ガイドランスの改訂に向けた議論（サステナブルな企業価値創造のための長期経営・長期投資に資する対話研究会（SX 研究会））が行われている。また、非財務情報の開示指針研究会を設置し、国際的な非財務情報開示に関する議論について、我が国として意見発信することも目的としており、2021 年 11 月には中間報告を公表している。

他にも、民間企業を中心としたイニシアチブにより ESG 情報開示研究会が発足し、企業や投資家等が議論を深める等、開示に関する議論は様々な場で行われている。こうした、様々な取組が国際的な意見発信や開示の在り方の議論に貢献している。

(2) フレームワークや基準、原則等の開発の必要性

上記のとおり、国内における様々な取組により、フレームワークや基準、原則、ガイダンス等が示されているが、企業が開示内容を検討する上で拠るべきと考える基準やガイドラインが異なり、開示にばらつきが生じることや、比較可能性がないものとならないよう、一貫性のある開示に関するフレームワークを明確にしておく必要がある。特に、制度開示においては、虚偽記載の罰則規定の存在もあることから、企業による積極的な開示を促すためにも、開示について重視すべき考え方を明確にした上で、投資家との対話に生かすことが可能な内容になることが望ましい。

また、(1)にあるとおり、国際的な開示基準やフレームワークの議論が進展しているが、この国際的な基準開発の動向を見据えた上で我が国のあるべき開示を検討する必要があるものとする。そうしなければ、我が国企業の取組を海外投資家に十分に伝えることができず、ひいては我が国の資本市場及び企業が国際的に取り残される可能性もある。この数十年間の我が国企業の企業価値の向上に向けた評価も踏まえ、あらためて健全な資本市場の成長を実現するために十分な検討が必要である。

IV 企業情報開示とコーポレートガバナンスの連動

有用かつ信頼ある企業情報開示を実現するための重要な要素として、コーポレートガバナンス、特に取締役会が果たす役割は極めて重要であると認識している。企業経営にとって重要なビジネスモデル、リスク、経営戦略等を含む企業経営を方向付ける内容は、取締役会で十分議論され、その議論された内容に基づいて適切

に開示されることが望ましい。以下では、企業情報開示における取締役会の役割及び内部統制、プロセスについて検討する。

1. 企業情報開示に対する取締役会の役割

(1) コーポレートガバナンスと企業情報開示の関係

コーポレートガバナンス・コードの導入により、取締役会の役割や社外取締役の重要性が高まっている。我が国の企業の機関設計は、国際的なものとは異なり、複数の機関設計が可能であるが、近年は経営と監督の分離がより一層意識される傾向にある。

国際的には、IIRCの国際統合報告フレームワークにあるように、統合報告書作成の最終的な責任者は統治責任者(Those Charged with Governance)にあり、取締役会がそれにあたるものと考えられる。したがって、取締役会が企業情報開示プロセスに密接に関与し、両者の連動を図ることで、企業の持続的価値創造サイクルの基盤を構築することが可能と考える。

なお、我が国の制度開示書類である有価証券報告書については、取締役会に付議する企業は増加傾向にあるものの、近年でも約6割にとどまっていること、また、取締役会に付議している企業においてもどの程度の時間をかけて議論されているか明確ではない。今後取締役会が有価証券報告書における重要な開示内容に積極的に関与することが期待される。

(2) 取締役会において議論すべき視点

取締役会では、企業経営における将来の方向性について議論されることから、その議論の重要な内容が有価証券報告書に開示されることが望ましい。したがって、取締役会で議論されるべき有価証券報告書の開示内容としては、企

業経営における重要な情報、すなわち、企業のビジネスモデル、リスク、経営戦略等であり、かつ、その企業の経営戦略の進捗度が明確になるような内容である。また、開示の前提として、企業にとって重要な課題は何か、マテリアリティの議論も十分に行われ、開示に反映する必要がある。

この内容は、前述の英国における戦略報告書における開示内容が想定される。有価証券報告書の内容は個別詳細の開示も含めると多岐にわたることから、取締役会における議論は重要な内容に限定した上で開示内容を承認すること、具体的には、企業の持続的価値創造に向けた取組の議論が十分に開示に反映されているかどうかを確認するように議論、検討されることが望ましい。

2. 経営・監督プロセスと情報開示プロセス

(1) 企業情報開示に至るプロセス

企業が行う情報開示のうち、有価証券報告書と統合報告書の情報開示プロセスについて相違がみられる点について考察する。

自主開示書類である統合報告書の作成は、近年、多くの企業で取組が進展しており、開示される情報の充実度が増している。この情報開示に至るプロセスでは、相当の期間をかけて作成されており、取締役会で議論された重要性（マテリアリティ）やリスク等の内容が反映されるよう議論される傾向にある。一方で、開示時期は決算日より半年程度遅れて開示する企業がほとんどであり、情報開示の適時性の課題、また、自主開示書類であることによる情報の信頼性（例えば、企業がアピールしたい情報を中心に内容が構成される）に関する課題があるとも考えられる。

制度開示書類である有価証券報告書の作成

は、開示内容及び様式が定められており、かつ、四半期報告書等及び会社計算書類等の作成も求められていることから、有価証券報告書の作成に十分な時間を費やすことができない状況にある。近年、記述情報の開示の充実が図られているものの、決算日近く、あるいは決算の取りまとめが行われるタイミングから具体的な開示内容の検討が行われることも多いものと考えられ、情報開示の内容について十分な議論が行われているか、特に取締役会等による実質的な議論や開示内容の検討が行われていない可能性もある。

このように、統合報告書と有価証券報告書の情報開示プロセスには大きな違いがあるものと考えられる。特に、制度開示書類として重要な有価証券報告書の開示内容については、十分な時間をかけて検討する必要がある。経営・監督プロセスも含めた情報開示のスケジュールの検討、開示に関わるリソース確保が必要と考える。

(2) 経営・監督プロセスの実効性確保に向けた論点

有価証券報告書の開示にあたり、取締役会での議論が十分に行われる必要があることから、開示内容の検討期間を十分に確保することが必要となる。例えば、英国企業のスケジュールの一例を踏まえると、3月決算の場合には少なくとも年明けから開示に関する検討を開始し、決算日前には重要な開示内容について検討の上、開示委員会や取締役会の同意を得ておき、4月以降は決算の取りまとめにより業績達成の進捗を確認した上で、有価証券報告書を完成させ、取締役会等で承認することが望ましい。

有価証券報告書において、企業の重要な情報が開示され、投資家にとって有用かつ信頼を高める情報開示の実現が可能となるよう、スケジ

ジュールやリソース確保を検討することが望ましい。

V 信頼性を高める監査・保証

企業情報開示は、企業における内部統制としての情報開示プロセス、そしてガバナンスとして取締役会による監督が重要であり、それらにより一定の信頼性は向上するものとする。さらに、外部の第三者からの信頼性確保も重要である。以下では、非財務情報も含めた企業情報開示における監査・保証について考察する。

1. 企業情報開示の質向上と監査・保証

(1) 財務諸表監査における非財務情報の重要性

財務諸表監査を行うにあたり、企業の経営環境やビジネスモデル、経営戦略、リスクについて十分な理解が必要となる。これは、会計処理の前提となる取引の経済合理性の理解のみならず、会計ビクバン以降は、財務諸表に反映される内容が将来の不確実性を伴う会計上の見積りの要素が含まれるようになり、特にその傾向は顕著である。

また、財務諸表監査において、財務諸表以外の開示内容であるその他の記載内容を通読することとされていたが、監査基準及び監査基準委員会報告 720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」の改訂により、財務諸表との整合性のみならず、監査の過程で得られた内容と重要な相違がないかを検討し、その結果を監査報告書に反映することが求められることとなった。当該内容は監査手続の一部を構成するものではないものの、会計監査人にとってその他の記載内容への関与が求められることは重要である。

(2) 気候変動等を取り巻く社会変化への対応

近年では、欧州を中心とした投資家団体の調査研究に基づき、気候変動に関する企業への影響が、企業の情報開示や監査人が監査報告書に記載する主要な検討事項（KAM）に十分反映できていないのではないかと警告として、PRI から“Flying Blind -The glaring absence of climate risks in financial reporting-”が公表されている。また、IASB からは、会計基準においても気候変動による影響を適切に反映するための教育文書として“Educational material : the effects of climate-related matters on financial statements prepared applying IFRS Standards”が公表されている。特に主として気候変動に対する企業の取組については、適切に企業情報開示に反映され、また、会計監査においても十分な検討を行わなければ、投資家からさらなる警告がなされる可能性もある。健全な資本市場の発展のため、投資家との対話を十分に行うためにも、社会からの期待に応えられる取組が必要と考えられる。

(3) 財務諸表監査における統治責任者との対話の重要性

会計監査人が監査を実施する上で、取締役会、特に社外取締役との対話を深めることで、企業の経営環境やリスクの認識を議論し、相互理解を深めることが重要となっている。現在、監査報告書においては、KAM が導入され、監査人の考えるリスクとそれらに対応する手続を監査報告書に記載することとされているが、特に、このリスクの認識の相互理解は重要である。また、相互理解により、企業の社外取締役を含むガバナンスのリスク認識から、企業の経営監督にも生かすことで、企業全体の持続的価値創造に向けた取組が進捗するものとする。

2. 非財務情報の信頼性の確保に向けて

(1) 非財務情報の信頼性に対する監査人の役割

企業情報開示、特に非財務情報の重要性が高まるにつれ、その信頼性確保が重要となる。1. (1)に記載のとおり、監査人は、有価証券報告書の財務諸表以外の記載内容について、その他の記載内容として通読・検討するものの、保証の対象とはされていない。自主開示書類である統合報告書においては、一部の記載内容（多くは温室効果ガス排出量等）に対して、保証が行われる実務は存在しているが、必ずしも会計監査を担当する監査法人及びグループ会社を実施している状況ではなく、様々な保証実施者が存在する。

国際的には、非財務情報の保証の実態は国により状況は異なるが、多くの国では我が国と同様の課題を抱えている。IFAC（国際会計士連盟）では、2021年6月に世界各国のサステナビリティ報告に関する保証の実態調査を実施した結果として、“The State of Play in Sustainability Assurance”を公表した。この内容によれば、我が国におけるサステナビリティ報告は99%の企業で行われ、うち47%は第三者保証が行われており、第三者保証のうち、63%は監査法人（グループ会社を含む）が提供しているとの結果が示されている（主要100社を調査対象としている）。すなわち、第三者保証の53%は監査法人以外の保証提供者によることとなる。こうした状況は他国でも同様の傾向にあるが、サステナビリティ報告の開示割合、第三者保証割合及び監査人の保証業務への関与割合は国によりばらつきがある状況にある。

IFACでは、こうした状況を受けて、監査人がサステナビリティ報告の信頼性に関与する

ことを想定し、“IFAC’s Vision for High-Quality Assurance of Sustainability Information”を公表しており、今後さらに国際的な保証提供者の議論が進展していくことが想定される。

(2) 非財務情報に関する保証の国際動向

国際的には非財務情報の保証の議論が活発化している。EUでは、欧州委員会によりサステナビリティ報告指令（CSRD）案において、監査人が非財務情報に対して保証業務を実施し、監査報告書の中で保証業務についても意見表明することが求められている。

また、国際監査・保証基準審議会（IAASB）からは「拡張された外部報告」（Extended External Reporting : EER）の保証に関するガイダンス文書が公表されている。さらにIAASBでは、2022-2023年作業計画の調査協議として意見募集が行われたが、非財務情報を取り扱うべきとの意見が多く聞かれたことから、サステナビリティ/ESG情報開示の保証に関する調査や主要な利害関係者との協同等を進めていくこととし、その旨IAASB議長Tom Seidenstein氏によるコメントがリリースされている。

(3) 非財務情報に関する保証に向けた方向性

我が国においても保証に関する議論を活発化し、非財務情報の保証の在り方について、検討を進める必要がある。特に、以下の点が検討課題となる。

① 保証対象とすべき開示情報（主題）

現在、統合報告書における保証対象は主として温室効果ガス排出量であるが、今後、開示基準が整備されることにより、保証対象となる範囲が拡大する可能性もある。

対象範囲を検討するにあたっては、非財務情報の属性によるところが大きい。例えば、過去情報かつ定量情報であれば保証可能性は高く、

将来情報かつ定性情報であれば、保証可能性は低くなるものと考えられる。

② 開示基準の整備による保証可能性の確保

現在、国際的には ISSB によるサステナビリティ開示基準の開発が進められているが、我が国においても、SSBJ においてサステナビリティ開示基準の開発が進められる可能性がある。また、有価証券報告書における開示については、金融庁の金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループの議論に基づき、開示府令が改正される可能性もある。

③ 保証の提供主体（独立性を含む倫理、求められる能力・専門性等）

保証の提供主体には、独立性が確保されている必要があり、業務提供にあたっての倫理観も備えることが重要である。また、保証を提供するに足る専門知識や能力も備える必要がある。

④ 保証基準の明確化

現在、国際的には ISAE（国際保証業務基準）3000「過去財務諸表以外の監査又はレビュー以外の保証業務」、あるいは、ISAE3410「温室効果ガス報告に対する保証業務」が存在する。国際的に非財務情報に特化した保証基準開発の機運が高まっているが、我が国においても ISAE 3000 を基礎とした保証業務実務指針 3000「監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針」が開発されているが、非財務情報に関する保証基準の開発が必要となる可能性がある。

⑤ 財務諸表監査との連携

財務諸表監査における監査基準委員会報告書 720 の実施内容と保証について、内容を明確化していくことが必要である。なお、財務諸表監査で得た監査人の理解と保証業務における保証提供者が理解すべき内容は合致するものと考えており、財務情報と非財務情報の結合性の観点からも、監査人が財務諸表監査と非財務

情報の保証を実施することが自然であり、かつ、効率的に業務提供が可能と考えられる。

VI 総括

これまで、4つの論点について、企業情報開示の有用性と信頼性の向上に向けた検討をおこなってきたが、これらはどれも欠けても有用性と信頼性を確保することは難しいものと考ええる。資本市場の企業情報開示制度に関わる全ての関係者が、それぞれの役割を果たすことで実現可能となるものである。

また、国際的な動きが加速しており、我が国の議論もこれから遅れることなく進捗させる必要がある。国際的な意見発信を行う上では、国内における議論も十分に実施しなければならない。

企業情報開示の本来の目的は、企業の持続的な価値創造を実現する企業の取組が洩れなく正しく開示され、投資家等のステークホルダーとの対話に生かされるためのものである。そのために必要と考えられる開示を資本市場関係者で十分に議論し、我が国の資本市場及び企業が成長し、経済がよりよい方向に向かっていくことを望んでいる。

参考文献

- Carbon Tracker/Principles for Responsible Investment [2021] “Flying Blind -The glaring absence of climate risks in financial reporting-”
- CDP, CDSB, GRI, IIRC and SASB [2020] “Statement of Intent to Work Together Towards Comprehensive Corporate Reporting”
- IAASB Chair Tom Seidenstein[2021]“The Demand for Assurance Engagements on Sustainability and ESG Reporting is High. Here is How the IAASB is Reporting”
- IASB [2020] “Educational material : the effects of climate-related matters on financial statements prepared applying IFRS Standards”
- IOSCO [2021] “The Report on Sustainability-related Issuer Disclosures -Final Report-”

企業情報開示に関する有用性と信頼性の向上に向けた論点の整理
—開示とガバナンスの連動による持続的な価値創造サイクル実現に向けて—

IFAC [2021] “IFAC’s Vision for High-Quality Assurance of Sustainability Information”
日本公認会計士協会 企業情報開示・ガバナンス検討特別委員会 [2021] 「企業情報開示に関する有

用性と信頼性の向上に向けた論点の検討—開示とガバナンスの連動による持続的価値創造サイクルの実現に向けて—

グローバルな財務・ESG データ分析からみえる課題

阪 智 香
関西学院大学商学部

要 旨

本研究では、財務情報と非財務情報（ESG データ）の分析例を通して、データ分析の文脈で、両者の比較可能性について考察する。用いるデータは、企業の財務・株価情報は Bureau van Dijk（BvD）社のデータベース Osiris から連結決算主体で抽出した世界の全上場企業の財務データセット、および、非財務情報は FTSE Russell 社の ESG Ratings である。本研究では、ステークホルダーの視点から、財務情報と非財務情報の探索的データ解析を、再現可能性を確保して行う。財務情報の分析例として、まずは株主の視点から、世界 154 カ国の全上場企業の ROE について、国毎・業種毎の分布状況を可視化する。また、国毎の配当性向等を取り上げて比較する。次に、ステークホルダーへの付加価値分配について、4 つのステークホルダー（従業員、債権者、政府、株主）に対する世界の企業の付加価値分配の実態を可視化する。また、各国企業の労働分配率の実態についても可視化を行う。さらに、付加価値分配のうち、政府への分配に焦点を当て、実効税率の 10 年平均、ROA と実効税率の散布図による可視化を行い、租税回避の蓋然性を確認する。次に、非財務情報に関して、会計研究において非財務情報の比較可能性を追求してきた試みについてみた後、非財務情報の分析例として、国毎の ESG Ratings の分布の可視化を行う。これらの分析例から、財務情報と ESG 情報の比較可能性を確認し、課題を明らかにする。最後に、財務情報と非財務情報の企業価値に対する寄与率をみることで、財務情報・非財務情報の影響力の比較についても取り上げる。

I 情報の比較可能性：データ分析の観点から

本研究では、財務情報・非財務情報の分析例を基に、それぞれの比較可能性について考察する。データ分析の文脈で解釈すると、比較可能性は次の 3 つの観点から評価することができる。

- ① 大小の比較ができること。大小関係が成立するとは、順序体 (ordered field) として、 $a < b$, $a = b$, $a > b$ のいずれか 1 つが成り立ち、差 (正, 負, 0) が計算できる。また、比較するためには、単位が揃っている必要がある。
- ② データが算定・測定されるしくみが揃っていること。
- ③ 補足として、情報を比較するにあたり、それぞれの情報の影響力を比較することもできる。本研究では、企業価値に対する寄与率を、財務情報のみ、非財務情報のみの場合で比較する。

本研究では、ステークホルダーの視点で財務情報と非財務情報を分析することを通して、データ分析の文脈におけるこれらの 3 つの観点から、財務情報と非財務情報の比較可能性を論じる。

用いるデータは、企業の財務・株価情報としては Bureau van Dijk (BvD) のデータベース Osiris から連結決算主体で抽出した世界 154 カ国の全上場企業の財務データセット (2020 年 3 月時点)、および、非財務情報としては FTSE Russell 社の 49 カ国の企業の ESG Ratings (2020 年 7 月時点) である。このような大規模データを扱うにあたっては、探索的データ解析 (exploratory data analysis) が有効であり (阪, 2021f; 阪, 2022b)、本研究では、世界の全上場企業の財務データと ESG Ratings データを用いた探索的データ解析を行う。探索的

データ解析を実施するために必要なデータの
前処理とラングリング、処理の並列化、データの結合などの詳細は、Jimichi et al. (2018), 地道 (2018a), 地道 (2018b), 地道 (2020a), 地道 (2020b), 地道・阪 (2021), 阪 (2022b) を参照されたい。なお、本研究の結果は、Saka et al. (2019), 大鹿他 (2019), Saka et al. (2020), 大鹿他 (2020), 阪他 (2020), 阪 (2020), 地道・阪 (2020), Managi et al. (2021), 阪 (2020a), 阪 (2020b), 阪 (2020c), 阪 (2020d), 阪 (2020e) の内容について最新データで検証したものも含まれている。本研究の分析はすべて再現可能研究 (reproducible research) の観点から行っている。

II 財務情報の分析例と課題

(1) 企業の収益性、配当性向等

財務情報の分析例として、まずは、投資家が関心をもつ収益性や配当等について示す。世界の全上場企業の収益性 ROE (return on equity, 自己資本利益率) について、範囲を指定せずに可視化すると、極端に高い企業から極端に低い企業まであり分布の範囲が大きすぎるため、ROE が -25% から 25% の範囲のみに焦点を当てる。GDP トップ 10 カ国の全上場企業の収益性 (ROE) を、バイオリンプロットで比較したものが図表 1 左である。バイオリンプロットとは、推定された密度関数を上下対称に張り合わせて描いたものである。日本の上場企業は ROE の集中度が最も高く、アメリカ企業やイギリス企業などと比較して、収益性が極端に高い企業は少ないものの、極端に低い企業も少ないことがわかる。10 カ国で上場企業の ROE の中央値が最も高いのはブラジル企業の 8.8%, 次いでドイツ企業 7.6%, イタリア企業 7.4%, 日本企業 7.2%, 中国企業 6.4% と続く。日本企業

の ROE の中央値は 10 カ国の中位であり、147 カ国でみても日本企業の ROE の水準はほぼ中位である。なお、世界 147 カ国の全上場企業の ROE の中央値は 5.7% である。また、図表 1 右

は業種別の収益性を示している。2000 年時点ではエネルギー業種の ROE が高いなど業種毎の差がみられたが（図略）が、2018 年度では業種ごとの差はあまりみられなくなっている。

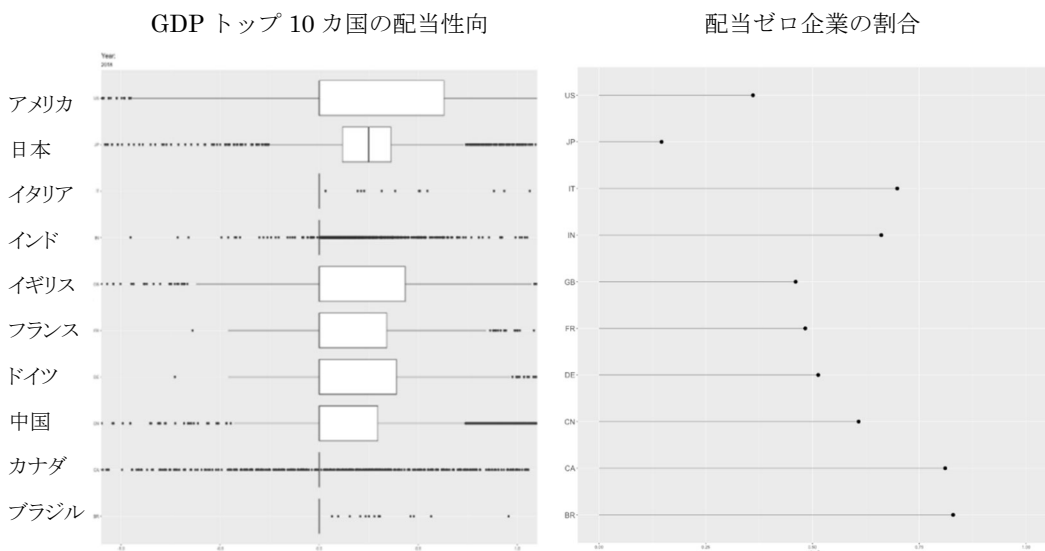
図表 1 収益性 ROE (-25% < ROE < 25%) : 2018 年度



次に、配当性向をボックスプロットで示したものが図表 2 左である。GDP トップ 10 カ国の全上場企業について、2018 年度は、日本以外の 9 カ国では配当性向の中央値がほぼゼロで

ある。アメリカでは、配当性向が高い企業も存在するが、配当がゼロの企業も多く、中央値はゼロである。一方、日本企業は、配当性向の水準は中央値でみる限り 10 カ国の中で最も高い。

図表 2 配当性向 (-100% < 配当性向 < 100%) と配当ゼロ企業の割合 : 2018 年度



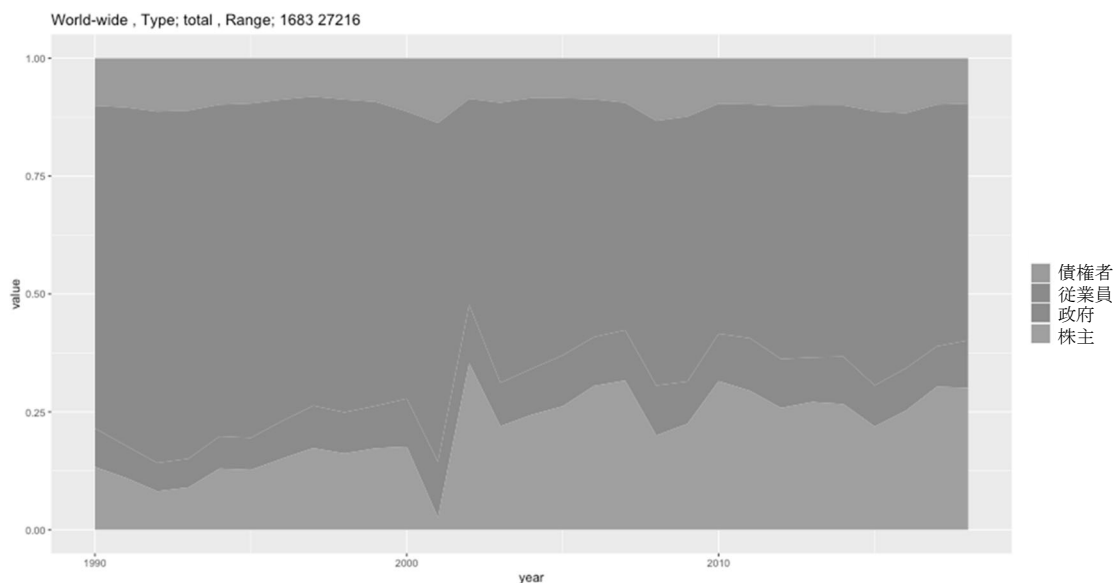
なお、2018 年度の 10 カ国の上場企業全体（12 ヶ月決算企業のみ。当期純利益が 0 の企業を除く）に占める配当ゼロ企業の割合（図表 2 右）は、高い順に、ブラジル 82.9%、カナダ 81.1%、イタリア 69.8%、インド 66.1%、中国 60.8%、ドイツ 51.3%、フランス 48.3%、イギリス 46.1%、アメリカ 36.1%、日本 14.6%となっており、日本企業の配当ゼロ企業の割合が最も低い。日本企業は配当性向が高く、配当ゼロ企業の割合も少ないことから、日本企業は株主への利益還元に取り組んでいることがわかる。

（2）企業の付加価値分配

次の分析例は、企業の付加価値分配である。企業が生み出した付加価値は、企業のステークホルダーに分配される。従業員には人件費として、債権者には支払利息として、政府には税金として、そして利益は最終的に投資家に帰属す

る。140 カ国の上場企業全体で、過去 29 年にこれらの 4 つのステークホルダーに対して付加価値がどのように分配されたかを可視化したものが図表 3 である（割合ベース）。図表 3 から、世界全体として企業が上から 2 番目部分の従業員への分配割合を減らし、利益の割合を増やしていることがわかる。国毎では（図略）、大陸ヨーロッパのドイツ企業やフランス企業では労働者への分配が高いレベルで維持されている一方、アメリカ企業では過去 10～15 年間に、従業員への分配が減り、投資家への分配が顕著に増えてきた。先進国以外の中国、ロシア、インドなどでは、従業員への分配が元々少なく、利益を通じた投資家への分配が大きい。サウジアラビアなどの中東諸国では従業員への分配割合がさらに低い。これらの諸国では、経済成長をしても、中間層を生まず、格差が拡大することになる。

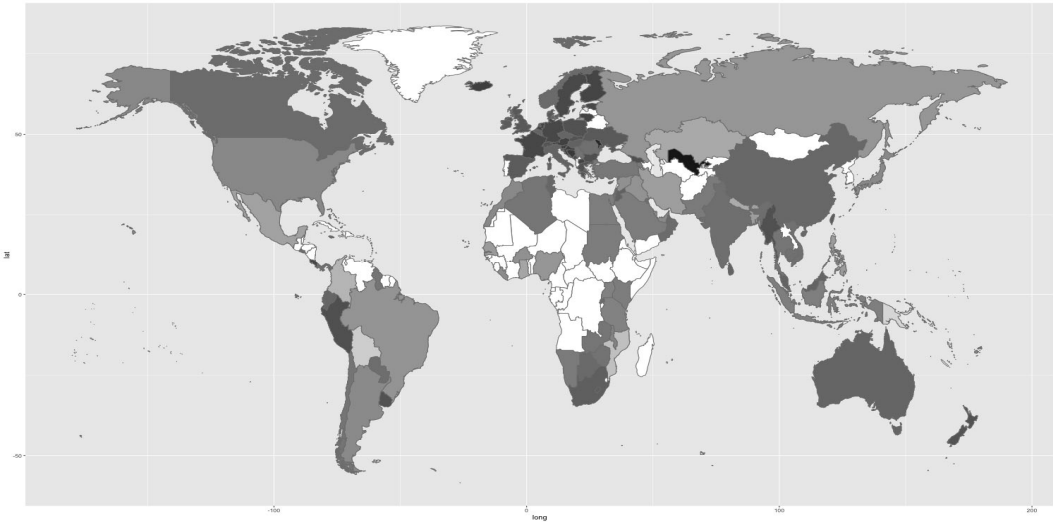
図表 3 140 カ国の全上場企業の付加価値分配：29 年間（1990～2018 年度）



世界の国毎の労働分配率の状況を示したものが図表 4 のマップである。労働分配率は付加価値のうち労働者に分配した従業員給付の割合を示しており、その値が高いと色が濃く、低いと薄く示されている（日本やウズベキスタン

など数カ国は、人件費情報を数社しか開示していないために参考とならない）。図表 4 から、全体の傾向として、ヨーロッパでは労働分配率が高く、他は低く、アフリカ、中東あたりはさらに低くなっていることがわかる。

図表 4 各国の全上場企業の労働分配率（範囲 0~100%）：2018 年度

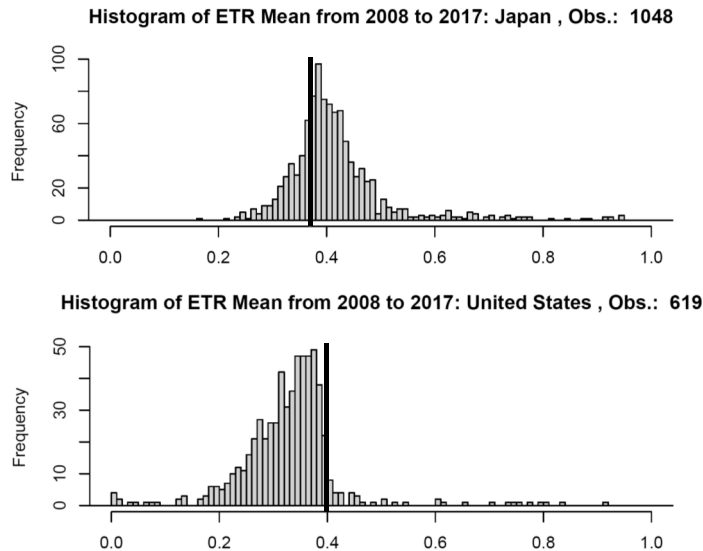


(3) 企業の租税回避

次の分析例では、付加価値分配のうち、政府に対する分配である税金支払いに焦点を当てる。パナマ文書やパラダイス文書で特定の企業や個人の租税回避が注目されたが、企業全体の租税回避の蓋然性について確認する。先行研究では租税回避の指標として、税引前利益のうちの支払税金の割合である実効税率（effective tax rate, ETR）が用いられてきた。実効税率は年度で変動するため、10 年間平均の長期実効税率を確認する。まずは図表 5 から、日本企業とアメリカ企業の上場企業の実効税率（10 年平均、2008~2017 年度）の分布を確認する。

ヒストグラム中の縦ラインは、各国の法定税率の 10 年平均である。日本の上場企業の実効税率 10 年平均のヒストグラムの形状から、日本企業は法定税率に近い実効税率で税金を払っていることがわかる。一方、アメリカでは、ほぼすべての企業の実効税率が法定税率より低くなっている。日本とアメリカでは会計と税の制度が異なるため、単純に比較することはできないものの、納税行動の違いがみえる。他の大国である中国企業、インド企業の分布の状況も、日本企業とは異なり、法定税率より低い実効税率の企業が多くみられる（図略）。

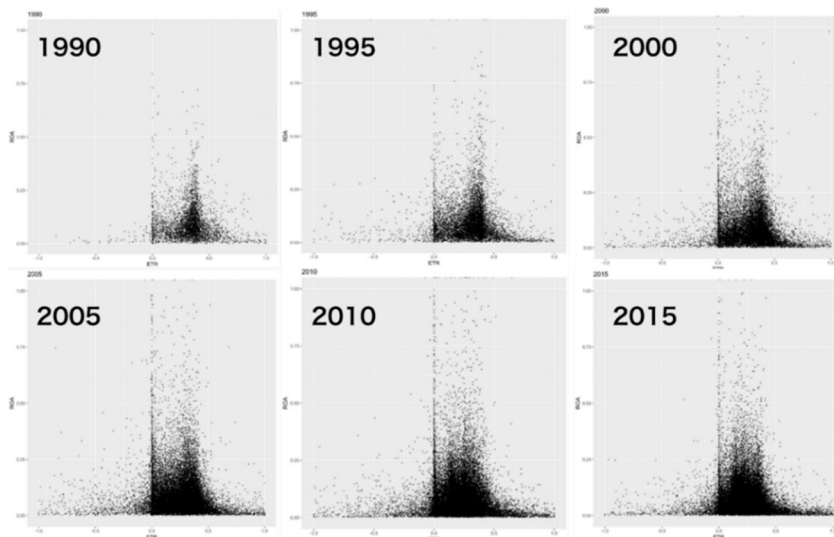
図表 5 日本企業（上）とアメリカ企業（下）の実効税率分布（2008～2017 年度の 10 年平均）



次に、世界の全上場企業（税引前利益>0 の企業に限定）について、利益率 ROA（総資産利益率）を y 軸，実効税率を x 軸に，1990 年度から 2015 年度までの 5 年ごとの散布図を描いたものが図表 6 である。プロットされた点がそれぞれ企業を表す。国によって法定税率が異なるため分布に広がりがあるもの、特徴とし

て、横軸中央のゼロ（実効税率ゼロ）のラインに企業が集まっていることがわかる。このことから、全く税金を払わない企業が，利益率の相当高い企業にもみられ，意図的な租税回避の蓋然性がみてとれる（税金計算の基になる単体決算データでも，同様に支払税額ゼロのラインに企業が集まっていることを確認している）。

図表 6 利益率（縦：0% < ROA < 100%）と実効税率（横）の散布図（1990～2015 年度）



なお、2018 年度における実効税率がゼロ、つまり支払税額がゼロの企業は計 1,010 社存在し、その国別内訳は、多い順にイギリス 129 社、オーストラリア 124 社、カナダ 115 社、中国 103 社、インド 77 社、アメリカ 66 社と続き、日本は 2 社である。他の年度で確認しても、実効税率ゼロの日本企業数は非常に少なく、0 社の年度もみられる。このことから、日本企業は、租税回避が少なく、また、図表 2 から、配当性向が高く、配当ゼロ企業の割合も少ないことから、他国と比較してステークホルダーへの還元によく取り組んでいるといえる。

ここまで、図表 1～6 のような全体像を明らかにし、様々な側面からの比較ができたことは、財務データが高い比較可能性をもつからといえる。続く第 3 節では、非財務情報の分析例を取り上げる。

Ⅲ 非財務情報の分析例と課題

(1) 非財務情報の比較可能性を追求する試み

本節では、非財務情報として、環境 (environment)・社会 (social)・ガバナンス (governance) を包摂した ESG 情報を取り上げる。ESG 情報開示の動向については、1992 年の地球サミット、1996 年の国際標準化機構 ISO14001 環境マネジメントシステムの発行などを契機として、企業の環境対策活動が本格化し、環境報告書を作成・公表する企業が増加した。その後、2000 年の国連グローバルコンパクトの発足、企業不祥事による社会的批判などを受け、環境問題だけではなく企業の社会的責任 (corporate social responsibility : CSR) も問われるようになり、企業が発行する報告書も社会・環境報告書、CSR 報告書、サステナビリティ報告書、統合報告書と変遷してきた。

また、2006 年の国連責任投資原則 (Principles

for Responsible Investment : PRI) 発足、2015 年のパリ協定や国連持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs) を受けて、最近では ESG 投資のメインストリーム化が進行している。さらに、コロナ禍以降は経済をグリーン観点から復興させようというグリーンリカバリーの流れができ、ESG は企業や経済社会全体にとっての大きなリスクであると同時に、チャンスにもなってきた (阪, 2022a)。

ESG 情報開示については、世界で様々なガイドラインが出され、企業の開示実務も普及してきた。しかし、比較分析をする上で課題が多く、会計研究においては、過去 30～40 年間にわたり、非財務情報の比較可能性を追求する様々な試みが行われてきた。

比較を行うにあたっては定量的情報 (key performance indicators: KPI) が有用であることから、企業の環境報告書等で開示される KPI データが、財務パフォーマンスとの分析などに用いられてきた。しかし、企業の自主的開示データを用いると内生性バイアスの可能性を伴う。そこで、Saka and Oshika (2014) では、世界に先駆けて日本で導入された地球温暖化対策推進法に基づく強制報告制度による温室効果ガス排出量データを利用し、排出量が多い企業に株式市場が低い評価を与えることを示した。

企業が開示する ESG 情報には定性的情報が多く、これらの ESG 情報を研究者によって定量化する様々な試みも実施されてきた。例えば、Saka and Noda (2013) では、CSR 報告書における開示情報の内容分析 (content analysis) を実施し、ISO26000 の 37 課題のそれぞれについて、定量的情報と定性的情報の両方の開示があれば 2 点、定性的情報のみの開示では 1 点、開示なしでは 0 点として、各社合計

74 点満点で開示レベルを定量化し、経済的パフォーマンス、CSR パフォーマンス、CSR 情報開示の関係を分析した。この他に、Joo et al. (2010) では、企業等の ESG パフォーマンスを外部機関によって定量化したランキングを用いて、財務パフォーマンスとの関係を検証した。

このように非財務情報である ESG 情報は、財務情報とは異なり、比較分析するにあたり、まず定量化するための工夫や作業が必要であることが多く、そのため分析企業のサンプルが制限されがちであった。

(2) 企業の ESG レーティング

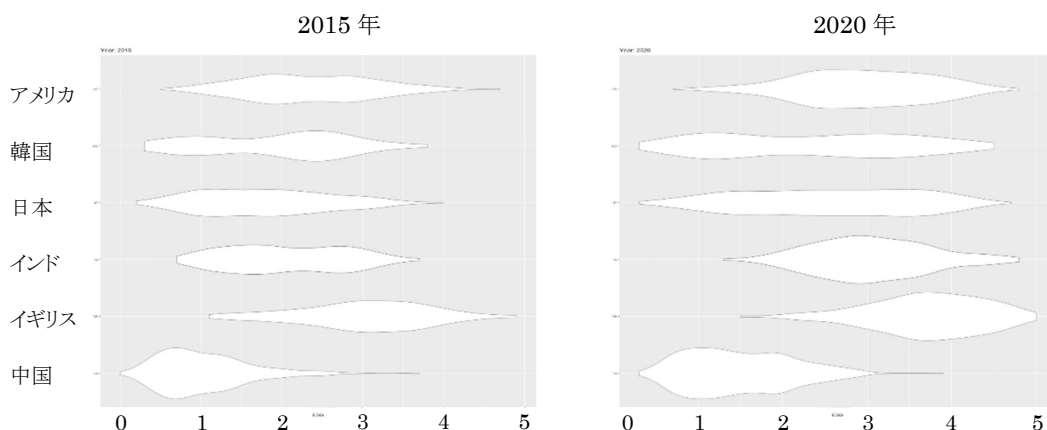
企業の ESG パフォーマンスを格付けしたデータが数多く公表されるようになってからは、グローバルレベルでの分析が可能となってきた。そこで、非財務情報の分析例として、ESG 投資にも用いられる FTSE Russell ESG Rating (以下、ESG レーティング) データを用いて国毎の可視化を行う。

この ESG レーティングでは、300 以上の指標について、企業の有価証券報告書、CSR 報告書、統合報告書、ウェブサイト等における

ESG 開示情報の調査が行われ、(1)「環境」が 5 テーマ、「社会」が 5 テーマ、「ガバナンス」が 4 テーマの合計 14 テーマの評価、(2)「環境」「社会」「ガバナンス」それぞれの総合評価、(3) ESG 全体の総合評価 (それぞれ 0~5 点) が算出される。評価にあたっては、エクスポージャーも考慮される。ESG レーティングに含まれる企業数は、2020 年 7 月時点で 49 カ国 3,945 社 (先進国 25 カ国 2,167 社、新興国 24 カ国 1,778 社) である。

先進国の国別企業数上位 4 カ国であるアメリカ (609 社)、日本 (507 社)、韓国 (146 社)、イギリス (120 社)、新興国の国別企業数上位 2 カ国である中国 (1,012 社)、インド (172 社) の計 6 カ国を取り上げ、2015 年と 2020 年における ESG レーティングのスコアをバイオリンプロットで可視化したものが図表 7 である。2020 年のバイオリンプロットから、この 6 カ国ではイギリス企業のスコアが最も高いこと、インド企業も比較的高く、中国企業のスコアは低いことがわかる。2015 年と比較すると、全体として 6 年間でスコアが上昇していることもわかる。

図表 7 ESG 総合レーティング : 2015 年, 2020 年



IV 財務情報と ESG 情報の比較可能性

第Ⅱ節と第Ⅲ節における財務情報と非財務情報の分析例から、それぞれの比較可能性について考察する。第Ⅱ節の財務情報を扱った分析例からは、図表 1～図表 6 のような分析が可能であること自体、財務情報は比較可能性に優れているといえる。第Ⅲ節の非財務情報は、定性的情報も多く、定量的情報であっても単位が多様であり、また、財務情報における複式簿記システムのようなしくみが確立されておらず、企業によってデータ測定等の手法が異なることもあり、比較可能性には課題がある。そのため、非財務情報は、企業間比較よりも、主として同一企業の時系列比較のために用いられてきた。企業間の比較可能性を追求する試みとして、開示情報における特定の KPI を用いた比較、学術研究における非財務情報の定量化等があげられるが、分析内容や規模が限られるという課題もある。ESG レーティングを利用すれば、図表 7 のような比較は可能となるが、レーティング機関の評価目的や評価方法に影響を受けることもある。

第Ⅰ節で言及した、データ分析の文脈における比較可能性の 3 つの観点から考察すると、次のようになる。

①大小の比較ができるためには、比較のために単位が揃っている必要がある。財務情報は、金額情報であり単位が揃っているが、非財務情

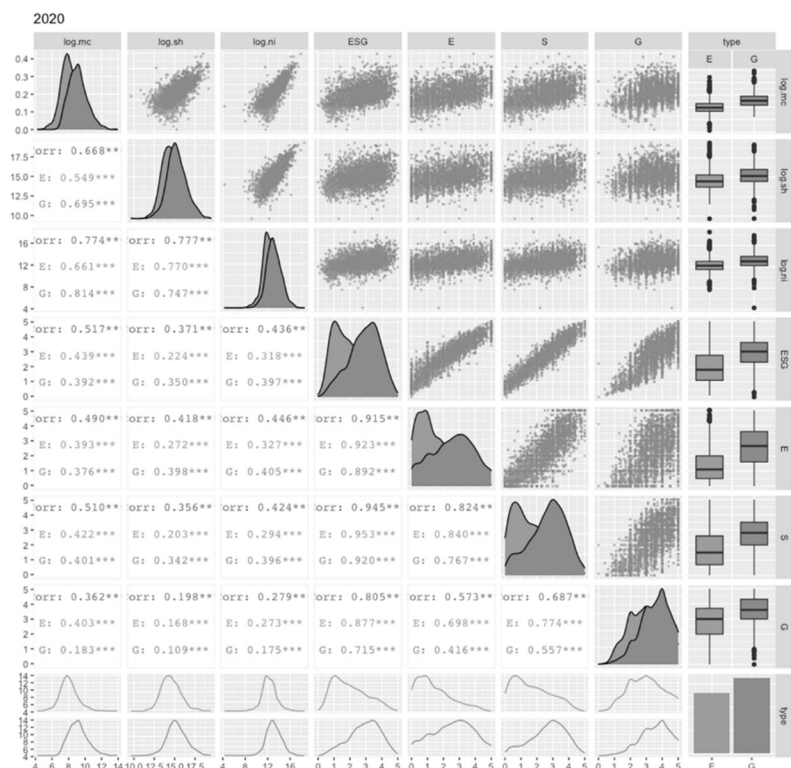
報は、定性的な情報も多く、単位が揃っていないことから、比較可能性は低いといえる。

②データが算定・測定されるしくみが揃っているかどうかについては、財務情報では、複式簿記が世界的に用いられ、会計基準や、上場企業には監査制度も整備されていることから、比較可能性は高いといえる。一方、非財務情報については、ESG 情報開示のガイドライン等は存在するものの、会計基準とは位置づけが異なり、開示される情報の範囲、測定方法、マテリアリティ、KPI の種類も業種や地域によって多様であることから、比較可能性は低く、可能な分析も限られる。

③補足として、それぞれの情報の影響力を比較することもできる。本研究では、最後に、財務情報と非財務情報の株式時価総額に対する寄与率をみることで、影響力を比較する。

まず、株式時価総額、純資産、当期純利益（いずれも対数）、ESG、E、S、G の関係を確認するために、散布図と確率密度関数を示したものが図表 8 である。地道・阪（2021b）において、先進国と新興国の ESG レーティングの分布が異なることを確認していることから、図表 8 では先進国（Type G）と新興国（Type E）別に示している。図表 8 の 1 列目の散布図から、財務情報である純資産や当期純利益と企業価値である株式時価総額との間には高い相関関係がみられること、非財務情報である ESG、E、S、G と株式時価総額との間には低い相関関係しかみられないことがわかる。

図表 8 株式時価総額 (log.mc), 純資産 (log.sh), 当期純利益 (log.ni), ESG, E, S, G の散布図と確率密度関数：2020 年



その上で、財務情報と非財務情報（ESG 情報）の両方を含めた両対数モデル（式 1）、財務情報のみを含めた両対数モデル（式 2）、ESG 情報のみを含めた両対数モデル（式 3）の回帰分析の寄与率から、財務情報と非財務情報の対

数株式時価総額に対する説明力を比較する。なお、式における D はダミー変数を表し、先進国の場合に 1、新興国の場合に 0 をとる。式 1～式 3 の結果は図表 9 に示すとおりである。

両対数モデル（財務情報と非財務情報）：寄与率 $R^2_{\text{Full}} = 0.679$

$$\log(\text{株式時価総額}_i) = \alpha_0 + \alpha_1 \log(\text{純資産}_i) + \alpha_2 \log(\text{純利益}_i) + \alpha_3 \text{ESG}_i + \beta D(\text{先進国} \cdot \text{新興国}_i) + \log(\varepsilon_i) \quad (\text{式 1})$$

両対数モデル（財務情報）：寄与率 $R^2_{\text{Fin}} = 0.616$

寄与率差 $R^2_{\text{Full}} - R^2_{\text{Fin}} = 0.064$

$$\log(\text{株式時価総額}_i) = \alpha_0 + \alpha_1 \log(\text{純資産}_i) + \alpha_2 \log(\text{純利益}_i) + \log(\varepsilon_i) \quad (\text{式 2})$$

両対数モデル（ESG）：寄与率 $R^2_{\text{ESG}} = 0.332$

寄与率差 $R^2_{\text{Full}} - R^2_{\text{ESG}} = 0.348$

$$\log(\text{株式時価総額}_i) = \alpha_0 + \alpha_3 \text{ESG}_i + \beta D(\text{先進国} \cdot \text{新興国}_i) + \log(\varepsilon_i) \quad (\text{式 3})$$

財務情報と ESG 情報の両方を含めた両対数モデル（式 1）では、企業価値に対する寄与率は 0.679 であり、財務情報のみを含めた両対数モデル（式 2）では寄与率は 0.616、ESG 情報のみを含めた両対数モデル（式 3）では寄与率は 0.332 である。なお、ESG 情報を、E、S、G と別個に説明変数として挿入した場合においても、寄与率は順に、0.683、0.617、0.339 であり、ほぼ同様の結果を得ている。これらの結果から、財務情報の寄与率は、非財務情報である ESG 情報より大きいことがわかる。

このことを可視化で示したものが図表 10 と図表 11 である。図表 10 は、財務情報である純資産（横軸）、純利益（奥行）、株式時価総額（縦軸）（いずれも対数）の関係を示しており、プロットされている点が各企業を、図中には標本回帰平面を示している。図表 11 は、非財務情報である ESG（横軸）、対数株式時価総額（縦軸）の関係を示しており、プロットされている点が各企業を示している。上の回帰直線が先進国企業、下の回帰直線が新興国企業のものである。

図表 10 と図表 11 を比較すると非財務情報より財務情報の方が企業価値（株式時価総額）との相関が高いことがわかる。このことが、それぞれの寄与率（説明力）の違いとして表れている。

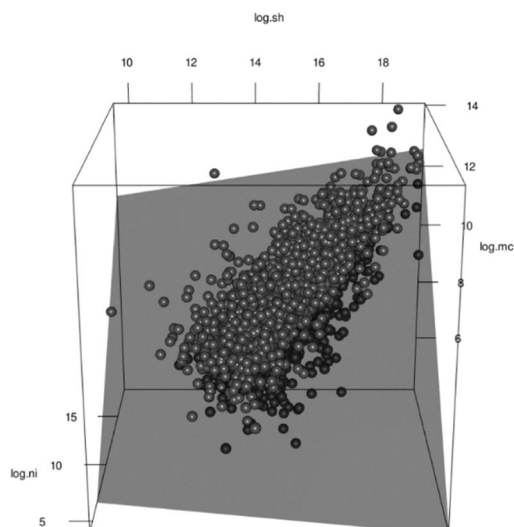
本研究を通して、財務情報と比べて、非財務情報（ESG 情報）の比較可能性に課題があることを確認してきた。そのため、現時点では、例えば ESG 情報を分析するにあたり、利用コストや制約が高く、国際的に比較可能な ESG レーティング情報を用いたとしてもレーティング機関の目的の相違の理解等が必要となる。財務情報が、非財務情報と比べて高い比較可能性を有するのは、世界的に利用されている複式簿記によって支えられている部分が大きいのと考える。非財務情報については、開示基準を国際的に統一する動きなども見られることから、今後は非財務情報の比較可能性が改善されるとともに、情報の共通化・共有化によってステークホルダーにとって利用しやすいインターフェイスとなることを期待したい。

図表 9 両対数モデル：財務情報と ESG 情報の寄与率の比較

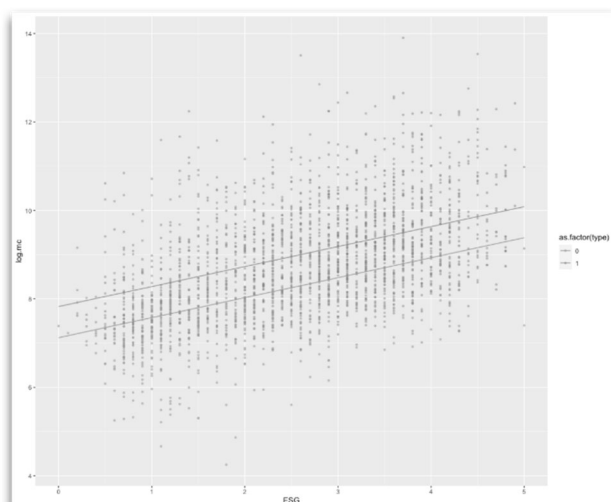
	被説明変数: log株式時価総額		
	(1)式	(2)式	(3)式
log純資産	0.128 (0.017)***	0.161 (0.019)***	
log純利益	0.511 (0.016)***	0.596 (0.017)***	
ESG	0.166 (0.014)***		0.452 (0.019)***
先進国ダミー	0.461 (0.030)***		0.703 (0.043)***
切片	-0.454 (0.168)***	-1.350 (0.178)***	7.123 (0.049)***
データ数	2732	2732	2732
修正済みR ²	0.679	0.616	0.332

*p < 0.1; **p < 0.05; ***p < 0.01 カッコ内はt値

図表 10 財務情報（対数純資産，対数純利益）と対数株式時価総額の3次元散布図：標本回帰平面付



図表 11 ESG 情報と対数株式時価総額の散布図：標本回帰直線付



参考文献

- Jimichi, M., Miyamoto, D., Saka, C. and Nagata, S. [2018] “Visualization and statistical modeling of financial big data: double-log modeling with skew-symmetric error distributions,” *Japanese Journal of Statistics and Data Science*, Vol. 1, No. 2, pp. 347-371.
- Joo, I. K., Park, S., Shin, H. H. and Saka, C. [2010] “An empirical analysis of the financial characteristics of the firms with high social performance: Cases from NewsWeek global 350 firms,” *Journal of Business Research*, Vol. 25, No. 4, pp. 557-577.
- Managi, S., Jimichi, M., Saka, C. [2021] “Human capital development: Lessons from global corporate data,” *Economic Analysis and Policy*, No.72, pp.268-275.
- Saka, C. and Noda, A. [2013] “The effects of stakeholders on CSR disclosure: Evidence from Japan,” *Proceedings of the 8th International Conference of Accounting and Management Systems*, pp.867-897.
- Saka, C. and Oshika, T. [2014] “Disclosure effects, carbon emissions and corporate value,” *Sustainability Accounting, Management and Policy Journal*, Vol. 5 No. 1, pp. 22-45.
- Saka, C., Oshika, T. and Jimichi, M. [2019] “Visualization of tax avoidance and tax rate convergence: Exploratory analysis of world-scale accounting data,” *Meditari Accountancy Research*, Vol. 27, No. 5, pp. 695-724.

- Saka, C., Oshika, T. and Jimichi, M. [2020] “Does tax avoidance diminish firms’ sustainability?,” *Journal Global Policy and Governance*, Vol. 8 No. 2, Special edition on “European economic issues and Asian responses”, pp. 95-114.
- 大鹿智基・阪 智香・地道正行 [2019] 「企業の租税回避行動をめぐる証拠の可視化ーグローバルデータの探索的解析ー」『産業経理』第 79 巻第 2 号, 118-128 頁。
- 大鹿智基・阪 智香・地道正行 [2020] 「『社会にとってよい企業』への市場の評価とサステナビリティ」『企業会計』第 72 巻第 1 号, 74-80 頁。
- 阪 智香・國部克彦・地道正行 [2020] 「会計と不平等ー付加価値分配率の探索的データ解析ー」『国民経済雑誌』第 221 巻第 4 号, 1-20 頁。
- 阪 智香 [2020] 「世界を正しく知るために, 企業活動の実態を解析」『東洋経済 ACADEMIC, SDGs 大学特集』Vol. 2, 14-15 頁。
- 阪 智香 [2021a] 「ESG と企業価値」『商学論究』第 68 巻第 4 号, 149-170 頁。
- 阪 智香 [2021b] 「ESG と企業価値, 将来に向けての視点」『会計』第 199 巻第 4 号, 358-370 頁。
- 阪 智香 [2021c] 「企業の格差と分配ー探索的財務データ解析ー」『ディスクロージャー&IR』第 17 巻, 154-163 頁。
- 阪 智香 [2021d] 「アカデミック・フォーサイトー世界の上場企業の財務データ解析ー」『会計・監査ジャーナル』第 792 巻, 76-84 頁。
- 阪 智香 [2021e] 「開かれた社会関連会計研究と

- は？」『社会関連会計研究』第 33 巻, pp. 105-116 頁。
- 阪 智香 [2022a]「高まりつつあるサステナビリティ情報の説明力ー日本の開示が持つポテンシャルー」『企業会計』第 74 巻第 6 号, 14-20 頁。
- 阪 智香 [2022b]「DX の進展と会計研究・教育ー世界の上場企業・非上場企業の会計ビッグデータ解析ー」『會計』第 201 巻第 6 号, 609-621 頁。
- 地道正行 [2018a]「探索的財務ビッグデータ解析ー前処理, データラングリング, 再現可能性ー」『商学論究』第 66 巻第 1 号, 1-31 頁。
- 地道正行 [2018b]「探索的財務ビッグデータ解析ーデータ可視化, 統計モデリング, モデル選択, モデル評価, 動的文書生成, 再現可能研究ー」『商学論究』第 66 巻第 2 号, 1-41 頁。
- 地道正行 [2020a]「探索的財務ビッグデータ解析ー前処理の並列化ー」『商学論究』第 67 巻第 3 号, 1-19 頁。
- 地道正行 [2020b]「探索的財務ビッグデータ解析ー PG-Strom によるデータラングリングの並列化ー」『商学論究』第 67 巻第 1 号, 1-34 頁。
- 地道正行・阪 智香 [2020]「探索的財務ビッグデータ解析ーデータ可視化による企業活動の実態解明と統計モデリングー」『日本経営数学会誌』第 39 巻第 1・2 号合併号, 1-23 頁。
- 地道正行・阪 智香 [2021a]「財務データと ESG レ

- ーティングデータの前処理と結合」『商学論究』第 68 巻第 3 号, 79-116 頁。
- 地道正行・阪 智香 [2021b]「財務データと ESG レーティングデータによる株式時価総額の統計モデリング」『商学論究』第 68 巻第 4 号, 1-50 頁。

(付記) 本稿は, 国際会計研究学会第 38 回研究大会 (2021 年 10 月 8 日~10 日, 関西学院大学) の統一論題「財務情報および記述情報の比較可能性の進展と課題」での報告内容に基づくものである。座長の中野貴之先生 (法政大学), 報告者の古庄修先生 (日本大学), 若林公美先生 (甲南大学), 藤本貴子先生 (公認会計士) に御礼申し上げる。なお, 本研究は, JSPS 科研費 (19K02006, 19K02026), 2021 年度学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点 (JHPCN 課題番号: jh211001-NWJ) 等の研究成果の一部である。

II 研究グループ報告（最終報告）

いま、フランス会計を研究する意義

主 査： 吉岡 正道（行動科学学際研究所）
副 査： 藤井 秀樹（京都大学）
構成員： Alain BURLAUD（Conservatoire National des Arts et Métiers）
金子 輝雄（青森公立大学）
仁木 久恵（税理士）
曾場 七恵（名古屋学院大学）
弥永 真生（筑波大学大学院）
渡邊 雅雄（明治大学）
内藤 高雄（杏林大学）
小津 稚加子（九州大学）
徳前 元信（福井県立大学）
末原 聡（杏林大学）
若林 恒行（公認会計士）

The contemporary history of accounting standard setting

Alain BURLAUD
Masamichi YOSHIOKA

要 旨

Accounting standardization must satisfy two conflicting objectives:
- to unify accounting principles and rules in order to improve the comparability and understandability of financial statements;
- to adapt accounting principles and rules to the specificities of the entities and their legal, economic and cultural environment.

International standard setters (IASB and IFAC/IPSASB) recommend maximum unification at the cost of a restrictive choice: to satisfy investors' information needs first and foremost. Are the financial statements prepared in accordance with these standards relevant to other stakeholders? International standard-setters are private bodies with no power to constrain. The legal tradition of continental Europe, inherited from the Roman law, requires the transcription of international standards, IFRS and IPSAS, into the European legislation and then into the national legislation of each of the 27 European countries.

France maintains a greater diversity of accounting standards to satisfy the greatest possible number of stakeholders with a view to greater simplicity. Since the end of the Second World War, France has had a conception of private enterprises that corresponds to the institutional theory of enterprises.

The aim of this paper is to illustrate this dialectic between uniformity and relevance, adaptation to the local context by concluding on the emergence of information relating to the environmental and social responsibility of companies, useful for contextualizing and evaluating their financial situation.

Also, our study focuses on the advantages of adopting international standards (IASB and IFAC/IPSASB). While France maintains a great diversity of accounting standards to adopt, many other countries are still struggling with the difficulties of what's called "adoption."

In this paper we study FR-GAAP with reference to the French history of successful adoption of IFRS in order to illustrate how other countries could hypothetically develop the greater adoption of international standards by following French conception. Our research specifically takes JP-GAAP as a comparative example.

0. Introduction

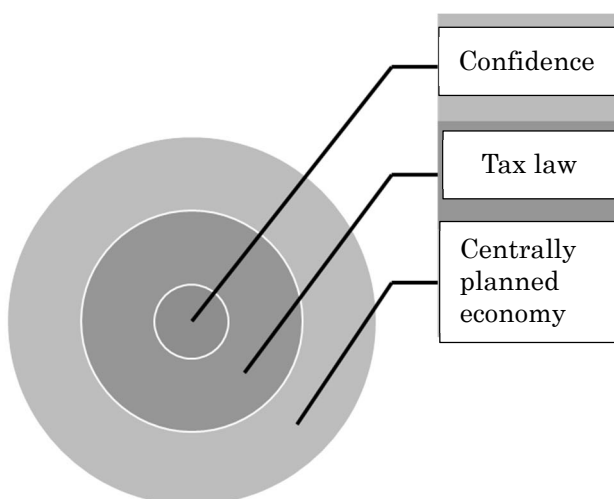
Accounting is a mirror of society, as its history shows. Here are a few milestones before we move on to contemporary history.

- Colbert's ordinance of 1673, largely taken up by the Commercial Code of 1807, aimed to develop trade by establishing a climate of trust: justice adapted to the needs of merchants and accounting as an instrument of proof in the event of a dispute. Accounting remained a private matter.
- Taxation was introduced into accounting with the creation of the tax on industrial and commercial profits in 1917 to finance the war effort. Accounting became a matter for all citizens.
- The accounting standards and the chart

of accounts appeared in 1943 with the aim of linking private accounting and national accounting for the needs of a centrally planned economy. This multi-stakeholder conception under the authority of the government was taken up again in the accounting standards of 1947, 1957 and 1982. The production of this chart of accounts involved all stakeholders in an Accounting Standards Setter (Conseil national de la comptabilité - CNC) created in 1941, which still exists today as the Accounting Standards Authority (Autorité des normes comptables - ANC).

Each time an accounting standard evolves, it does not erase the previous standard but complements it. The scope of accounting is thus extended to new audiences in concentric circles as shown in the following figure.

Figure 1. Scope of accounting



From the 1970s onwards, the global landscape largely based on the industrial revolution changed considerably in favor of

trade globalization as the following table shows, adding new circles to the previous figure.

Table 1. Comparative evolution of world merchandise exports and world GDP

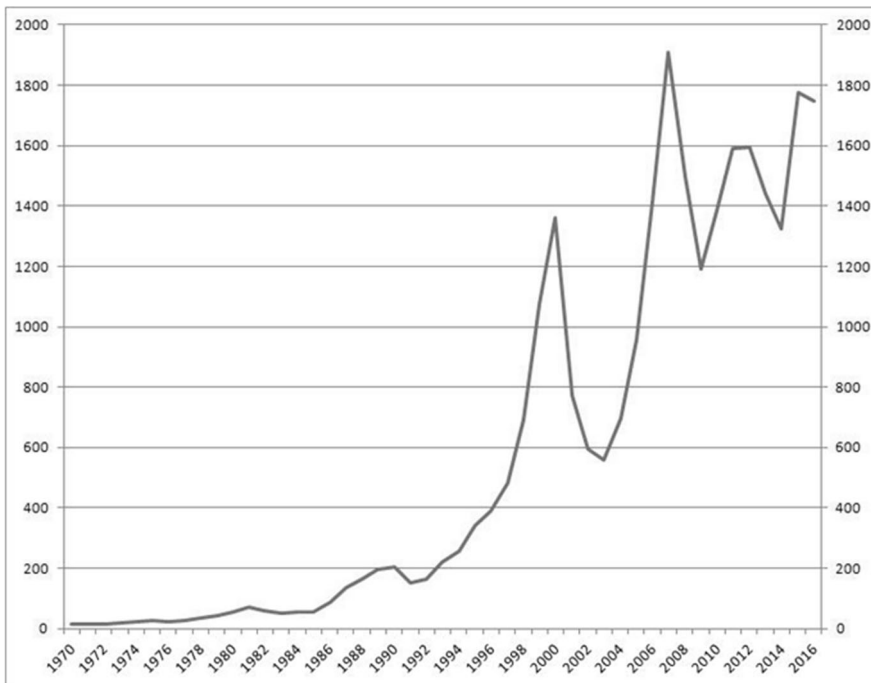
Comparative evolution of world merchandise exports and world GDP				
	Value of world merchandise exports		World GDP	
	Index 100 in 2005	Annual growth rate	Index 100 in 2005	Annual growth rate
1970	3		34	
1980	20	+21,0 %	51	+4,0%
1990	34	+5,5 %	70	+3,0%
2000	62	+6,0 %	88	+2,0%
2010	146	+ 9,0 %	111	+2,5%
2014	180	+ 2,0 %	121	+1,0%

Source: WTO

As the growth rate of exports is much higher than that of GDP, this is not a homothetic growth but a real change of model. Moreover, globalization was also

financial. The global flow of foreign direct investment (FDI) evolves according to the following diagram.

Graph 1. Global foreign investment flows (in billions USD)



Source: UNCTAD

The movement towards financialization and globalization of value chains is accompanied by a theoretical ⁽¹⁾ and/or ideological ⁽²⁾ development that is essential to the legitimization of the policies accompanying this movement: neo-liberalism. From then on, the balance between the stakeholders in accounting standard setting shifted: the withdrawal of the States in continental Europe in favor of international investors everywhere and the differentiation of standards applicable to SMEs from those applicable to public interest entities (PIEs). This is the story, with the resistance to this evolution, that we will develop.

While France settled modern studies ahead of other countries, some French scholars brought the advanced principle to foreign countries and settled in their systems which still remain in the modern political standards today. Meiji government (the Japanese government during Meiji Restoration era) invited the first legal scholar from France in 1873, G.É. Boissonade who drafted a major part of the Japanese civil code.

Nobes C. & Parker R.B. illustrates the models of accounting standards of each country based on the explanatory variables for difference in measurement, macro-uniform government-driven tax-dominated and micro-fair-judgmental commercially-driven. ⁽³⁾ According to their classification, under macro-uniform government-driven tax-dominated model, two major accounting systems are listed, plan-based and statute-based. Countries settle the systems with plan-based account systems are Belgium, Spain and France in

contrast the systems with statute-based are Germany and Japan.

After the allied occupation of Japan by the United States in 1940's, most of national principles including civil law and national constitution were forcibly replaced with US-written conception. Even that, since the origin of Japanese accounting system was influenced a lot from French principles, Japan is still today under the accounting system of macro-uniform government-driven tax-dominated unlike micro-fair-judgmental Commercially-driven which United States applies on their accounting system.

Following Japanese and French accounting boards manage accounting principles on the same accounting model with different based, so statute-based and plan-based, our study of FR-GAAP and its history with adapting IFRS shows the advantage of adapting to international standards for JP-GAAP, which are still not adapted yet.

I The gestation period of international accounting standards: 1970 to 2000

In response to the financialization and globalization of the economy, the need for internationally accepted accounting standards became more pressing. It was taken up by the European Union (the European Community at the time), by various countries, mainly the United States, and by an ad hoc body, the International Accounting Standards Committee (IASC).

1. The European Accounting Directives

The production of accounting standards is one of the attributes of sovereignty, accounting being a common good. ⁽⁴⁾ Therefore the main economic powers have adopted such standards, just as, in other areas, they have standardized measurement systems (for example, in France, the adoption of the meter in 1795 by the "Convention") ⁽⁵⁾ or technical devices (for example, electrical safety standards, etc.) or control devices (for example, the Weights and Measures Department of the Ministry of Finance) or, in our field, the audit firms.

The European construction implied transfers of sovereignty from the Member States to the European Union. Accounting standardization was part of this.

The 4th European Directive defined the accounting rules applicable to the annual (i.e. individual) accounts of limited liability companies. Its elaboration began around 1967 when, at the request of the European Commission, preparatory work was initiated by the Company Law Study Group within the Study Group of Accountants of the European Economic Community (EEC), created in 1961. ⁽⁶⁾ At the end of these discussions, on 10 October 1971, the European Commission presented its first proposal for a 4th Directive to the European Council of Ministers. It was then submitted to the European Parliament for an opinion on 16 November 1972 and then to the European Economic and Social Council on 22 February 1973. Following this first stage, the European Commission presented an amended proposal for a 4th

Directive on 28 February 1974, which was finally adopted by the European Council of Ministers on 25 July 1978. It was then necessary to transpose the directive into the various national laws, which France did in 1983 but Italy only in 1991.

It therefore took over 20 years to produce and implement an accounting standard in all European countries. This delay may seem unreasonable, but we shall see that it is common in this field. A compromise had to be found to combine the flexibility of the true and fair view concept with the advantages of legal certainty and the simplicity of a codification, at the cost of a multitude of options which are all limits to the scope of the directive.

If the diversity of national accounting standards made it difficult to compare companies' annual accounts within the EEC ⁽⁷⁾, the situation was even worse regarding consolidated accounts. ⁽⁸⁾ In the UK, companies were publishing group accounts as early as 1910! In Germany, the law had introduced the obligation to publish consolidated accounts in 1965. In France, we had to wait for the publication of the 7th Directive on consolidated accounts on 13 June 1983 and its transposition into national law by the law of 31 January 1985 and its decree of 17 February 1986. The implementing decree incorporating CRC Regulation 99-02 was signed on 22 June 1999.

At the European level, the road was also long. In 1974, the Commission asked the Working Party of Public Accountants for advice, as it had already done for the annual

accounts. The latter proposed a draft directive which was sent by the Council of Ministers to the European Economic and Social Council for an opinion in 1977 and then to the Parliament in 1978. The changes requested opened new negotiations, with the directive finally being signed by the Council only on 13 June 1983. The process lasted about ten years, particularly because no European country, except Germany, had a legal definition of the concept of group at the time.

The legislative framework was completed on 10 April 1985 by the 8th Directive on the approval of persons responsible for carrying out statutory audits of financial statements, i.e., in France, the statutory auditors (commissaires aux comptes).

We shall retain from this presentation of the creation of a European accounting law three essential points:

- the difficulty of the negotiations due to the importance of the economic stakes and, as a result, the length of the process, which can be measured in decades;
- the fact that the public authorities relies on the technical skills of professionals at the risk of losing some of their independence, their impartiality and their vocation to legitimately represent a high public interest;
- Finally, the fact that no conceptual or theoretical framework has been produced.

2. Accounting standard setting in the United States

Having seen the development of accounting standards in Europe, it is interesting to

compare the path taken in a Continent-State whose practices in this field influence the whole world: the United States.

Before the 1929 crisis, there was no accounting law in the United States, but there were prevailing practices. ⁽⁹⁾ The accounting profession represented by the American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), established in 1887, set up the Committee on Accounting Procedures (CAP) in 1938, which published Accounting Research Bulletins (ARBs) proposing solutions to technical problems. It was replaced in 1959 by the Accounting Principles Board (APB), which published "Opinions", most of which still apply and constitute a real standard reference. They were supplemented by "Statements" which constituted guidelines but were insufficient to ensure the coherence of the standards and to constitute a true conceptual framework. Until 1973, American accounting standards were in the hands of practitioners without the arbitration of an authority with the legitimacy of public power.

The Financial Accounting Standards Board (FASB) was established in 1973 under the Financial Accounting Foundation. The FASB originally had seven members representing, among others, the American Accounting Association (AAA, academics), the AICPA (professional accountants) and the Chartered Financial Analysts Institute (CFAI, financial professionals).

These changes are significant. The term 'Accounting', which is a neutral discipline serving a range of stakeholders, was codified

in the wake of a major crisis, and is now replaced by the word 'Financial', which denotes a particular objective or perspective.

The public authority, i.e. Congress, took control of accounting standards setting *via* its agent, the Securities and Exchange Commission (SEC), which gives legal force to the standards produced by the FASB, the so called Statements of Financial Accounting Standards (SFAS). In addition, since 2003, the SEC has required that the FASB be fully publicly funded, through a fee paid by listed companies.

The FASB is the first standard setter to have clarified its conceptual framework, which currently consists of 7 Statements of Financial Accounting Concepts (SFACs). It states that general purpose financial reporting is primarily produced to meet the needs of investors.

This development shows that accounting standards, initially considered as a domain for professionals and for professionals' needs, have become a public good, a component of public policies for which the government is responsible. However, the State's role is limited to that of censor, as it "subcontracts" standards setting to professionals. But these standards only apply to public listed companies and their subsidiaries. SMEs are not required to comply with SFAS; they keep "tax accounts", unlike the EU, which standardises accounting for all commercial companies.

3. The birth of international accounting standardisation

The importance of the American financial market ensured that the US standards had a much wider territory of application than the US. However, the APB Opinions and SFAS could not officially become world standards, which would have meant that all other countries would have to give up this part of their sovereignty to a third country, even if it were the world's leading power.

In 1973, ten professional organisations, including the French *Ordre des experts-comptables* ⁽¹⁰⁾, represented by Robert Mazars, and the Japanese Institute of Certified Accountants created an association, the International Accounting Standards Committee (IASC), based in London. Its objective was to publish accounting standards, the International Accounting Standards (IAS). But a private organisation could only claim to have an influence because it lacked any legal authority. The first standards, published from 1975 onwards, were more like collections of best practice, leaving many options and some prohibitions, with each country trying to preserve its national practices. IASC members were only committed to using their "best efforts" to apply IAS in their own countries. But in most of these countries, apart from the UK at the time, the accounting profession was no longer, or had never been, the standard setter...

This was far away from the objective of transparency, comparability, and market efficiency worldwide. In 1998, the Chair of the IASC, Georges Barthès de Ruyter, a

Frenchman who would later become President of the Conseil national de la comptabilité (CNC, the French standards setter), launched the "Comparability" project precisely to reduce the options. This work was necessary as the International Organization of Securities Commissions (IOSCO) made it a condition for recognizing IASs instead of national standards. This support was the subject of an agreement signed in October 1997 at the World Congress of the International Federation of Accountants (IFAC) in Paris.⁽¹¹⁾ IOSCO undertook to recommend to its members⁽¹²⁾ the recognition of IASs on condition that they were completed in accordance with its wishes within a maximum of two years. This was done in 1998, one year before the deadline. In order not to remain a confidential body with no real power, the IASC had to be recognised.

In addition to the agreement with IOSCO, the IASC, which was threatened to be absorbed by IFAC, a global organisation created in 1977 at the Munich World Congress, finally reached an agreement whereby all IFAC members, some 100 professional organisations at that time, would also become members of the IASC. This decision was prepared at a joint IFAC/IASC meeting at the World Congress in Tokyo in 1987 and a report was commissioned to investigate the forms of this rapprochement from a committee chaired by John Bishop (Australia). The Bishop Working Party Report was adopted by the two organisations in 1989, clearly establishing the division of roles: the IASC was given a monopoly on

accounting standards and IFAC a monopoly on everything else, i.e. auditing standards, ethics, initial and continuing education and public sector accounting standards... which are largely based on IASs!

However, standardisation **by** the profession (and **for** the profession?) posed a problem of political legitimacy⁽¹³⁾ and came up against the power of the national standard-setters who had acquired their independence from the profession. This led to the creation in 1992 of the "G4+1", which brought together the national standard setters of Australia, Canada, the United States, the United Kingdom and New Zealand. Apart from the fact that they were all English-speaking and politically close, they had in common the promotion of a conceptual framework, contrary to the continental European tradition. This raised the question of the representativeness of the G4+1.

From 1992 to 2001, the G4+1 produced research papers that were considered of high quality and used by the IASC to produce its own standards. A Joint Working Group brought the two organisations together to prepare the IAS 39 on financial instruments. This cooperation put an end to the existence of the G4+1 but was a stimulus to push the IASC to reform itself. Technical quality was not enough, there was a question of political legitimacy.

The United Nations Conference on Trade and Development (UNCTAD) established the Geneva-based Intergovernmental Working Group of Experts on International Standards of Accounting and Reporting (ISAR) in 1982

to produce global accounting standards. This extremely broad group has an excellent geographical representation (the Third World is very well represented) and the legitimacy of an inter-governmental organisation, as governments are supposed to represent the general interest of their countries. ISAR publishes an annual report entitled "International Accounting and Reporting Issues", "Guidelines" dealing with good practices and training, "Research Papers" and other documents on CSR, environmental, social and governance reporting, sustainable development, etc. But the dispersion of interests, the size of the assembly which meets once a year in Geneva, the rapid turnover of delegates and their lack of professionalism and technical skills have not allowed ISAR to compete effectively with the IASC.

By the end of the 1990s, IAS existed and had gained a certain reputation in professional circles. It remains to be seen how they will become widespread.

II International accounting standardisation gaining power in the 2000s

The gestation period, which lasted 30 years, from 1970 to 2000, was Darwinian: there were many attempts at international accounting standardisation, but few survived. The conquest of power by the IASC, which aimed to become a global "legislator", had to be achieved through a strategy of legitimisation in four directions:

- political legitimacy based on the independence of the standard setter;
- political legitimacy based on the recognition of the IASs by the public authority, which alone has the power of coercion;
- procedural legitimacy based on the due process for adopting standards;
- substantive legitimacy increased by the conceptual framework. Substantive legitimacy, based on the quality of the standards, had already been achieved, among other things because of the significant technical support provided informally by the "Big Five" ⁽¹⁴⁾, the five (at this time) major audit firms. But the overall coherence provided by a conceptual framework was lacking.

1. From the IASC to the IASB: asserting a power independent of private interests

Making independence more visible required a modernised and more professional structure, similar to that of the FASB.

According to a witness at the time, Gilbert Gélard, who was a member of the Boards of the IASC and then the IASB from 1988 to 2005, at the end of the 1990s some people criticised the IASC for being unmanageable: there were too many people around the table and two opposing conceptions of how to standardise were clashing. ⁽¹⁵⁾ On the one hand, there were the supporters of a politico-representative conception according to which the representatives of the various stakeholders had to debate in order to find a consensus or,

at the very least, a compromise, even if this meant sacrificing a little of the quality and technical consistency of the standards. This concept, defended by the European Commission, presupposed a large Board, since it had to be representative of all the particular interests. However, since the sum of particular interests does not constitute the general interest, others, including the FASB and the members of the G4+1, proposed an organisation that would give priority to technical expertise with a Board composed of exclusively full-time expert staff members who were independent and not accountable to the standard-setter in their country of origin.

In 1997, the IASC set up a Strategic Working Party chaired by Ed Waitzer (Canada) to inform the debate. Finally, the current organisation based on the independent expert model was unanimously adopted by the IASC Board members in Venice on 9 September 1999. The result is a rather complex structure that is supposed to guarantee its independence through statutory provisions for Board members and through a multiplicity of bodies combining powers and counter-powers. IASB members may not have any financial ties to any stakeholder because of the prohibition on any combination of remuneration. The IASB's organisational structure, which was largely inspired by that of the FASB, consisted, for simplicity's sake, of the following four main bodies:

1. the IASC Foundation, a private foundation based in Delaware (United States, a tax heaven), an assembly of 22 members (the trustees), which finances

the IASB and appoints the members of the three committees that follow;

2. the IASB, a technically independent body, composed of 14 full-time board members, producing IASs and then International Financial Reporting Standards (IFRSs) with the support of a team, the Staff, of professionals who are themselves employees;
3. the International Financial Reporting Interpretations Committee (IFRIC), composed of 15 members, which issues interpretations of the standards in order to facilitate understanding in response to questions raised by their implementation; these interpretations must be approved by the IASB and have the same authority as the standards;
4. the IFRS Advisory Council (IFRSAC), which advises the IASB in the preparation of its work programme. It is composed of 50 members representing the entire accounting community: financial analysts, preparers of accounts (companies), academics, auditors, standard setters and professional organisations (accountants and auditors). In addition to the IFRSAC, there are some 20 other advisory bodies representing various stakeholders: financial markets, emerging economies, Islamic finance, SMEs, insurance, etc.

As the FASB was still not convinced of the IASB's independence, it was decided in January 2009 to create an additional structure, the Monitoring Board (MB), which is intended

to provide a link between the trustees of the IFRS Foundation and the public authorities, i.e. essentially the stock exchange regulators, and to increase the Foundation's accountability. The MB monitors compliance with the Foundation's statutes and validates the appointment of trustees.

However, this reorganisation does not solve all the problems. The independence of the Board members is real from a formal point of view. But they are closely linked by a common vision of the role of accounting or, more precisely, of financial reporting in society: to serve the needs (and interests?) of investors, with other stakeholders taking a back seat.⁽¹⁶⁾ This is reflected in an evolution of the vocabulary used. Thus, IAS are renamed IFRS, with the word "accounting" disappearing completely and being replaced by "financial reporting". This means that the IASB and FASB are in the service of investors.

But we should be more precise: the world of finance is not homogeneous. What do family capitalism with a long-term vision of the company have in common with the stock market nomadism of portfolio managers with purely short-term financial objectives? Of course, other stakeholders also have financial concerns. But the perspectives are not the same: solvency in the more or less long term for creditors, going concern in the long term and maintaining industrial capital for employees and local authorities, etc.

Finally, the IASB inherited the IASC's acquis by taking over all the IASs; only the new standards will be called IFRSs.

The new structure, because of its complexity

and a subtle balance of powers, makes it possible to demonstrate, at least formally, the independence of the standard-setter.

2. The European Union adopts IFRS: the search for political legitimacy

If the IASB is a body of co-opted experts, they must still serve the public, as stated in the statutes. The IASB therefore lacked political legitimacy, without going through an election system. Salvation came from the EU, which, through Regulation 1606/2002 of 19 July 2002 on the application of international accounting standards, required European listed companies to publish consolidated accounts based on IFRSs as from the financial years beginning on 1 January 2005. It should be remembered that a European regulation is directly binding on Member States without having to be transposed into national legislation. The experience of the delays in transposing the accounting directives had served as a lesson. For the consolidated accounts of unlisted companies, the EU Member States remain free to forbid, authorise or impose IFRSs. Europe thus becomes the IASB's first "client".

Article 1 of the European Regulation justifies the adoption of International Accounting Standards (the name IFRS is never used) on the grounds of "ensuring a high degree of transparency and comparability of financial statements and thereby the efficient functioning of the European capital market and the internal market". Accounting is no longer a common good but a tool for a category

of stakeholders, unless one assumes that the financial market serves the general interest.

Article 2 introduces restrictions that sound like a way of asserting a remaining sovereignty: international accounting standards can only be adopted if they do not conflict with the following principles:

- 4th Directive of 25 July 1978, art. 2, § 3: "the annual accounts must give a true and fair view of the assets and liabilities, the financial position and the profit or loss of the company";
- 7th Directive of 13 June 1983, art. 16, § 3: "the consolidated accounts must give a true and fair view of the assets and liabilities, the financial position and the profit or loss of all the undertakings included in the consolidation";
- Regulation 1606/2002 of 19 July 2002, art. 3-2: if they are "conducive to the European public good".

It is important to note that Article 2 of the Regulation, a priori essential, has had no effect.

First of all, the concept of assets & liabilities is defined on a total different way by the IFRSs because they constitute an accounting law that is "off the ground" and totally autonomous. However, the national definition of assets and liabilities in France or Germany is covered by other branches of law, such as civil law. In these countries, "assets & liabilities" are defined as the patrimony. Directive 2013/34 of 26 June 2013, repealing the 4th and 7th Directives, includes in its article 4-3 the reference to

assets and liabilities (in the sense of "patrimony") but only for annual accounts, which brings European accounting law into line with IFRS if the latter only apply to consolidated accounts.

There remains the European public interest. No European text gives a definition. Is it the collective management of particular interests? In any case, the concept is sufficiently broad to make it possible to oppose the adoption of almost any standard. The preparatory work for the directive nevertheless emphasises two components of this European public good: not to handicap the competitiveness of European companies and not to harm the stability of financial markets.

The IASB's statutes also state that the standard-setter acts in the public interest, but that would be a global public interest. Unable to give concrete content to the concept of European public good, the EU has provided an institutional response with the recognition of the advices of the European Financial Reporting Advisory Group (EFRAG).⁽¹⁷⁾

EFRAG, a private body, was established in 2001 by the European accounting profession, preparers, users and standard setters, and was officially recognised by the European Commission in 2006. It provides technical assistance to the Commission, which is also supported by a political body, the Accounting Regulatory Committee (ARC). EFRAG has expressed reservations on two subjects: the accounting of financial instruments (IAS 39 and then IFRS 9), which raised the issue of fair value, and macro-hedging.⁽¹⁸⁾

Following the Maystadt report of 2013 ⁽¹⁹⁾, EFRAG was thoroughly reformed in October 2014. It had a Supervisory Board of 16 members and a Technical Experts Group of 12 members. Today, based on the need for checks and balances, EFRAG is organised as follows:

- General Assembly: composed of various European professional bodies and national standard setters (ANC for France), it appoints the members and the Chairman of the Board and votes the budget;
- Board: composed of 17 members (8 European professional bodies, 8 national standard setters and a chairman), it takes decisions on positions on IFRS;
- Technical Experts Group: composed of 16 members (4 appointed by the national standard setters and 12 qualified persons), it gives advice to the Board. Members devote 15-20% of their time on a voluntary basis to this activity and are appointed for one year;
- Consultative Forum of Standard Setters: this brings together all the European national standard setters and ensures that the Board expresses a European viewpoint.

This reorganisation, which has professionalised the expression of a European perspective, illustrates two things:

- accounting standard-setting is too serious a matter to give carte blanche to the "subcontractor", i.e. the IASB

- but there is no way out of a debate limited to experts from the financial world.

In conclusion, the adoption of IFRS by the EU has allowed the IASB to play in the big league and gain political legitimacy.

3. The search for procedural legitimacy: the Due Process

The Due Process is the formal consultation of the various stakeholders set up by the standard setter to ensure that democratic constraints are respected in the decision-making process. ⁽²⁰⁾ The implementation of such a process goes back to the Carta Magna of the 13th century in England, was taken up in the American Constitution and was transposed to accounting standard-setting by the relevant bodies in the United States, Canada and the United Kingdom in the 1960s and 1970s, and then by the IASC. But initially, in the latter case, the procedure was rather loose. Calls for comments were limited to stakeholders selected by the IASC and national standard setters, responses were not made public and deliberations were held behind closed doors. IOSCO criticised the IASC for this in 1987 and this was remedied with the creation of the IASB and the publication of the 58-page *Due Process Handbook* in 2006.

It is based on three main principles:

- transparency: IASB and IFRIC meetings are public and recorded;
- full and fair consultation of all stakeholders, with all responses published on the IASB website;

- accountability: the IASB must assess, without necessarily quantifying, the impact of new standards or amendments to existing standards in the light of certain criteria, including the improvement of the comparability of financial statements, and give reasons for its decisions.

Two cases must be considered: the adoption of a new standard and annual adjustments to existing standards.

The adoption of a new standard goes through the following stages:

- preparation of IASB's agenda on the basis of topics proposed by its members or by third parties (national standard-setters, financial market regulatory authorities, professional organisations, etc.), then presentation of this programme to the IFRS Advisory Council for its opinion;
- the IASB, together with its technical team and, where appropriate, with the support of other standard-setters, prepares a discussion paper, which is not mandatory, and the exposure draft, accompanied by a comment letter; any interested party is invited to respond;
- comments on the exposure draft, which must be in English, come mainly from national standard-setters, stock exchange authorities, professional organisations, the Big Four firms, financial directors of major international groups and some academics; they are published on the IASB's

website, reviewed and sometimes responded to, and summarised in the Report and Feedback Statement;

- depending on the outcome of the consultation, the IASB may either prepare a new exposure draft if there are significant changes or adopt the standard with or without minor amendments;
- two years after the effective date of the standard, the IASB must carry out a Post-Implementation Review by requesting information from the public and taking into account its own observations.

Amendments to existing standards are made in an annual improvements process. The IASB publishes a single exposure draft containing all proposed amendments and invites comments.

However, this ideal construction may only be a façade. "Writing comments on a draft submission or exposure draft requires considerable resources in terms of technical expertise and time due to the complexity of the standards and, for many, the language barrier as responses must be made in English. In the absence of such resources, many stakeholders in international accounting standard setting, particularly from Third World countries, are under-represented. The due process can therefore be compared to a vote on highly technical issues with a paid participation in the vote and without the result of the vote being binding for the organiser. The due process is the basis for governance by experts. Under these conditions,

how can we be surprised that the "abstention rate" is high and close to 100% among those who do not otherwise have strong lobbying power over the IASB?" ⁽²¹⁾

4. Enhanced substantive legitimacy: the conceptual framework

In order for accounting standard-setting not to be carried out gradually on the basis of ad hoc reasoning, when problems arise, there is a need for coherent, stable and explicit general principles. Pragmatism has its limits; there is a need for theory, for deductive reasoning, not for codification of practices in an inductive way. The FASB was a pioneer in publishing six SFACs between 1978 and 1985 to meet the need for a conceptual framework. However, it is largely the result of academic work published in the 1930s. ⁽²²⁾ It was largely adopted by the IASC in 1989.

In some respects, the publication of a hitherto implicit conceptual framework is a courageous step. Cardinal de Retz is quoted as having said in 1717: "ambiguity can only be overcome at one's own expense". By making the reasoning and choices underlying a decision explicit, one deprives oneself of the room for manoeuvre offered by ambiguity and exposes oneself to criticism. The occasional technical debate then takes on a political dimension.

On 18 September 2002, in Norwalk (United States), an agreement was signed between the FASB and the IASB with a view to converging the two standards and coordinating their future work in order to improve the comparability of financial statements. A

memorandum, signed in February 2006, provided for the publication of a common conceptual framework.

Phase A of the drafting of this common conceptual framework, dealing with the objectives and qualitative characteristics of financial reporting, was completed in September 2010. But phases B to G remained unfinished. Today, due to a number of disagreements, the cooperation between the two standard setters has come to a standstill and the IASB published its new comprehensive conceptual framework on 29 March 2018. What also made the 'divorce' easier or more tempting was the SEC's decision on 16 November 2007 to remove the requirement for US-listed companies that had opted for IFRS to publish a reconciliation statement between US-GAAPs and IFRSs, thereby restoring US-GAAPs' autonomy. This requirement was considered too costly by the companies in question.

One might conclude today that, with a comprehensive conceptual framework, a set of standards that evolve with the times, and an organisational structure that reflects the complexity of global accounting standard setting in the service of finance, the IASB is signalling the end of this story. In reality, other challenges lie ahead.

III From history to the future: new challenges for the IASB

Two important challenges threaten the development of the IASB's sphere of influence:

- it does not meet the needs of all

companies, especially small and medium-sized ones that are not managed from a stock market perspective;

- it is limited to a purely financial view of information whereas investors increasingly need a broader view of their target's performance.

1. The difficulty of taking into account the needs of SMEs

The IASB's ambition is to become the global standard setter for accounting. This means removing one obstacle: the complexity of IFRS. By way of illustration, the Handbook represents two volumes totalling, with the Guidance, some 4,500 pages! Complexity of meaning and complexity of abundance are, at best, acceptable for large multinational groups with sufficient internal skills, financial and IT resources and which can justify these efforts by the complexity of their business models and legal arrangements. The auditors of listed companies, essentially the Big Four today, can also follow suit, especially as they have largely inspired the adoption of IFRSs. But this is beyond the means and needs of SMEs, which account for 95% of all companies in France, for example. ⁽²³⁾

Recognising these difficulties, the IASB embarked on the IFRSs for SMEs project in 2003. In June 2004, it published a Discussion Paper with eight questions, the first of which was "Is there a need for specific financial reporting standards for SMEs?" All the responses we have seen answer this question in the affirmative and support the desirability

of the project. ⁽²⁴⁾ This encouraging start led to the publication of an Exposure Draft in February 2007. The responses and comments received led the IASB to substantially amend the draft by removing cross-references to full IFRSs, most of the complex choices, proportionate consolidation, etc. The final standard was issued in 2009.

It was welcomed by international donors, including the World Bank ⁽²⁵⁾, which wanted to impose it in all the emerging countries it finances in order to have a set of consistent and comparable financial reports. In the Reports on the Observance of Standards and Codes (ROSC), it systematically compares national standards with IFRSs, which constitute a sort of benchmark, and advocates convergence. The pressure was extremely strong, especially on the Organisation for the Harmonisation of Business Law in Africa (Organisation pour l'harmonisation en Afrique du droit des affaires, OHADA), so much so that the Revised OHADA Accounting System (Système comptable de l'OHADA Révisé, SYSCOHADA Revised) ⁽²⁶⁾ incorporated this desire for convergence. OHADA and the audit firms it employs had been paid to do this.

Despite these good news for the IASB, the success of the IFRSs for SMEs was extremely limited in the field for many reasons. The standard remained complex, unsuited to the needs and realities of emerging countries, costly to implement, and above all, incompatible with the needs of the tax authorities in different countries. Without this being said, the standard did not satisfy the needs

of non-existent investors but those of the World Bank and other international lenders. If it could influence the choices of national or regional standard setters, such as OHADA, it could not really influence the practices of local companies and firms. In the most advanced countries, it was not very successful since it was not adopted by the EU states, Australia, Canada, not to mention the United States, which have not adopted the IFRSs at all. ⁽²⁷⁾

SMEs often only produce proper accounts for tax and social security purposes. For internal purposes, the main thing is to monitor cash flow and third parties' accounts. As for external reporting, it can be based on the tax return due to the lack of a mobile shareholder base and the lack of financial analysts. Banks are more interested in the real securities that managers can provide. Finally, in the absence of an auditor in most SMEs, there are no penalties for "home-made" adaptations of accounting standards, provided that the tax rules are respected. As for chartered accountants and certified public accountants, their mission is not to sanction their clients.

In conclusion, the IFRS for SMEs is more of a tool for lobbying national standard setters to achieve convergence than a standard that is actually used by companies to produce their financial statements.

2. When financial accounting is not enough to accurately represent performance

A company is not a cash register, even for

investors! It has a social and environmental responsibility that has long been ignored, yet is of interest to all stakeholders. In 1776, Adam Smith wrote: "It is not from the benevolence of the butcher, the brewer, or the baker, that we expect our dinner, but from their regard to their own interest". In another form, Milton Friedman echoed the same idea: "There is one and only one social responsibility of business — to use its resources and engage in activities designed to increase its profits so long as it stays within the rules of the game, which is to say, engages in open and free competition without deception or fraud." ⁽²⁸⁾ IFRSs are totally compatible with this vision of the world, that of a *homo oeconomicus*.

But in parallel with financial capitalism, which makes the investor the ultimate decision-maker, the privileged recipient of financial information and the judge of the accountability of managers, a broader conception of the company has developed. It is an institution that lives by and for a community of people whose ambition is not limited to the accumulation of profit. Moreover, in order to provide relevant information to investors, it is not enough to produce financial information independently of any context. A scandal triggered by industrial pollution or a human rights violation can have financial consequences that put the company at risk. This is far more important to investors than, for example, the accounting treatment of liabilities to customers arising from a loyalty programme such as airline miles.

In response to these limitations of

financial accounting and, more generally, of a purely economic conception of the role of the company in society, the idea of environmental accounting ⁽²⁹⁾ was developed in the early 1970s, as well as "accounting" such as the social report made compulsory in France by the law of 12 July 1977 for companies with over 300 employees. We shall see that this broadening of the scope of accounting poses conceptual problems, but that standardisation and practices are nevertheless progressing. Experiments precede a conceptual framework, as it was the case for financial reporting.

Social and environmental responsibility (SER) implies that we know what is meant by "responsibility". The French Civil Code defines it by its consequences. "Any act of man, which causes damage to others, obliges the person through whose fault it occurred to repair it." ⁽³⁰⁾ Accounting knows perfectly well how to deal with civil liability (provisioning for damages, for example) or criminal liability when the penalty is pecuniary (payment of a fine, for example). However, liability has been extended to take on a moral dimension that can be sanctioned without a judgment. For example, entrusting the manufacture of products to a subcontractor (the agent) in a Third World country who employs children in undignified conditions is not an offence for the principal who is not the employer. But the principal may have a moral responsibility if he is aware of this fact and be condemned by the "court of opinion", loosing his capital of sympathy and, finally, loosing clients. ⁽³¹⁾

SER goes beyond third parties having

contractual relations with the company. For example, pollution can cause damage to others without the victims being identifiable. The emission of greenhouse gases undoubtedly harms the whole of humanity, but it is not possible to associate a victim with a polluter. Legally, humanity is not a legal person. As early as 1810, the French legislator introduced provisions to punish safety and environmental violations through preventive administrative controls. ⁽³²⁾ But there is also, to sanction this responsibility or irresponsible risk-taking, the "name and shame", the moral sanction which has a cost.

As information is performative ⁽³³⁾, it was intended to promote awareness, in parallel with financialisation and globalisation, of the existence of common goods whose preservation could not be ensured by market mechanisms. This led to a demand for non-financial information to be produced by large companies. More precisely, it is a question of including extra-financial considerations in the decision-making criteria of customers or investors, via the financial penalty indirectly imposed on the least 'virtuous' companies.

The development of non-financial reporting, in addition to social and environmental reporting, was initially driven by individual initiatives. Various models of "green accounting" were developed and companies started to participate. The transition from a voluntary to a mandatory approach took time. The issue was addressed in 2011 by the OECD in its "Guidelines for Multinational Enterprises". But the OECD does not have a sovereign power. On 22 October 2014, the European

Parliament and the Council adopted the Directive 2014/95 "as regards disclosure of non-financial and diversity information by certain large undertakings and groups." "Disclosure of non-financial information is vital for managing change towards a sustainable global economy by combining long-term profitability with social justice and environmental protection."⁽³⁴⁾ However, the Directive does not propose a standardised framework of indicators and relies on private initiatives to operationalise the objective, just as the 2002 Accounting Regulations relied, in effect, on the IASB. And there were many initiatives. At the international level, the ISO 26000 Guidelines on Social Responsibility and the Global Reporting Initiative (GRI) were the main ones. Both of these approaches define a set of standardised indicators. In France, an academic, Professor Jacques RICHARD, developed the CARE⁽³⁵⁾ model, which applies the depreciation mechanism used to measure the consumption of fixed capital and finance its renewal to human and natural capital.

However, the vagabonding of standards does not ensure the neutrality, comprehensiveness and comparability of the information and does not allow manipulation to be sanctioned. In application of the European directive, on 19 July 2017 the President of the French Republic signed the Ordinance No. 2017-1180 on the publication of non-financial information by certain large companies and certain groups of companies. These large companies are required to publish a "non-financial performance statement"

inserted in the management report to the shareholder's general assembly. It deals with the social and environmental consequences of their activity, respect for human rights, the fight against corruption, climate change, sustainable development, the circular economy, the fight against food waste, working conditions, the fight against discrimination and the promotion of diversity. This information must be audited by an independent third party whose report is transmitted to the shareholders, similar to what the statutory auditor does. Decree No. 2017-1265 of 9 August 2017 sets out the terms and conditions of application of the Ordinance. It specifies the thresholds above which information must be published and provides, where relevant and proportionate, a detailed list of items that meet the requirements of the Ordinance. The logic is more that of a social report than an accounting system that requires a single unit of measurement such as money.

In short, we can see that accounting has evolved into financial reporting and that financial reporting is accompanied by non-financial reporting. But the stages of standardisation of the latter are the same as those through which international accounting standardisation has passed:

- practices and standards resulting from private initiatives;
- a relay taken by the public authorities to give force of law to a model;
- a mechanism for assurance of the information produced by an independent third party.

IV Significance of French accounting research in Japan

1. Periodization of French research

The history of French accounting studies in Japan can be divided into four different stages based on their research papers and published books, the early stage, the peak stage, the slow stage and the revive stage (Figure 2.).

During the early stage between 1950's to 1964, people researched on the French accounting system is considering with the economic situation after the Second World War. (Ref. Katano I. : 片野一郎「フランスの平価切下と固定資産再評価」『産業経理』(1949), Nakahara C. : 中原千勝「フランス統一会計制度の研究—『1947年会計案』について」『商学論集』(1955), Kiuchi K. : 木内桂市「資本価値の低下と減価償却」『企業会計』(1955). Also, Kamata N. : 鎌田信夫「フランスにおける勘定学説の展開」『会計』(1961)) Katano I. studied the theory of French accounting principles.

Through 1965 to 1994, the study of French accounting in Japan reached to the peak stage specifically with the study of Plan Comptable in 1942 to 1990, the Fourth European Council Directive in 1978 and the Seventh European Council Directive in 1983. Following references are example studies, Nakamura N. : 中村宣一郎「フランスにおける会計標準化の生成および発展(1)」『会計』(1965), Nomura K. : 野村健太郎『会計標準化』の展望—ロゼール教授の最近の著作を中心に—『商大論集』(1967), Kishi E : 岸悦三「フランス経営分析会計—フランス企業会計原則(プラン・コンタブル) 解説にみられる実際

原価計算と標準原価計算を中心として1—」『広島商大論集 商経編』(1967). Morikawa Y. : 森川八洲男「フランス会計(文献紹介)」『産業経理』(1973). Those studies include not only legal financial accounting, but also literature reviews.

Between 1995 to 2004, the study of French accounting became less common in Japan compared to what it used to be. A few researchers started to review how French accounting principles adapt to a new accounting principle, International Accounting Standards.

(Ref. Mastui Y. : 松井泰則「IASとフランス会計基準」『立教経済学研究』(1994), Oshita U. : 大下勇二「フランス会計の国際化対応—国家会計審議会の審議状況の分析を中心として」『会計』(2001)). While the research of IAS, which become IFRS in 2001 was becoming popular in France, the study of Plan Comptable and its historical effect still kept to be continued in Japan by Naito T. : 内藤高雄「1947年プラン・コンタブルにおける二元論選択の理由(特集:現代会計学における諸問題)」『南山経営研究』(2004).

Once again French accounting studies in Japan became uplifted with a favor of adapting to IFRS in France. Takayama T. : 高山朋子「プラン・コンタブルと資本市場のグローバル化」『東京経大会誌. 経営学』(2005), Naito T. : 内藤高雄「フランスにおける会計標準化の手段: IFRS とプラン・コンタブルを巡って(斉藤昭雄名誉教授古稀記念号)」『成城大学経済研究』(2012) researched on difficulties of adapting to IFRS for public companies in France. It became clear that the adoption of IFRS is an urgent requirement in Japan. After European listed companies were required to

publish consolidated financial statements based on IFRS in 2005, Japanese researchers analyzed the impact of the adoption to

understand how IFRS was applied in France. And, the study of French accounting systems becomes widespread in Japan.

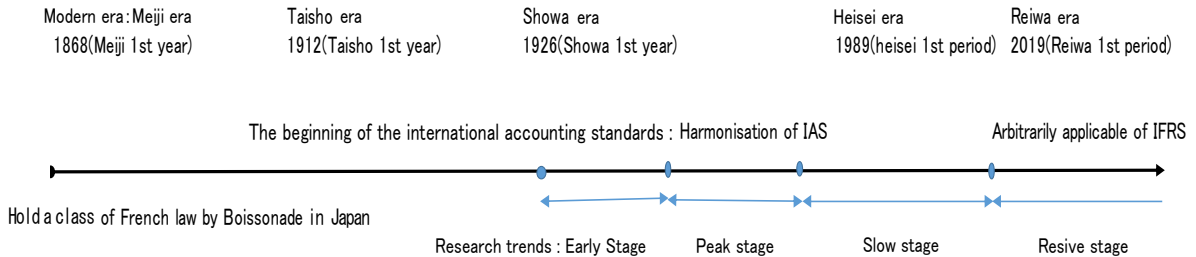


Figure2. Trends of French accounting in Japan

2. Features of FR-GAAP : Double Standard Model of Accounting System

French accounting principles have been kept renewing over the years to meet requirements and needs of change each time by determining right principles that suits to each period. The changes are made when principles became old and not compatible to each era. One of the biggest changes made was, for example, finance lease is not now considered as assets in balance sheet anymore.

Before adopting IFRS, PCG was a common set of accounting principles that companies

followed in France (Figure 3). In 2005 with the favor of corporation with international standards, the new accounting standards “IFRS” was applied in France, but it is limited to apply only on consolidated financial reporting while non-consolidated financial reporting was still available for companies to follow PCG, which leads to handle the domestic accounting reporting without confusion. While proceeding to adopt new international standards, the domestic principles are still available to be used in France, and that became double standard model of accounting system.

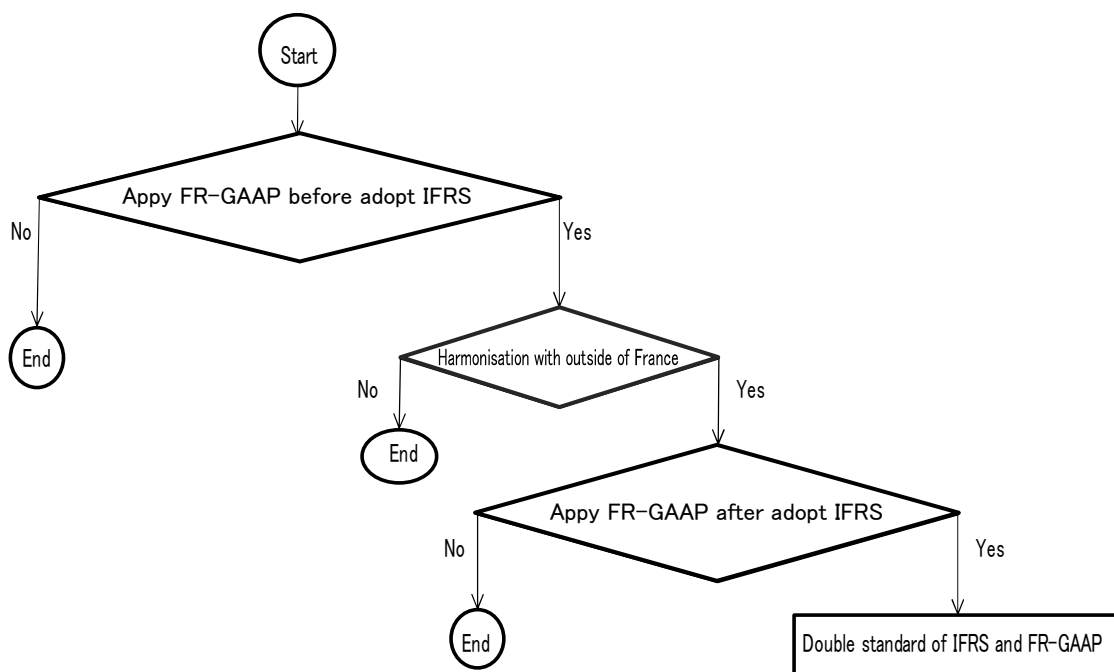


Figure3. Process of decision making for accounting principle based on French accounting history

3. After-effects on Japan

By 2020, there are four accounting principles available for listed companies to follow in Japan, JP-GAAP, IFRS, US-GAAP (United States Generally Accepted Accounting Principles) and JMIS (Japan's Modified International Standards).

Following the graph on Figure 4, Japanese accounting maintained the accounting principles with Business Accounting Principles until IFRS became well recognized in the world. While aiming to adapt international standards, Accounting Standard Board of Japan (ASBJ) was established in 2001 that focused on editing JP-GAAP to take some parts of IFRS in. This edited JP-GAAP was applied on both consolidated and non-consolidated financial reporting for companies to follow, which leads original domestic

accounting standards to be collapsed. Japanese accounting systems successfully adapted international standards but the adaption left the domestic systems in problems. The system is called "Simple Standard Model of Accounting System."

A possible way we suggest for Japanese listed companies is to follow French accounting principles in order to avoid current problems on the domestic accounting system with international standards. Rather than forcedly choosing one accounting principle out of the four accounting principles in Japan, applying multiple standards for each acceptable system maintain the balance of national accounting principles to be more accurate. For example, setting up a new group of listed companies on the stock market that is available only for companies with IFRS reports while existing

listed companies reporting with JP-GAAP, US-GAAP and JMIS are kept being listed on the current group. This example might cause

less problems and allow companies to adapt IFRS while maintaining JP-GAAP for the domestic systems.

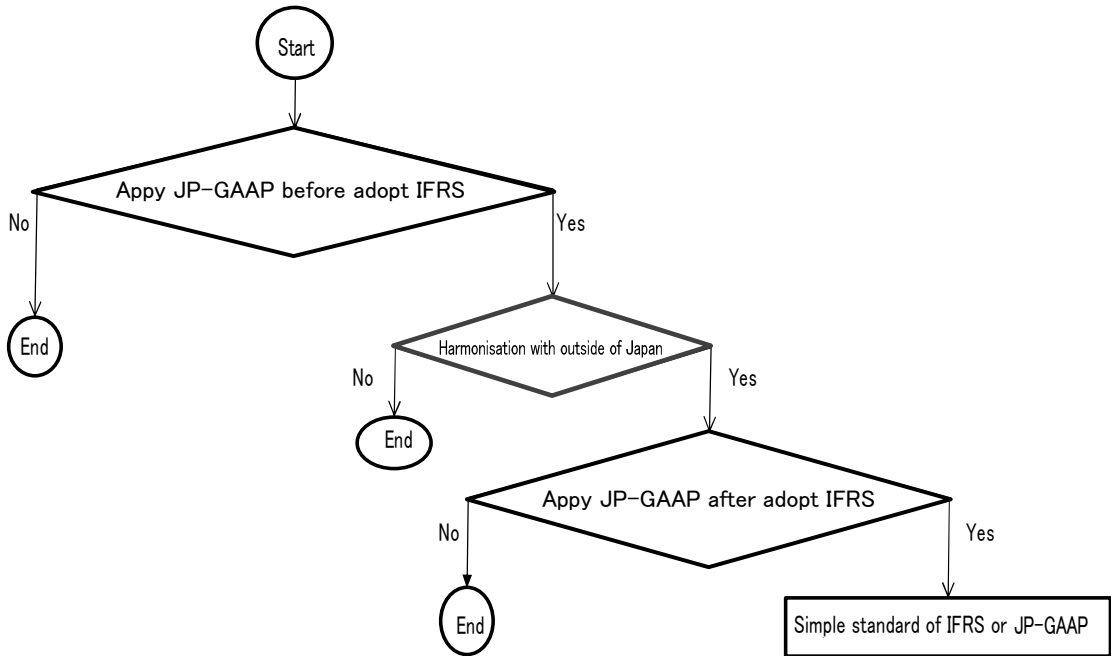


Figure4. Process of decision making for accounting principle based on Japanese accounting history

4. Significance of introducing a French-style Harmonisation

Since Regulation 1606/2002 came into force in 2002, France has never changed the entities of tax income calculation on the local contexts even after adapting international standards. The double standard model of accounting system was applied which divides consolidated and non-consolidated financial statements to be controlled by different accounting principles.⁽³⁶⁾ On the other hand, in Japan, International standards have been maintained by selecting simple standard model of accounting system. However, it is still causing unnecessary confusion on Japanese accounting system.

With corporating and concerning international accounting standards, France has maintained international standards by adopting IFRS as double standard model of accounting system. A long with that, domestic accounting system has been maintained by domestic standards, FR-GAAP. On the other hand, in Japan, the adoption of IFRS as simple standard model of accounting system maintains international standards. However, the collapse of JP-GAAP disrupted domestic accounting system. As we propose the domestic accounting system will possible be maintained by introducing a French-style accounting system in Japan as well.

V Conclusion

History, whether of a man, an institution or an object, is not a simple collection of anecdotes, even if it does feed on them. From these anecdotes, we must draw lessons that allow us to explain, to understand the sequence of events, to identify the causal links.

Let's start with our introductory sentence: "accounting is a mirror of society". We must understand that the mirror, while it gives an image of reality, without any emotion, is also a tool for transforming reality since we are in the presence of a mirror that is distorting because of its imperfections or because it has been knowingly manipulated. Moreover, it cannot represent the totality of the reality. It addresses only one sense: sight (without relief) but it ignores the senses of smell, touch, hearing and taste. This imperfect mirror produces an imperfect image to inform the questions we ask ourselves in order to act.

The history of accounting is an answer to the following three fundamental questions that structure accounting:

- for whom is the information produced?
- What is it for?
- How is it produced?

For whom? We have seen that the "public" for financial reporting has expanded over time. Initially, it was to serve the needs of the entrepreneur (management of the merchant's accounts, in double-entry form), then those of the community of entrepreneurs (instrument of proof in the event of a dispute between merchants), then of the tax authorities

and, more generally, of the public authorities, employees, investors and, increasingly, of society as a whole.

For what? For what decisions? Of course, each actor has its own information needs. But accounting standardisation reduces them to simple needs. The reality is not as simple. For example, the needs and objectives of the entrepreneur are not the same for a sole proprietorship, a partner in a family-owned SME or the manager of a large PIE. Similarly, the needs and objectives of investors are not the same for small savers, institutional investors and employee shareholders.

How? Standardisation, whether in the field of accounting or in other areas, is a sovereign prerogative in the same way as the right to mint money. It is produced by public or private institutions under a form of public supervision that makes it possible to combine the technical skills of professionals with political or power imperatives. These norms are performative, that is to say, they shape the reality. Those who produce goods or services that are supposed to comply with the standards are controlled by independent experts such as auditors or state services such as the tax authorities or the weights and measures department.

The contemporary history of accounting standard setting is characterised by the effects of financialisation and globalisation, which have led to an empowerment of accounting law and an increased power of the profession. However, countervailing powers have emerged in parallel to hinder the trend towards self-regulation: the stock exchange

authorities, political power which, for example in Europe, has introduced the notion of European public good, and society as a whole which is demanding more transparency and an extension of the scope of information to the non-financial domain in comparable ways.

This research group has explored how France adopted IFRS, and attempted to follow and apply their principles on Japanese accounting. French listed companies apply IFRSs only to prepare disclose consolidated financial statements for public. In addition, French companies whether listed or unlisted companies apply the Plan Comptable and prepare a non-consolidated financial report for domestic needs. The financial position when applying IFRS and Plan Comptable may be different for the same company by different standards. That difference was unacceptable in French society, and that could lead to unnecessary confusion.

France adopted IFRSs for the financial statements of international companies. However, SMEs had no financial resources to introduce IFRS, nor did they have advantage of just introducing it. Therefore, SMEs prepare financial statements using domestic standards for tax purposes.

As mentioned above, France has maintained its domestic accounting system by adopting IFRS to cooperate with foreign countries, and keep continuing to allow the application of Plan Comptable for domestic needs. One of the purpose of this research group is to explore accounting standards in France and its history, and find a possible way to apply the French-style harmonisation to Japan to

clarify the equilibrium between international standards and domestic accounting system in Japan.

Notes

- (1) Theory: "Rational or ideal representation, implying (...) that the facts (or practice) do not correspond exactly to it". (Paul FOULQUIE : Dictionnaire de la langue philosophique. PUF, 1982, p. 726)
- (2) Ideology: "A more or less coherent system of ideas, opinions or dogmas, which a social group or a party presents as a requirement of reason, but which is actually driven by the need to justify actions designed to satisfy self-interested aspirations and which is exploited above all by propaganda. (Foulquié, *ibid.* p. 337)
- (3) See: Christopher Nobes & Robert Parker: Comparative international accounting, Prentice Hall, 2000, p.50.
- (4) See: Alain BURLAUD & Roland PEREZ : « La comptabilité est-elle un "bien commun" ? » in Comptabilité, société, politique. Mélanges en l'honneur du professeur Bernard COLASSE. Economica, 2012, p. 216 à 233.
- (5) See : Franck JEDRCZEJEWSKI : Histoire universelle de la mesure. Ellipses, 2002, p. 156 & s.
- (6) See : Didier BENSADON et al. (eds.) : Dictionnaire historique de comptabilité des entreprises. Presses universitaires du Septentrion, 2016, p. 329 & s.
- (7) The EEC became the European Union (EU) on 1 November 1993.
- (8) See: BENSADON, *op. cit.*, p. 333 & s.
- (9) See: Bernard COLASSE (ed.) : Encyclopédie de comptabilité, contrôle de gestion et audit. Economica, 2009, p. 173 & s.
- (10) The nine other countries were: Australia, Canada, Germany, Ireland, Japan, Mexico, Netherlands, UK and US.
- (11) The World Congress of the accountancy profession used to be organized every five years. The periodicity is now four years. René RICOL was elected "President elect" at this Congress and became President of IFAC in 2002 for a term ending in 2006.
- (12) For France, the Commission des opérations de bourse (COB) which will become the Autorité des marchés financiers (AMF).
- (13) See: BURLAUD A. & COLASSE B. :

- “Normalisation comptable internationale : le retour du politique ?” *Comptabilité, contrôle, audit*, tome 16, volume 3, décembre 2010, p. 153 à 175 and « International Accounting Standardisation: Is Politics Back? » in *Accounting in Europe*, volume 8, n° 1, June 2011, p. 23 à 47.
- (14) In the early 2000s, Arthur Andersen still existed alongside Deloitte, Ernst & Young, KPMG and PWC.
- (15) See: Gilbert GELARD : “De l’IASC à l’IASB : un témoignage sur l’évolution structurelle de la normalisation comptable internationale.” *Revue française de comptabilité* n° 380, septembre 2005.
- (16) See: Burlaud & Colasse, op. cit., p. 159.
- (17) See: Christopher HOSSFELD & Yvonne MULLER-LAGARDE : *L’intérêt public européen. Autorité des normes comptables*, 2018.
- (18) HOSSFELD & MULLER-LAGARDE, op. cit., p. 42 & s.
- (19) Philippe MAYSTADT: *Should IFRS standards be more European?* 2013.
- (20) See: BENSADON, op. cit., p. 337 & 338; BURLAUD & COLASSE, op. cit., p. 156, 157 et 159 & s.; Anne LE MANH-BENA : *Le processus de normalisation comptable par l’IASB : la cas du résultat*. PhD dissertation, Cnam, 2009.
- (21) BURLAUD & COLASSE, op. cit., p. 160.
- (22) See: BENSADON, op. cit., p. 412 & 413.
- (23) Pascale DELVAILLE et al. : “ Enjeux et limites de l’application des IFRS aux PME”, *La comptabilité en action. Mélanges en l’honneur du professeur Geneviève Causse*. L’Harmattan, 2016, p. 184.
- (24) Alain BURLAUD : “Faut-il un droit comptable pour les PME ?” *La Revue du Financier* n°168, novembre – décembre 2007, p. 127.
- (25) See: Pascale DELVAILLE, op. cit., p. 186 & s.
- (26) Règlement n° 01/2017/CM/OHADA du 09 juin 2017 portant harmonisation des pratiques des professionnels de la comptabilité et de l’audit dans les États membres de l’OHADA.
- (27) See: Pascale DELVAILLE, op. cit., p. 187.
- (28) Milton FRIEDMAN, *New York Times Magazine*, 19/9/1970.
- (29) See: COLASSE, op. cit., p. 489
- (30) Article 1382. It dates from the 1804 Civil Code and has never been amended.
- (31) This refers to the Nike case in 1997, where child labor was used by its subcontractors in Asia.
- (32) See: Bernard CHRISTOPHE : *La comptabilité verte. De la politique environnementale à l’écobilan*. De Boeck, 1995, p. 26.
- (33) See: Alain BURLAUD & Maria NICULESCU : *L’information non financière au service d’une « croissance responsable » : perspective européenne*. *Revue française de comptabilité*, n° 495, février 2016, p. 63 à 66.
- (34) Directive 2014/95, whereas 3.
- (35) *Comptabilité Adaptée Renouvellement de l’Environnement* ®.
- (36) See : Oshita U. [2018] : 大下勇二連単分離の会計システム』法政大学出版局 p.243.

References

- Bensadon D. et al. (eds.) [2016] : *Dictionnaire historique de comptabilité des entreprises*. Presses Universitaires du Septentrion.
- Burlaud A. [2007] : “Faut-il un droit comptable pour les PME?” *La Revue du Financier* n°168, pp. 121-137.
- Burlaud A. & Colasse B. [2010] : “Normalisation comptable internationale : le retour du politique?” *Comptabilité, contrôle, audit*, tome 16, volume 3, pp. 153-175.
- Burlaud A. & Perez R. [2012] : “La comptabilité est-elle un “bien commun?” in *Comptabilité, société, politique. Mélanges en l’honneur du professeur Bernard COLASSE*, Economica, pp. 216-233.
- Burlaud A. [2013] : “Les comptes doivent-ils dire le « vrai » ou le « bon » ? A propos du cadre conceptuel de l’IASB/IASB. *Revue française de comptabilité* n° 467, pp. 17-20, n° 468, septembre 2013, pp. 38-41 et n° 470, pp. 27-31.
- Burlaud A. & Hoarau C. [2015] : “ IFRS-PME contre directive européenne n° 34” in *L’entreprise revisitée. Méditations comptables et stratégiques*, Presses Universitaires de Provence, pp. 29-41.
- Burlaud A. & Niculescu M. [2016] : *L’information non financière au service d’une « croissance responsable » : perspective européenne*. *Revue française de comptabilité*, n° 495, pp. 63-66.
- Capron M. (ed.) [2005] : *Les normes comptables internationales, instruments du capitalisme financier*. La Découverte.
- Christophe B. [1995] : *La comptabilité verte. De la politique environnementale à l’écobilan*. De Boeck.
- Colasse B. (ed.) [2005] : *Les grands auteurs en comptabilité*. EMS.
- Colasse B. (ed.) [2009] : *Encyclopédie de comptabilité, contrôle de gestion et audit*, Economica.

- Delvaille P., Le Manh A. & Maillet C. [2016] : “Enjeux et limites de l’application des IFRS aux PME”, *La comptabilité en action. Mélanges en l’honneur du professeur Geneviève Causse*. L’Harmattan, pp. 183-193.
- Gelard G. [2005] : “De l’IASC à l’IASB : un témoignage sur l’évolution structurelle de la normalisation comptable internationale.” *Revue française de comptabilité* n° 380.
- Hossfeld C. & Muller-Lagarde Y. [2018] : *L’intérêt public européen*. Autorité des normes comptables.
- Jedrzejewski F. [2002] : *Histoire universelle de la mesure*. Ellipses.
- Oshita U. [2018] : 大下勇二『連単分離の会計システム』法政大学出版局.
- Kishi E. [1975] : 岸悦三『会計生成史』同文館.
- Le Manh-Bena A. [2009] : *Le processus de normalisation comptable par l’IASB : le cas du résultat*. Doctorat en science de gestion, Cnam.
- Morikawa Y. [1978] : 森川八洲男『フランス会計発達史論』白桃書房.
- Nobes C. & Parker R.B. [2020] : *Comparative International Accounting*, 14th, Edition Paperback.
- Richard J. & Plot E. [2014] : *La gestion environnementale*. La Découverte.
- Touchelay B. [2005] : A l’origine du plan comptable français des années 30 aux années 60, la volonté de contrôle d’un État dirigiste.” *Comptabilité, contrôle, audit*, pp. 61-88.
- Yanaga M. [2018] : 弥永真生「フランス商事王令のもとでの記帳義務」『企業会計』第 70 巻第 1 号.
- Yoshioka M. [1993] : 吉岡正道「フランスの会計法令と会計制度」 畠村編著『比較会社法会計論』白桃書房.
- NB: This final report is mainly written based on a co-work by Burlaud A. and Yoshioka M., and other study members are not fully responsible for it.
- この最終報告書は主として A. Burlaud と吉岡正道の共同研究に依拠してまとめられたものであり、したがって、他の研究グループメンバーはそれに対して全面的な責任を負うことはできない。

Ⅱ 研究グループ報告（中間報告）

日本的会計諸制度の変遷と課題

主 査： 角ヶ谷 典幸（一橋大学）
委 員： 浅野 敬志（東京都立大学）
岡本 紀明（立教大学）
金 鐘勲（専修大学）
草野 真樹（京都大学）
菅原 智（関西学院大学）
中山 重穂（愛知学院大学）
苗 馨允（相山女学園大学）
宮宇地 俊岳（追手門学院大学）
矢澤 憲一（青山学院大学）

要 旨

会計諸制度が世界的に統一されれば、情報の質や比較可能性が向上する旨の指摘がなされることがあるが、グローバルスタンダード（IFRS を含む）はすべての国にとって、また（同一国内の）すべての企業にとってベストプラクティスを保証するものではない。言うまでもなく、会計実務に影響を与える経済的・政治的要因のほとんどはローカルな制度だからである。

本研究グループでは、第二次世界大戦後、今日に至るまでの日本的会計諸制度の変容過程を、歴史・理論研究、実証研究および質的研究に分けて調査し、それらの知見を総合することによって、いかにグローバル化が進展したとしても、ローカルスタンダード（日本的会計諸制度）の役割が減じることはないことを明らかにすることを目的としている。

本年度は、第 38 回研究大会（2021 年 10 月 10 日、於 関西学院大学）において、『中間報告書』（総数 122 頁）の概要に関する報告を行った。歴史・理論研究に関しては、ローカルな株式持ち合いとグローバルな金融化の流れを対比させた研究、ASBJ と IASB の概念フレームワークを対比させた研究、日本の会計制度改革の経済的帰結や経営者の会計行動に関する研究が行われた。実証研究に関しては、日本の会計諸制度の複雑化に関する研究、退職給付の認識対開示と経営者の裁量行動に関する研究、日本基準と IFRS の個々の会計基準の差異の価値関連性に関する研究などが行われた。質的研究に関しては、監査上の主要な検討事項（KAM）の情報内容に関する研究が行われた。

I はじめに

日本は、第二次世界大戦後、欧米の会計諸制度（会計基準およびその周辺制度）やグローバルスタンダードをそのままの形で受容してきたわけではなく、グローバル・ローカル間のコンフリクトの緩和のために、種々の操作化策を講じてきた。たとえば、1997 年の連結財務諸表制度の改正を嚆矢とするいわゆる「会計ビッグバン」に際しては、会計基準の適用までに十分な準備期間が設けられ、種々のオプション（例外規定や重要性基準）が付与されることによって、会計基準と商法・法人税法などの関連諸制度との擦り合わせが可能になった。また、国際財務報告基準（IFRS）については、強制適用ではなく任意適用に留めることによって、インセンティブのある企業だけが IFRS を適用できるように設計された。さらに、賛否はあるものの、修正国際基準（JMIS）の開発によって、日本基準の基本的な考え方 — たとえば、当期純利益の有用性や短期的な時価変動に左右されない長期的視点の重要性 — が示され、国際的に意見発信をする機会が設けられた。

会計諸制度が世界的に統一されれば、情報の質や比較可能性が向上する旨の指摘がなされることがあるが、グローバルスタンダード（IFRS を含む）はすべての国にとって、また（同一国内の）すべての企業にとってベストプラクティスを保証するものではなく、たとえ会計基準の統一が図られたとしても会計実務の統一が達成されるわけではない。言うまでもなく、会計実務に影響を与える経済的・政治的要因のほとんどはローカルな制度だからである。

本研究グループでは、いかにグローバル化が進展したとしても、ローカルスタンダード（日本的会計諸制度）の役割が減じることはないこ

とに配慮しつつ、本年度は、歴史・理論研究（岡本，中山，宮宇地），実証研究（浅野，草野，苗，金，角ヶ谷）および質的研究（矢澤）に分けて調査した。『中間報告書』（総数 122 頁）の概要は、以下の通りである。

（角ヶ谷 典幸）

II 歴史・理論研究

1. わが国における金融化の遂行と会計規制としての制度的装置 — 持合株式に対する認識・測定から開示へのシフト —

本研究の目的は、企業の持合株式に対する会計規制の変遷に焦点を当て、わが国における会計制度がグローバルな金融化を遂行する形で変遷してきた一面を浮き彫りにすることである。これまで多少の変動はあったものの、日本企業は過去数十年にわたり持合株式を縮減してきた。わが国における伝統的な株式持ち合いは、企業間関係を重視したものであるが、株式市場における投資意思決定や株主価値最大化を重視するいわゆる欧米的観点からは特異な慣行と捉えられる。

本研究はこの持合株式が特に縮減されてきた期間を 2 つの時期（1990 年代後半～2000 年代前半および 2010 年～現在）に区分し、日本企業の株式持ち合い縮減を促した制度的装置として、それぞれ認識・測定を通じた会計基準（その他有価証券に関する会計基準）およびコーポレートガバナンスコードを通じた詳細な開示規定が重要であったと指摘する。さらに後者の最近の動向に関して、本研究はグローバルに均質な金融市場を目指したコーポレートガバナンスの国際的収斂の遂行という観点からも考察を加え、認識・測定を通じた会計基準を通じた規制のみならず、情報開示規定という制

度的装置が近年重要な役割を果たしている点にも論及する。

(岡本 紀明)

2. IASB 概念フレームワークとの比較を通じた ASBJ 概念フレームワークの特徴の分析

概念フレームワークは、会計制度を形成する会計基準を説明するとともに、会計基準を設定する概念的基盤を提供する役割を担う。概念フレームワークの設定に際しては、会計基準設定主体、監査人、作成者、利用者などの関係者、経済、法制度等々、会計制度を取り巻く諸環境の影響を受ける。そのため、企業会計基準委員会 (ASBJ) が整備した日本の概念フレームワークは、それら諸環境を反映した日本の会計制度に固有な特性を内包していると考えられる。そこで、本研究では、ASBJ 概念フレームワークを通じて、日本の会計制度の固有性の抽出を試みる。

本中間報告においては、その前段階として、ASBJ 概念フレームワークと国際会計基準審議会 (IASB) の概念フレームワークを比較し、ASBJ 概念フレームワークの特徴を分析する。分析に際しては、ASBJ 概念フレームワークと IASB 概念フレームワークのテキスト分析も行い、定量的な観点からも一般に指摘されている特徴と同様なものを指摘できるかを試みている。

その結果、ASBJ 概念フレームワークが、投資家への情報提供を重視していること、資産、負債を中心に記述されていること、測定に関する記述が詳細になされていることなどが確認できた。

(中山 重徳)

3. 日本の会計制度の変遷と経済的帰結

本研究では、日本の会計制度改革がもたらした経済的帰結に関する実証的知見の整理を行う。1990 年代後半から 2000 年代中盤の期間における、U.S. GAAP および IAS を対象とした会計基準改革である「会計ビッグバン」と、2000 年代中盤から今日までの期間における、IFRS を対象とした会計基準改革にあたる「IFRS へのコンバージェンス」とを経て、日本の会計基準は大きく変容してきた。

これらの会計基準改革（特に、会計ビッグバン期）によってもたらされた経済的帰結、および経営者の会計行動の変化の経験的知見を総括したものとして古市 (2008) が存在するが、古市 (2008) 以降に実施された「会計ビッグバン期」を対象とする実証研究の知見を含めた検討はなされていない。また、CESR による同等性評価、2007 年の東京合意後に行われた「IFRS へのコンバージェンス」の過程でなされた会計制度改革の実証的知見を包含した包括的な整理・検討もなされていない。

日本の会計制度が変容したことによって、どのような経済的帰結をもたらしたのか、経営者の会計行動はどのように変化したのか、さらには、まだ未検証の領域が残っているのかについて、最終報告に向けて、実証的知見の整理を行うとともに、日本の会計制度が果たしている機能を析出することに取り組む。

(宮宇地 俊岳)

III 実証研究

1. 会計情報の複雑性の要因と経済的帰結

本研究の目的は、国内外の先行研究の整理を通じて、会計情報の複雑性の要因と経済的帰結

を洞察することである。研究の背景には、財務報告制度のグローバル化により会計基準およびその周辺制度が複雑化しているという日本の会計社会の現実がある。

本研究を通じて明らかになったのは以下の6点である。(1) 会計情報の複雑性の尺度は7つあり、そのひとつである可読性 (readability) にも6つの尺度があること、(2) 会計情報の複雑性の要因は、経済環境や商取引の複雑・高度化、(収益認識や金融商品などの) 会計・開示制度の複雑化、経営者の意図の3つに整理されること、(3) 規範的研究では、会計情報の複雑性は企業の経済的実体の理解可能性を妨げるものとされていること、(4) 実証的研究でも、会計情報の複雑性は株式取引量の減少、アナリスト予想精度の低下、鈍い株価反応などを招き、資本市場の役割・機能を妨げる要因とされていること、(5) 基準設定者 (IASB など) は概念フレームワーク上で理解可能性を補強的な質的特性とし、不必要な複雑性を排除しようとしていること、(6) 企業は財務と非財務を企業価値の視点で統合的に説明する統合報告書を自発的に作成・開示し、会計情報の複雑性に対処しようとしていること。

(浅野 敬志)

2. 退職給付の認識対開示と経営者の裁量—割引率の選択を中心として—

本研究の目的は、退職給付の認識対開示が経営者の裁量に及ぼす影響について分析することである。とりわけ、本研究は、過去勤務費用や数理計算上の差異といった未認識項目が財務諸表本体で認識されることに伴って、経営者が割引率の選択を裁量的に行っているのか否かを検証し、次のことを明らかにした。

退職給付の認識と開示の差異は経営者の裁

量に大きな影響を及ぼす。つまり、連結財務諸表において未認識項目を貸借対照表で認識する企業 (認識企業) は、個別財務諸表において当該項目を注記で開示する企業 (開示企業) と比べ、企業会計基準第26号適用以降、割引率を高く設定する。とくに、年金資産の積立不足が大きい場合や債務契約のインセンティブが大きい場合、認識企業は、開示企業よりも企業会計基準第26号適用以降に割引率を高く選択する。さらに、年金資産の積立不足が大きい場合、それが小さい場合と比べると、認識企業は割引率をより裁量的に設定する。これらの結果は、経営者が年金負債を過小に報告するために、割引率を用いて数理計算上の仮定を裁量的に操作していることを示唆している。本研究は、連単分離という日本の退職給付の会計基準の特性を活かし、差分の差分 (difference-in-differences: DID) 法を用いることによって、認識と開示の差異とそれ以外の要因を切り離し、認識対開示が経営者の裁量に及ぼす影響を析出している。

(草野 真樹)

3. IFRS の任意適用と会計情報の価値関連性に関する研究

海外企業を対象とした先行研究では、投資家が意思決定を行う際、国際財務報告基準 (IFRS) とローカル基準の総額 (純資産や純利益) の差異だけではなく、個々の会計基準の差異の影響にも関心が払われることが指摘されてきた。しかし、日本企業を対象にした先行研究では、データ入手の困難性ゆえに個々の会計基準の差異の影響が看過されてきた。そこで本研究では、純資産や純利益だけでなく、日本基準とIFRSの個々の会計基準の差異が、日本基準の会計数値に対して、追加的な価値関連性を有するか否かについても調査した。

予備調査の結果、IFRS と日本基準ベースの純資産と純利益の調整額は、日本基準の会計数値に対して、追加的な価値関連性を有さないこと、また 6 つの会計基準（のれん、収益認識、有形固定資産、無形資産、未使用有給休暇、減損）は、正または負の価値関連性を有することが明らかにされた。

日本は IFRS を強制適用することなく、いまだ会計基準を開発している数少ない国であるので、本研究の結果は、会計処理の優劣を論じる際の手がかりや会計基準間競争に対する示唆を与えるものと予想される。また、本研究の結果は、「のれんの償却」など理論的に自明だと思われていることが、価値関連性の観点からは必ずしも支持されないことを示し、IFRS 研究の進展に契機を与えるものになるかもしれない。

（苗 馨允・金 鐘勲・角ヶ谷 典幸）

4. IFRS の任意適用が日本企業の配当行動に与える影響についての考察

本研究では、日本企業を対象にして、IFRS 任意適用後、企業の配当行動に変化があるのかを明らかにすることを主たる目的とする。一般に、IFRS 任意適用企業では、ローカル GAAP を適用する場合に比べて、財務報告の質が高まり（たとえば、利益管理の減少、より適時な損失認識、価値関連性の向上）（e.g. Christensen et al. [2015]）、経営者と投資家間の情報の非対称性が軽減されると考えられる。

情報の非対称性の軽減は企業の配当行動に 2 つの相反する影響を与える可能性がある（Hail et al. [2014]）。より詳細かつ有用な情報が提供されれば、経営者が配当支払いによって、余剰資金を企業価値最大化のために利用するコミットメントを投資者に伝達する必要性が減

ずるため、企業は配当を減らすことが予想される。その一方で、情報の非対称性が軽減されれば、少数株主は経営者に対するモニタリング能力が向上し、過剰投資を防ぐためにより高い配当金を受け取ることができるようになり、よって、IFRS 適用後、配当が増えることが予想される（Hail et al. [2014]）。

Hail et al (2014) は IFRS 強制適用国では、企業が配当支払いや増配を行う傾向が低くなり、減配や無配をする傾向が高くなることを示した。本研究は、日本企業を対象にして、IFRS 任意適用が配当に与える影響を考察する点で、Hail et al (2014) を拡張するものである。

（苗 馨允）

IV 質的研究（実験研究、質問票調査を含む）

1. テキストマイニングを用いた『監査上の主要な検討事項（KAM）』の分析

本研究の目的は、「監査上の主要な検討事項（key audit matter, 以下、KAM）」の情報内容をテキストマイニング技術を用いて定量化・可視化することである。KAM（CAM）は近代監査制度の創設以来最も大きな改革の 1 つであり、EU では 2017 年 12 月期から、米国では 2019 年 12 月期から、日本では 2021 年 3 月期から適用されている。改革を受けて、監査報告書の理論、制度、実態に関する研究が旺盛に実施されている一方、テキストマイニングを用いた KAM の研究は Velte (2018), Smith (2019), 矢澤 (2021) などわずかである。

本中間報告では、2020 年早期適用企業を対象として、KAM のテキスト指標と企業のファンダメンタルズとの関連性に関するパイロット・スタディを実施している。その結果、Big4

による監査を受けている企業ほど不確実な単語をより用いている、非日本会計基準（IFRS、SEC 基準）を採用している企業ほど、固有表現が多く、不確実な単語をより用いていることが明らかとなった。

これらの結果は、KAM の情報内容、および、会計基準のグローバル化／ローカル化の経済的帰結に関する学術的知見を提供している。最終報告では、2021 年 3 月期適用企業をサンプルとし、分析を実施する予定である。

（矢澤 憲一）

V おわりに

『中間報告書』の概要を簡単に振り返ると、まず、歴史・理論研究に関するⅡ－1 では、ローカルな企業慣行である株式持ち合いとグローバルな金融化の流れを対比させながら、会計上の認識・測定・開示の変遷過程が分析されている。Ⅱ－2 では、ASBJ と IASB の概念フレームワークとの対比を通じて、日本ではなぜ純利益概念やリサイクリングが重要視されるのかについて検討されている。Ⅱ－3 では、日本の会計制度改革を会計ビッグバン期とコンバージェンス期とに分け、それらに関する研究の知見の整理を通じて、日本の会計制度改革はいかなる経済的帰結をもたらし、経営者の会計行動を変化させたのかなどについて調査されている。

続く、実証研究に関するⅢ－1 では、財務報告制度のグローバル化により日本の会計基準とその周辺制度が複雑化している現状とその要因が考察されている。たとえば、会計情報の複雑性の要因は、経済環境や商取引の複雑・高度化だけでなく、会計・開示制度の複雑化や経営者の意図の複雑化にもあることが示されている。Ⅲ－2 では、連単分離という日本の退職

給付に関する会計基準の特性を活かして、退職給付の認識対開示が経営者の裁量に及ぼす影響について分析されている。分析の結果、認識企業群は開示企業群に比べて割引率を高く設定する（よって年金負債を過小に報告する）傾向があることが明らかにされている。企業会計基準第 26 号が公表され、日本でも IFRS と同様に数理計算上の差異の即時認識が強制されるようになったが、会計基準のあり方に示唆を与える結果が得られている。

Ⅲ－3 では、日本基準と IFRS の個々の会計基準の差異が、日本基準の会計数値に対して、追加的な価値関連性を有するか否かについて調査されている。予備調査の結果、6 つの会計基準（のれん、収益認識、有形固定資産、無形資産、未使用有給休暇、減損）は、正または負の価値関連性を有することが明らかにされている。日本は IFRS を強制適用することなく、いまだ会計基準を開発している数少ない国であるので、本研究の結果は、会計処理の優劣を論じる際の手がかりや会計基準間競争に対する示唆を与えるものと予想される。Ⅲ－4 では、IFRS を任意適用した日本企業の配当行動の変化について調査されている。

最後に、質的研究に関するⅣ－1 では、監査上の主要な検討事項（KAM）の情報内容がテキストマイニング技術を用いて定量化・可視化されている。パイロット・スタディの結果、Big4 による監査を受けている企業ほど不確実な単語をより用いていること、IFRS や SEC 基準を採用している企業ほど、固有表現が多く、不確実な単語をより用いていることが示されている。これらの結果は、KAM の情報内容、および会計基準のグローバル化／ローカル化の経済的帰結に関する学術的知見を提供するものである。

以上のように、本研究グループでは、グロー

バルスタンダードとローカルスタンダード（日本の会計諸制度）のコンフリクトや補完関係を、本年度は、歴史・理論研究、実証研究および質的研究に分けて調査した。本年度は中間報告であるため、アイデアの段階にあったり、再調査が必要になったり、予備調査やパイロット・スタディの段階に留まっている研究もある。とりわけ、質的研究（実験研究）はデータの収集から分析・解釈に至るまで時間を要するため、『中間報告書』に収めることができなかったものもある。最終報告では、ジャッジメントに関する研究（外国語効果やプレッシャーに関する研究）成果についても報告できるよう、引き続き研究を継続していきたい。

（角ヶ谷 典幸）

参考文献

Christensen, H. B., E. Lee, M. Walker and C. Zeng

- [2015], “Incentives or Standards: What Determines Accounting Quality Changes around IFRS Adoption?” *European Accounting Review*, Vol.24, No.1, pp.31-61.
- 古市峰子 [2008] 「会計制度改革の成果と課題：この10年を振り返って」 Discussion Paper No.2008-J-11, 日本銀行金融研究所。
- Hail, L., A. Tahoun and C. Wang [2014], “Dividend Payouts and Information Shocks,” *Journal of Accounting Research*, Vol.52, No.2, pp.403-456.
- Smith, K. [2019], “Tell me more: A content analysis of expanded auditor reporting in the United Kingdom,” Available at SSRN: https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=2821399.
- Velte, P. [2018], “Do gender diversity in the audit committee influence key audit matters’ readability in the audit report? UK evidence,” *Corporate Social Responsibility and Environmental Management*, Vol.25, No.5, pp.748-755.
- 矢澤憲一 [2021] 「テキストマイニングを用いた「監査上の主要な検討事項（KAM）」の分析：2021年3月期全面適用に向けた予備的考察」『ディスクロージャー&IR』第16巻，55-65頁。

Ⅲ 記念講演

現在と将来における国際会計基準審議会の国際財務報告基準設定の取組み

鈴木 理加
国際会計基準審議会

要 旨

本稿は、国際会計基準審議会（IASB）が現在取り組んでいる国際財務報告基準（IFRS）設定プロジェクトの状況と 2022 年から開始される新たな作業計画に基づく将来に向けた展望について解説した国際会計研究学会第 38 回研究大会の記念講演の概要を取りまとめたものである。

IASB の現在進行中のプロジェクトよりいくつか主要なものを紹介する。経営者による説明プロジェクトについては、現代の革新された記述的情報のあり方や新しい概念フレームワークと整合するように当初の IFRS 実務記述書第 1 号「経営者による説明」を改訂する目的で、公開草案を 2021 年 5 月に公表した。のれん及び減損プロジェクトについて、IASB は、財務諸表利用者に提供される事業取得に関する情報を合理的なコストの範囲内で改善し、経営者が取得の意思決定に関する説明責任を果たせるようにするという目的を達成する基準開発を目指して審議している。また、基本財務諸表プロジェクトについては、財務諸表に係る経営者の投資家とのコミュニケーションを改善することを目的とし、特に純損益計算書の表示と開示に係る要求事項により焦点をあて審議している。

次に、IASB の将来の基準開発の展望について紹介する。IASB は将来の優先事項、活動及び作業計画について 5 年ごとに協議を行っており、2022 年からの 5 年間の IASB の取組みの戦略的な方向性と、新基準や重要な修正の開発の活動を取り扱うプロジェクトへの意見を集めるため、第 3 次アジェンダ協議の情報要請を 2021 年 3 月に公表しそのフィードバックに基づいた作業計画の策定を審議している。なお、2022 年から 2026 年までの IASB の基準開発の活動を考えた場合に、「分類及び測定」、「減損」、ならびに「ヘッジ会計」を統合し、予想信用損失モデルを採用した IFRS 第 9 号「金融商品」、顧客への商品・製品などの財とサービスの提供に係るすべての収益に係る契約を広く範囲に含めた IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」、及び、財政状態計算書上ほぼすべてのリースの認識が借手に要求される IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビューは、将来の作業計画の重要な構成要素となる。各基準の適用後レビューの全過程において、学術文献が有益な証拠を提供することが期待されるため、IASB が特に有用と考える調査や分析の検討項目を基準毎に示した。

I はじめに

本稿では、国際会計基準審議会（IASB）が現在取り組んでいる進行中のプロジェクト、及び将来に向けて、2022年からの5年間のIASBの取組みの戦略的な方向性と、新基準や重要な修正の開発の活動を取り扱うプロジェクトへの意見を集めることを目的とする第3回（2021年）アジェンダ協議について解説する。また、IFRS財団デュー・プロセス・ハンドブック（ハンドブック）^①に準拠して、2022年からの5年間に着手することが予定されており、新基準や重要な修正の開発の活動の重要な構成要素となる、IFRS（国際財務報告基準）第9号「金融商品」、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」、IFRS第16号「リース」の3つの主要な基準の適用後レビューについて説明する。加えて、IASBが進める第3回アジェンダ協議とは別に、IFRS財団としての戦略を策定するIFRS財団の評議員会が推進している、IASBの姉妹ボードと国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）についても言及する。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であり、必ずしもIASBやIFRS財団による見解ではない。

II IASBの進行中のプロジェクト

IASBが意見募集のためにコンサルテーションを行ったプロジェクトの中から、本研究学会の統一論題「財務情報及び記述情報の比較可能性の進展と課題」にも関連する、2010年に公表した当初のIFRS実務記述書第1号「経営者による説明」を改訂するプロジェクト、そして特に多くの日本の関係者の関心が高いと考えられる、のれん及び減損に関するプロジェクトと基本財務諸表に関するプロジェクトについて、概

要を説明する。

1. IFRS実務記述書第1号「経営者による説明」の改訂に関するプロジェクト

(1) 「経営者による説明」とは何か

2021年5月に公表した公開草案IFRS実務記述書第1号「経営者による説明」は、2010年に公表した当初のIFRS実務記述書第1号を全体的に見直し、年次報告書の非財務情報などについて現代の記述情報のあり方や新しい概念フレームワークと整合した国際的な資本市場のニーズを満たす強固な基礎を提供することを目的としている。IASBが議論の対象としている「経営者による説明」は、企業の財務諸表を補完する報告書で、通常、企業のアニュアル・レポートと一緒に提供される。日本の上場企業が提出する有価証券報告書の財務諸表以外の部分、または、経営者による検討及び分析、戦略報告書、取締役報告書など多様な名称で呼ばれることがある。基本的に、経営者による説明とは、企業の見通しと経営者の受託責任を評価するため、財務諸表の解釈に必要な追加的な情報を提供する記述的な説明であり、企業の長期的な成功のために主要である事項に関する財務情報及び非財務情報の組み合わせが含まれる。すなわち、経営者による説明は、財務諸表の利用にあたり、投資者及び債権者にとって重要性がある事項に関する情報を含める必要がある。

このようなIASBが定義する「経営者による説明」と比較した場合、他の形式の記述的報告書は、例えば投資者、従業員、一般の人々など、異なる立場にある多種多様な人がニーズに応じる必要性も想定される。一方、「経営者による説明」の焦点は投資者及び債権者の情報ニーズであるため、必ずしも他の情報利用者のニ

ズを満たすとは限らない。

(2)「経営者による説明」に関するプロジェクトの目的

従前の実務記述書「経営者による説明」の公表後、記述的報告の一つである「経営者による説明」を取り巻く環境は大きく変化している。

第一に、記述的報告のフレームワークは、2010 年から飛躍的に進展している。例えば、統合報告及び各国のフレームワークは、価値創出の概念を開発し、企業の成功を決定づける上で重要な役割を果たすことができる企業の資源及び関係に関する情報を提供することに、より重点を置くようになった。高品質で国際的に一貫性のある記述的報告を支援するために、これらのフレームワークの革新的な要素を「経営者による説明」に反映する必要がある。

第二に、現在、投資者情報のニーズは、急速に変化している。気候変動関連やサステナビリティ他 ESG 事項、無形資産といった情報が、企業価値の長期的な見通しを行うために必要不可欠な重要なものであるという認識が、より高まっている。こうした新たな投資者情報のニーズに応じることも必要である。

第三に、現在の報告実務によって提供される情報にいくつかの情報ギャップが生じている。まず、短期的な情報に焦点があてられ、報告書は長期的な見通しのドライバーに対応していない。この長期的な見通しへの焦点の欠如は、たとえ、報告書に適切なトピックが含まれていても、長期的な見通しに係る情報が含まれていないため、有用な情報が十分に提供されないという情報ギャップが生じている。さらに、企業にとってポジティブな情報に焦点が当てられ断片化した情報のみしか提供されないという情報ギャップが認識されている。この結果、報告書の情報量が多いにもかかわらず、情報の利

用者に有用な情報が提供されないとの懸念が払拭されないため、改善することが必要である。

これらを総合して考慮した結果、国際的な資本市場のニーズを満たすための強固な基礎を提供するには、IASB の経営者による説明のフレームワークの全体的な見直しが必要であり、このような目的を達成するために、IASB は、実務記述書第 1 号「経営者による説明」の改訂案として 2021 年 5 月に公開草案を公表し、2021 年 11 月 23 日までコメントを募集した。

2. のれん及び減損に関するプロジェクト

のれん及び減損のプロジェクトは、企業結合の基準である IFRS 第 3 号の適用後レビューのフィードバックを踏まえて開始されたプロジェクトである。現在は、2020 年 3 月に公表したディスカッション・ペーパー「企業結合－開示、のれん及び減損」^②に含まれる予備的見解への関係者からのフィードバックに基づいて審議を行っている。

ディスカッション・ペーパーの予備的見解には、経営者の事業取得の目的及び取得事業の事後の成果の程度に係る開示、減損のみの事後測定モデルの保持、減損テストの簡素化、その他、たとえば、取得においてのれんと区分して認識される識別可能な無形資産の範囲を変更しないこと等が含まれる。

ディスカッション・ペーパーで掲げていたプロジェクトの目的は、「財務諸表利用者に提供される事業取得に関する情報を合理的なコストの範囲内で改善し、経営者が取得の意思決定に関する説明責任を果たすことができるようにすること」であり、IASB は、この目的を達成する基準を開発することを暫定的に確認した。この暫定的な決定を踏まえ、取得事業の取

得時とその後の成果の開示の現実的な改善方法や、事後ののれんの測定に償却アプローチを再導入するかどうかを含めた審議を今後行う。

3. 基本財務諸表に関するプロジェクト

本プロジェクトは、2015 年アジェンダ協議のフィードバックステートメントで掲げた財務報告におけるコミュニケーションの改善の一つの分野であり、財務諸表に係る経営者の投資者とのコミュニケーションの改善を目的とし、純損益計算書の表示と開示により焦点を当てる。現在は、2019 年 12 月に公表した公開草案「全般的な表示及び開示」^③へのフィードバックに基づき審議を行っている。公開草案では、営業損益などの新たな小計を純損益計算書への表示を要求すること、基本財務諸表の表示や開示項目の集約及び分解の要求事項を強化すること、純損益計算書上では表示できない経営者業績指標（MPM）の開示を要求することが主眼である。個別の提案について明確化や改善が必要とのフィードバックがあり、これらについての対応を検討している。

III アジェンダ協議

ハンドブックでは、IASB は、「その作業計画に関する公開協議を 5 年ごとに、公開の情報要請により行う」ことが定められている。その主目的は、審議会の作業計画の戦略的方向性及びバランスについて一般関係者からのインプットを正式に求めることである。この一般関係者からのインプットに基づいて、IASB は公開審議によって、次の 5 年間の作業計画を策定する。IASB が、作業計画の優先事項について公開協議を行うのは、今回が 3 回目である。

1. 第 3 次アジェンダ協議の概要

第 3 次アジェンダ協議の情報要請の公表は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響によってわずかに遅れたが、潜在的な新しい活動やプロジェクトの開始時期に重大な影響を与えることはなかった。

IASB の作業計画は、5 年ごとのサイクルをそれぞれ独立した 5 年間としては扱っていない。つまり、IASB は、2022 年から 2026 年の 5 年以内でプロジェクトを開始し完了させることを目標として、新たなプロジェクトに取り組むことはしない。実際には、IASB は、前回のアジェンダ協議で優先事項として識別されたプロジェクトへの取組みを 2022 年以降新たな 5 年間の作業計画の過程でも継続させ、他方で、今回のアジェンダ協議で識別される新しい活動やプロジェクトを順次開始していく。同様に、今回のアジェンダ協議に含まれていないプロジェクトへの対応について、必ずしも次回のアジェンダ協議のサイクルまで待つわけではない。すなわち、ハンドブックでは、所定のデュー・プロセスを遵守することにより、変化する状況に対応して、例えば、IASB は、2020 年にコロナ感染拡大を受けて IFRS 第 16 号「リース」への狭い範囲の基準修正「Covid-19 に関連した賃料減免」^④を公表したように、アジェンダ協議の合間にプロジェクトを作業計画に追加したり優先順位を変更したりすることを IASB に許容している。

この第 3 回アジェンダ協議について、IASB は 2021 年 3 月に情報要請を公表し、9 月 27 日までコメントを募集した。2022 年第 2 四半期に、2022 年から 2026 年の 5 年間の作業計画及びフィードバック・ステートメントを公表することを視野に入れ、IASB はこのフィードバックについての審議を 2021 年第 4 四半期から開始している。

IASB は、作業計画を設定する際に多くの情報源を考慮するが、その中で非常に重要な要素の 1 つが、本協議に対するフィードバックであり、IASB 独自の経験と専門知識と共に、次の 5 年間の優先事項を決定する際に IASB の審議の基礎を形成する助けとなる。

2. 第 3 次アジェンダ協議の目的

本アジェンダ協議の目的は、次の 3 つの重要な領域に関しての意見を集めることである。

1 つ目の目的は、IASB の活動の戦略的方向性及びバランスである。IASB は、①新 IFRS 基準書及び IFRS 基準書の大規模修正の開発、②IFRS 基準の維持管理及び一貫した適用の支援、③中小企業向け IFRS 基準(IFRS for SMEs 基準)の開発及び維持管理、④IFRS タクソノミの開発及び維持管理を含むデジタル財務報告の支援、⑤基準の理解可能性及びアクセスのしやすさの改善、⑥利害関係者との対話という 6 つの主要な活動を行っており、限られたリソースをバランスよく主要な活動に配分する方法についてフィードバックを求めた。

2 つ目の目的は、IASB のリサーチ及び基準設定のプロジェクトの優先順位を評価するために IASB が使用すべき 7 つの判断基準に関するフィードバックを求めることである。

最後に、3 つ目の目的は、IASB の作業計画において優先すべき新たな財務報告上の論点に関するフィードバックを求めることである。作業計画に折り込むプロジェクトの選定は、人気者選出ではないが、関係者のニーズを理解し IASB の知識と経験を踏まえた決定を行う。

3. アジェンダ協議と IFRS 評議員会戦略レビューとの関係

IASB のアジェンダ協議と、IFRS 財団の評議員会の戦略レビューとの関係を明確にして

おきたい。

IASB によるアジェンダ協議は、IASB が現在の業務の範囲内の活動に優先順位を決定する助けとなるフィードバックを求めている。現在の IASB の業務の範囲は、営利企業の財務諸表及び経営者による説明である。これに対して、評議員会の戦略レビューは、IASB の姉妹ボードとして設けられる、サステナビリティ報告基準を設定する新たな審議会 (ISSB) を通じて、当財団の役割を拡張する可能性を検討するものとなる。

情報要請へのフィードバック全体を通じて顕著であった項目の一つは、ISSB との関係や連携に係る要望であったことも踏まえ、ISSB について解説を加えたい。

2021 年 11 月 3 日 IFRS 財団エルッキ・リーカネン評議員会議長は、英国グラスゴーで開催された COP26 の講演⁽⁵⁾で、IFRS 財団が ISSB⁽⁶⁾を設置し包括的でグローバルなベースラインとなる高品質なサステナビリティ開示基準を設定すると発表した。評議員会は、上述した戦略レビューにおいて、サステナビリティ協議⁽⁷⁾を実施し、1 組のグローバルなサステナビリティ開示基準に対する緊急の需要とその基準の設定に IFRS 財団が役割を果たすことへの広範な支持があることを確認の上、新審議会の設置の検討を実施した。その後、定款改訂協議⁽⁸⁾を実施し、IASB と同様に IFRS 財団のガバナンス構造の中に ISSB を設置することを正式に決定した。更に、評議員会は、IASB と ISSB とが協力・連携して接続性 (connectivity) と適合性 (compatibility) のある基準設定を行っていくことも示した。

上記評議員会の決定は、IASB がアジェンダ協議の情報要請を策定している過程では折り込みが困難な不確定事象であった。このため、IASB は、現在の審議の中で、自らの作業計画

において ISSB との協力や連携の検討が必要となる主要な活動領域及び個別検討項目を識別している。そして、識別された活動領域や個別検討項目は、協力や連携の度合いやタイミングを考慮し作業計画に織り込む。ただし、ISSB は、設立間も無いことから将来の協力や連携のあり方は、柔軟性を持って現状検討し必要に応じて見直していく。

IV 適用後レビュー

1. 概要

IASB が行う適用後レビュー^⑨は、デュープロセスの一環として、企業が一定期間（少なくとも 2 年間）新しい IFRS 会計基準書または大規模な修正を適用した後、投資者、企業、監査人及び規制当局に対する新しい要求事項の影響を IASB が評価するための機会である。この適用後レビューは、以下の点を評価する。

- 基準設定プロジェクトの目的が満たされているか。
- 当該基準書が提供している情報が財務書評利用者に有用であるか。
- 当該基準書を適用する際に企業が提供する情報の作成、監査、執行又は利用のためのコストが予想通りであるか。
- 当該基準書が一貫して適用できるか。

また、上記のような適用の状況を踏まえて該当する新しい IFRS 会計基準書または大規模な修正の評価だけではなく、適用後レビューは、将来の基準設定プロジェクトに有用となる可能性のある学んだ教訓を IASB が識別する機会でもある。

2. 適用後レビューの手順

IASB の適用後レビューは、2 つのステップに分けて実施される。

まず、最初のステップでは、IASB が検討すべき事項の初期的な識別及び評価を諮問グループや他の利害関係者との議論を活用して行う。このステップにおいて識別した事項についての情報及び適用後レビューに関連性のある他の情報を求める情報要請を公表し、フィードバックを得る。このフィードバックは、誰でも回答が可能である。

次のステップでは、IASB は、情報要請に基づく公開協議からのコメント、その公開協議期間に実施した関係者とのアウトリーチなどにより得られた情報や学術文献を含む追加的な分析とともに検討する。この検討を踏まえ、IASB は、発見事項及びその発見事項に対する対応が必要な場合には対応するための今後の手順を要約した報告書及びフィードバック・ステートメントを公表する。今後の手順には、教育的資料の提供や考え得る基準設定の検討が含まれる場合もある。

IASB は、適用後レビューを行うにあたり、全てのプロセスについて、学術文献の調査と分析は継続して行っている。例えば、上述の最初のステップの実施前においても、適用後レビューの実施のタイミングを決定するため学術文献の調査と分析を行い、適用後レビューの実施に必要な情報が関係者から入手することが可能かどうかを判断する参照資料としている。上述した 2 つ目のステップにおいても、発見事項のエビデンスとして学術文献は参照されることも多く、発見事項に対する対応の判断やその後の手順を検討する上でも有益な証拠を提供する場合もある。

3. 作業中の適用後レビューと今後の予定

IASB は、現在、2 つの基準について適用後レビューを実施している。

まず、2013年1月1日以降開始の事業年度より適用を開始しているIFRS第10号から第12号の適用後レビューを実施するため、IASBは、情報要請⁽¹⁰⁾を2020年12月に公表し、現状はフィードバックを踏まえて再審議中となっている。IASBは、既にIFRS第10号から第12号は意図されたように機能していると結論づけており、識別された個別のトピックに関する対応について、アジェンダ協議の作業計画策定とあわせて検討することを予定している。

次に、2014年に公表したIFRS第9号「金融商品」の完成版については、開発と適用開始を3つのフェーズ別に段階的に進めたことから、最初に「分類及び測定」の適用後レビューを開始している。2020年の第3四半期に、IASBはIFRS第9号の「分類及び測定」の適用後レビューを開始することを決定し、2020年12月に予備的なプロジェクト計画について話し合った。その計画を踏まえて、IASBは2021年前半にアウトリーチやその他の活動を行い、その活動から得られた情報を踏まえ情報要請の中で公開協議する事項を特定し、2021年9月に情報要請⁽¹¹⁾を公表した。この情報要請については、2022年1月にコメント期日を迎えるため、その後フィードバックの分析を踏まえた審議を予定している。

なお、2022年から2026年までのIASBの基準開発の活動を考えた場合に、これから説明する3つの主要な基準である、IFRS第9号「金融商品」の残りの「減損」及び「ヘッジ会計」、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」、及びIFRS第16号「リース」の適用後レビューは、重要な構成要素となる。これらの基準の適用後レビューの時期については、2021年11月のIASBの審議において、各基準の適用開始時期や適用後の利用状況等を踏まえて、IFRS第9号の「減損」とIFRS第15号については、

2022年下期に適用後レビューを開始すること、IFRS第9号の「ヘッジ会計」及びIFRS第16号については、2022年下期に適用後レビューの開始時期を検討することを決めている。

4. IFRS第9号「金融商品」の適用後レビュー

(1) IFRS第9号の適用後レビューの背景

IASBは、2014年7月にIFRS第9号「金融商品」の完成版を公表し、2018年1月1日以降開始事業年度について発効した。このIFRS第9号は、IAS第39号「金融商品－認識及び測定」を置き換えるIFRS会計基準であり、分類及び測定、減損、ならびにヘッジ会計の3つのフェーズを統合したものである。IFRS第9号は、資産を管理する事業モデルとそのキャッシュ・フローの特性を反映できるように金融資産に関する論理的で単一の分類及び測定アプローチに基づいて構築されている。貸倒損失についても、より適時な認識をもたらす将来予測的な予想信用損失モデルにより、減損会計の対象となるすべての金融商品に適用できる単一のモデルを導入している。更に、リスク管理の経済性とその会計処理をより適切に連動させるための改善されたヘッジ会計モデルを含んでいる。なお、IASBは現在、動的リスク管理に関するプロジェクトは進行中であり、企業は、そのプロジェクトが完了するまでIAS第39号のヘッジ会計の要求事項の使用の継続を選択できる。

前述したようなIFRS第9号の構造を前提として、IFRS第9号の適用後レビューは、3つのフェーズを段階的に実施するものの、3つのフェーズを統合すると基準書の全体をレビューした結果となる。更に、IFRS第9号の適用後レビュー時には、IFRS第7号「金融商品：開示」における関連する要求事項を含めて実施

する。

IFRS 第 9 号の適用後レビューの主な目的は、IFRS 第 9 号の開発時の IASB が意図した目的を達成しているかどうかを評価することである。IFRS 第 9 号は、金融商品の会計処理に係る実務に、多くの変更をもたらしている。このため、これらの変更の影響の多様な手法による調査研究は、基準が意図したとおりに機能しているかどうかを IASB が評価する際に貴重な情報を提供する。例えば、IFRS 第 9 号の適用前後の企業の会計慣行の変化や財務上の影響の比較調査が考えられる。また、IFRS 第 9 号の導入により生じた市場参加者への影響、及び適用の結果として生じた市場の動向を調査する研究も IASB にとって有益な情報となる。

(2) 「分類及び測定」に関連する特定の論点

IASB が適用後レビューを進めるにあたり特に関心を有している IFRS 第 9 号の「分類及び測定」に関連する論点について説明する。

1 つ目に、IFRS 第 9 号は、IAS 第 39 号の資本性金融商品の売却可能区分を廃止し、当初認識時に売買目的ではない資本性金融商品に対する投資の価値の変動を OCI に表示するという取消不能な選択を容認している。この選択を行なった場合には、それらの利得及び損失は、当該投資の処分時に純損益に「リサイクル」されず、減損の要求事項の対象とされない。このような要求事項について IASB が関心のある論点は、以下である。

- 資本性金融商品に対する投資の公正価値変動を OCI に表示する選択肢は、IASB が意図したように機能しているのか。この点は、OCI 表示が選択された投資に関する情報が企業と投資家の双方の観点から有用であるのかを問うものである。

- どのような資本性金融商品について、企業は公正価値変動を OCI に表示することを選択しているのか。また、持分投資ポートフォリオのうち該当する投資が占める比率はどのくらいなのか。
- 資本性金融商品に対する投資の公正価値変動を OCI に表示する選択肢から生じた予想外の影響はあるのか。

2 つ目に、企業がキャッシュ・フローを生み出すために金融資産を管理（契約上のキャッシュ・フローの回収、金融商品の売却又はその両方によって生み出すために保有）している事業モデルがどのように機能しているのかについて、IASB は関心を持っている。特に、この事業モデルが変更される場合には、IFRS 第 9 号の要求事項に基づいて金融資産は分類の変更が行われることとなる。IASB は、当初認識後の金融資産の分類及び測定の変更は、特に期間ごとの情報比較に重要な影響を与えるおそれがあることから、このような分類の変更について条件を設定しており、重大な事象の発生時にのみにその条件が満たされるように意図している。この結果、当初認識後の分類変更は稀であると予想される。しかしながら、事業モデルの変更により企業が金融資産を再分類する状況、及び再分類に関して開示された情報が投資家に役立つかどうかについての証拠を入手することは、IFRS 第 9 号の要求事項が意図されたとおりに利用されているのか、また有用な情報の提供に資することができているのかを IASB が評価する上で有益である。

上記以外の論点としては、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローを伴う金融資産（SPPI）だけが、償却原価またはその他包括利益を通じて公正価値で測定される対象となるという IFRS 第 9 号の要求事項に関連するものである。ここで

用な証拠となり得るのは、通常、一般的な貸付契約と見なされていた金融資産が SPPI 要件を満たしていないことが実務上ではあり得るのか、そして、そのような事実が発見される場合には、その理由はどのようなものなのか。もう 1 つの関連する論点は、これら事業モデルと SPPI の要件が適用される特定の金融資産（例えば、近年注目されているようなサステナビリティ関連する事項に連動する要素を含んだ金融資産）についても有用な情報をもたらす実務に繋がっているかどうかである。

最後に、IFRS 第 9 号では、純損益における会計上のミスマッチを創出するか拡大する場合を除いて、企業の自己の信用リスクの公正価値の変動を純損益ではなく OCI に認識することを要求している。このような金融負債の自己の信用リスクの影響を OCI へ表示するという要求事項に関連して、自己の信用について提供された情報が投資者にとって有用であるかどうかについての証拠を得ることは、IASB の適用後レビューの検討において有益である。

(3) 「減損」に関するリサーチ

IFRS 第 9 号の「減損」の適用後レビューは、まだ開始されていないが、2022 年下期からの着手にあたり IASB にとって有益と思われるリサーチのいくつかの具体例は以下の論点である。

- IFRS 第 9 号の適用が財務比率及び報告される数値に与える影響は何か。
- 企業の計算は経済のファンダメンタルズに関連付けられているか。
- 企業が経済状況にどれほど敏感であるか。
- IFRS 第 9 号の適用には横断的な変更があるか。
- 減損の測定の改善が財務上の安定性な

どの目標にどのように貢献するか。

なお、移行上の選択に関する関連質問には、次のものが含まれる。

- 企業が使用している移行アプローチは何か。
- これらの選択は企業の種類によってどのように異なり、どのような観察可能な市場への影響があるか。

予想信用損失について IFRS 第 7 号に含まれていた新しい目的ベースの開示要求については、IASB にとって以下について理解することが有用な場合がある。

- 開示要求案が異なるため、研究者は企業の開示の変化と開示の質を観察できるか。
- これらの開示の質を左右する要因は何か。
- 規制上の影響はあるか。また、これらの開示を観察できる場合、これらの開示のコストと便益はどのくらいか。
- これらの開示の質を左右する要因は何か。
- 規制上の影響はあるか。また、これらの開示を観察できる場合、これらの開示のコストと便益はどのくらいか。

5. IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の適用後レビュー

(1) IFRS 第 15 号の概要

IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」は、2018 年 1 月 1 日以降に開始する年次報告期間に発効した。IASB は、IFRS 第 15 号については、FASB との共同開発を行っており、今日現在も実質的に収斂した基準となっている。IFRS 第 15 号は、収益に関連する古い基準や解釈指針を置き換えとして公表されており、金融商品、リースや保険契約等の特定さ

れた例外を除く、顧客への商品・製品などの財とサービスの提供に係るすべての契約を広く範囲に含める基準となっている。

日本においても、企業会計基準委員会 (ASBJ) より IFRS 第 15 号の要求事項を踏まえた基準として、改正企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」ならびに改正企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」が公表されている。

IASB は、2021 年 11 月の審議会において、IFRS 第 15 号の適用後レビューを 2022 年下期より開始することを決定している。

(2) IFRS 第 15 号のリサーチのアプローチ

2022 年から開始が予定されている IFRS 第 15 号の適用後レビューの実施に関連した調査や分析の検討に有用と思われる事項には以下のようなものがある。

まず、IFRS 第 15 号の適用の影響の定量的な重要性は、業界によって顕著な差異が生じている。基準の適用の影響は、財務諸表上において、ソフトウェア業界や不動産業界等では重要性があるが、他の業界では重要性がないということが見受けられる。他方で、ほぼすべての企業が適用しているため、このような情報について、すべての企業の開示情報から読み取り比較できる。

次に、収益や売上高は、損益計算書のトップラインであり、企業の財務業績の重要な指標であることから、財務諸表のみならず、プレスリリース、MD&A、投資家説明資料等多様な企業の情報提供媒体を通じて、IFRS 第 15 号の適用状況に係る情報を入手することが可能である。なお、定量的な影響のみならず、定性的な影響を把握するために、市場関係者である企業、監査人、投資家やアナリストなどとのインタビューによることも考えられる。

最後に、IFRS 第 15 号に関するリサーチについては、たとえ、IASB がこれから準備し公表する情報要請の質問のうち 1 項目であっても、もしくは、特定の関係者にのみに焦点をあてたものであったとしても、IASB にとっては有益な情報となると考えている。

(3) IFRS 第 15 号に関する潜在的なリサーチの機会

IASB が、IFRS 第 15 号の適用後レビューを実施するにあたり有用な情報となるのは、IFRS 第 15 号の全般的な目的と関連する項目である。すなわち、IFRS 第 15 号の全般的な目的とは、収益に係る情報の改善と比較可能性の改善を達成することであり、適用後レビューの主眼は、その目的が達成できているのか、もしくは、IFRS 第 15 号の適用による影響がどのような形で生じているのかということになる。

IFRS 第 15 号は、収益認識について 5 つのステップによるモデルを導入し、より企業の財やサービスの提供の実態を反映した会計処理ができることを目指している。そのような会計処理を実現するために、IFRS 第 15 号適用した影響として経営者の判断が多様な場面で要求されるようになっている。このような適用上の影響を踏まえ、実務上の要求事項を適用する実務やその結果として提供される財務報告情報が有用なのかどうかは、有用な検討項目となる。更に、IFRS 第 15 号については、同様の性格を持つ財やサービスの取引が、業界が異なっても同様の会計処理が行えるような基準の適用を IASB としては期待しているため、実際に、過去の基準の実務と比べて財務報告情報の企業間の比較可能性は高まっているのか、どのような企業もしくは業種の企業において基準開発時の期待とは異なる影響が生じているのかといった項目は、IASB の適用後レビューに

において有益な情報を提供することとなる。

上記は、IFRS 第 15 号の収益認識のモデルそのものに係る検討項目であるが、個別項目として以下は、IASB の適用後レビューにおいて注目される可能性がある分野と考えられる。

- 本人か代理人かの判定。
- 対価が変動する場合や重要な財務要素が含まれる場合の取引価格の決定の判断。
- 収益を認識する時点について、一時点で認識すべきか、一定期間に渡って認識すべきか、またどの時点で認識するのか。
- 一定期間にわたって収益を認識する場合に、どのように進捗を測定して収益を認識すべきか。
- それに、拡張された開示要求事項によって有用な情報は提供できているのか。

適用後レビューの目的には、実務適用が開始されて間もない新基準書、ここでは、IFRS 第 15 号の要求事項そのものを改善していく必要性について確認するという目的に加えて、IASB の基準開発のプロセスや要求事項のあり方について将来に向けた改善を検討することとも含まれている。したがって、今後の基準開発の改善という観点から、経過措置として加えられている特別な手当が、実務上の便宜を移行時に図れたのか、導入コストの負担に対してどのような影響を与えたのか、財務諸表の利用者にとって開示によって比較可能性への手当や配慮は十分であったのか、などについては、将来の基準開発の改善に役立てることができ有用な検討項目である。

6. IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビュー

(1) IFRS 第 16 号の概要

IFRS 第 16 号「リース」は、2016 年 1 月に

公表され、2019 年 1 月 1 日以降に開始する年次報告期間に発効した。つまり、12 月 31 日が年度末の企業は、IFRS 第 16 号の報告から 3 年目を迎えている。

IFRS 第 16 号は、従前のリース基準である IAS 第 17 号「リース」を置き換えるものである。IFRS 第 16 号によってもたらされた重要な変更は、借手が貸借対照表上でほぼすべてのリースを認識する必要があるということである。従前の IAS 第 17 号の適用では、オペレーティング・リースは、財政状態計算書に認識されずに、純損益計算書上の賃貸費用がリースの支払いとして損益を通じて認識されており、注記において関連情報が開示されていた。一般企業においては、多くのリースがオペレーティング・リースとして分類されていたため、財務報告情報のみならず関連するシステム、内部統制他の企業実務においても大きな変化が、IFRS 第 16 号の適用によりもたらされている。

他方で、貸手に関する会計処理については、IFRS 第 16 号の適用による変更は、ほとんど生じていない。これは、IFRS 第 16 号が、IAS 第 17 号の会計処理の要求事項を実質的に保持しているためである。IASB が貸手の会計処理についてこのような基準開発の方針を持ったのは、借手とは異なり、貸手の会計処理に大幅な変更を加える事によるコストが便益を上回ることが確認されたことにある。このような背景を踏まえ、以下では、借手の会計処理に焦点をおく。

(2) IFRS 第 16 号に関する潜在的なリサーチの機会

IFRS 第 16 号の目的は、①リース資産及び負債に関する情報の透明性を高めること、及び、②企業の設備投資の判断としてリースするを選択する企業と資産購入のために借入する

企業との企業間の比較可能性を改善することである。

適用後レビューの主な目的は、IFRS 第 16 号がその目的を達成しているかどうかを評価することである。したがって、IFRS 第 16 号が企業の透明性と比較可能性に与える影響に関する調査の証拠により、IASB は、IFRS 第 16 号がどの程度うまく機能しているかを認識することが適用レビューの実施に有用と考えている。このため、IASB は、IFRS 第 16 号の適用に係るコストと便益の分析を本質的に取り扱う論文を探している。

IFRS 第 16 号の適用によって情報の透明性が高められているのかに焦点をあてた研究の検討項目としては、以下のようなものが考えられる。

- 財務諸表におけるリースの資本化の財務的影響
- IFRS 第 16 号適用後の企業のリース報告の変更
- IFRS 第 16 号を適用している企業と IAS 第 17 号を適用している企業の開示慣行
- 企業の透明性向上の効果

次に、IFRS 第 16 号の適用による財政状態計算書にリース資産及び負債がより多く認識されたことによる財務上の影響については、IASB は以下の検討項目に関心を持っている。

- IAS 第 17 号を適用時に認識されなかったリースを財政状態計算書上のリース資産及び負債を IFRS 第 16 号の適用後に認識している割合
- IFRS 第 16 号適用の結果として認識されたリース資産及び負債のおおよその合計額

更に、上記のような IFRS 第 16 号の適用による変更の規模と結果に関して洞察を提供するような論文は、適用後レビュー実施に有用な

情報を提供するものと考えられる。

また、IFRS 第 16 号の開示に関連しては、以下のような検討項目についての調査が考えられる。

- IFRS 第 16 号の開示は、IAS 第 17 号の適用により提供された情報と比較してより有用な情報を提供できているのか。
- 財政状態計算書には反映されない複雑なリースポートフォリオ及びリースエクスポージャーに関する情報を開示により提供できているか。

IASB は、企業の透明性の向上の効果を証明する証拠として、IFRS 第 16 号適用の結果としてどのような企業実務への影響が生じたのかについて関心を持っている。例えば、使われなくなったリース契約を識別して廃止するなどの会計処理に留まらないリース契約管理の慣行や実務が、IFRS 第 16 号の適用によって改善されるなどの影響があるのかといったことにも関心がある。

IFRS 第 16 号の適用によって、企業間の比較可能性が改善されているのかということに焦点をあてた研究の検討項目としては、以下のようなものが考えられる。

- IFRS 第 16 号の適用が、資産をリースしている会社と、同様の資産を購入している会社を比較する投資者の判断能力に影響を与えたかどうか、また、異なる業種の企業であるか。
- IFRS 第 16 号の適用が実質的な影響に関連しているかどうか、つまり、資産を購入またはリースするという企業の意思決定に影響を与えているか。

最後に、上記の比較可能性の改善と関連して、選択可能な認識免除、リース及び関連するサービス要素を単一の要素とする会計処理、企業が利用できる移行上の選択肢など、IFRS 第

16号で提供された選択肢が比較可能性に重大な影響を与えたかどうかについて証拠を得ることは、IASBの適用後レビューの実施に有益である。

V おわりに

IASBのIFRS会計基準の開発過程において、着手の要否の決定から具体的な基準開発のプロセスに至るまで、学術文献の調査及び分析は、常に、拠り所となる証拠に基づいた基準開発を行うために不可欠な要素となっている。特に、本稿の後半で解説した今後IASBが着手する主要なIFRS会計基準の適用後レビューにおいても同様である。日本の学術関係者の方々にも研究を進めて頂き、IASBの適用後レビューをご支援頂きたい。

注

- (1) IFRS®Foundation. International Accounting Standards Board and IFRS Interpretations Committee Due Process Handbook. August 2020. IFRS 財団デュー・プロセス・ハンドブックは、国際会計基準審議会及びIFRS解釈指針委員会に適用されるデュー・プロセスの原則を示している。IFRS財団の評議員会には、デュー・プロセスへの準拠を監視する責任を負うデュー・プロセス監督委員会(DPOC)が設けられている。2019年から2020年に「デュー・プロセス・ハンドブック」のレビューが行われ、2020年8月に改訂版が公表された。
<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/about-us/legal-and-governance/constitution-docs/due-process-handbook-2020.pdf>
- (2) Discussion Paper Business Combinations—Disclosures, Goodwill and Impairment. March 2020 <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/goodwill-and-impairment/goodwill-and-impairment-dp-march-2020.pdf> なお、日本語訳は、ASBJ ウェブサイトに掲載。<https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/DP20200508.pdf>
- (3) 公開草案「全般的な表示及び開示」2019年12月 <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/primary-financial-statements/exposu>

re-draft/ed-general-presentation-and-disclosure-jp.pdf

- (4) Covid-19-Related Rent Concessions. May 2020. <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/ifrs-16-covid-19/covid-19-related-rent-concessions-amendment-to-ifrs-16.pdf>
なお、新型コロナウイルス拡大の影響の長期化を考慮して前述の修正基準の適用期間の延期を含む修正基準を2021年3月に公表している。Covid-19-Related Rent Concessions beyond 30 June 2021. Amendments to IFRS 16. March 2021. <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/publications/amendments/english/2021/covid-19-related-rent-concessions-beyond-30-june-2021-amendment-to-ifrs-16.pdf>
- (5) Liikanen, Erkki. 'Global sustainability disclosure standards for the financial markets'. November 2021. IFRS Foundation. <https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2021/11/global-sustainability-disclosure-standards-for-the-financial-markets/>
- (6) 国際会計サステナビリティ基準審議会 (International Sustainability Standards Board) に関する情報を掲載。<https://www.ifrs.org/groups/international-sustainability-standards-board/>
- (7) IFRS 財団. サステナビリティ報告に関する協議ペーパー。 <https://www.ifrs.org/projects/completed-projects/2021/sustainability-reporting-consultation-paper-and-comment-letters/>
- (8) IFRS Foundation. Constitutes. November 2011. IFRS 財団は改定後の定款 <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/about-us/legal-and-governance/constitution-docs/ifrs-foundation-constitution-2021.pdf> と IFRS Foundation. IFRS Foundation Trustees' Feedback Statement on proposed amendments to the IFRS Foundation's Constitution. November 2021. 定款改定協議のフィードバックステートメント <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/sustainability-reporting/feedback-statement-constitution-sustainability-nov2021.pdf>
- (9) Paragraphs 6.48 – 6.50 Due Process Handbook. August 2020.
- (10) 情報要請 適用後レビュー IFRS 第10号「連結財務諸表」IFRS 第11号「共同支配の取決め」IFRS 第12号「他の企業への関与の開示」2020年12月 <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/pir-10-11-12/rfi-pir10-11-12-2020-jp.pdf>
- (11) 情報要請 適用後レビュー IFRS 第9号「金融商品」分類及び測定 2021年9月 <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/pir-ifrs-9/rfi-2021-2-pir-ifrs9-ja.pdf>

IV 神森智先生を偲んで

神森智先生のご逝去を偲んで

小西 範幸（国際会計研究学会会長・青山学院大学）

国際会計研究学会の第 6 代会長（1996 年 - 1999 年）の神森智先生（松山大学名誉教授）が 2021 年 8 月 24 日にご逝去されました（享年 95 歳）。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

神森先生は、本学会に多大な貢献をなされ、会長を退いた後も学会功労賞授賞会員として、また顧問としてその任を全うなされました。神森先生の生前の御遺徳を偲び、会員を代表してとくに親交の深かった野村健太郎先生（第 10 代会長）、古賀智敏先生（第 11 代会長）、橋本尚先生（第 12 代会長）、および杉本徳栄先生（第 13 代会長）から寄せられた追悼文を掲載して、神森先生の御冥福をお祈りすることと致します。

神森先生の会長就任期間に、その多くが在外研究期間と重なったこともあり、神森会長のお役に立てなかったことは残念でなりません。私が本学会の幹事および理事を務めている時に、神森先生は顧問として、理事会の案内に対して、お人柄を現わすとても親身で丁寧な返信を毎回なされていたことを覚えています。

神森先生は、1927 年（昭和 2 年）9 月 23 日に広島県でご出生なされました。広島財務局等での勤務、そして特別公認会計士試験合格の後に松山商科大学短期大学部専任講師となりました。松山大学理事長・学長などを経て 1994 年に退職なされ名誉教授となり、その後、東亜大学経営学部長などを務めた後に、2004 年から再度、松山大学学長を務められました。本学会会長の他にも、税務会計研究学会副会長などを歴任され、『税と経営のための経理実務』（西日本税務協会、1957 年）、『財務諸表論の理論と計算』（税務経理協会、1971 年）、『財務会計と財務諸表監査—その存在論的考察と当為論的考察』（同文館出版、2011 年）などを公刊なされています。

神森先生の会計・税務研究の発展に向けたご尽力とご貢献に心から敬意を表する次第です。ここに謹んで哀悼の意を表し、ご冥福を心よりお祈り申し上げます。

神森智先生の御逝去を悼む

野村健太郎（国際会計研究学会第 10 代会長、大分大学名誉教授）

神森智先生 2021 年 8 月 24 日に御逝去されました。心から哀悼の意を捧げます。先生は松山大学名誉教授、博士（学術）、国際会計研究学会顧問（第 6 代会長）として、多くの麗名を現有されました。

2018 年 4 月に卒寿記念出版として『税務会計と財務会計 —巨視的観察による税務会計総論—』（399 頁、非売品）を出版されました。本書は 3 部構成であり、第 1 部の「税務会計と財務会計」

は学術論文編であり、第2部は「協賛論文」編であり、最後の第3部は「自分史」としての神森先生の自叙伝である。

第1部の学術論文が画期的な優れた業績であり、税務会計学のあり方の展開であり、卓越した所説が表明されている。税務会計のスタンスを徴税者的アプローチと納税者的アプローチに二極対立させ、納税主体論的に歴史的変遷を鮮明に検証された分析は税務会計の真髄に迫る画期的な論考として高く評価される。

神森先生は企業体理論的税務会計論又は付加価値税務会計論が「国民経済的にも合理性があり、前向き志向である」として「企業会計においては、企業体理論又は付加価値会計は、元来、現代会計における企業のもつ社会性・公共性の認識の上に、これに対応した会計システムとして考えられたものであることに思いを致すと、現代社会にマッチした税務会計論は、まさに、また、おのずから、企業体理論的税務会計論又は付加価値税務会計論に向かうことになるのではないか」という所見が表明されている。画期的な論考であると評価されよう。

さらに本書において、「財務会計原理と税務会計原理」と題し、両者について原理的視点から高邁な所論を租税負担の公平性と逆基準性をメルクマールとして、引当金繰入額及び圧縮損に関連して資本取引と損益取引の区別について取り上げ深みのある広汎な所論を展開されている。

さらに本書において「財務会計における計算は、利益の測定を中心課題とするものに対し、税務会計における計算は、租税負担の公平の理念の拘束から逃れ得ないものであって、両者は、自ずからその原理を異にするものであり、引当金繰入額のように、その計算が、財務会計上当然のルールとされているものであっても、これを課税所得計算上のルールとして持ち込むことには、税務会計原理の見地から問題が存するとともに、引当金繰入額に係る税法基準や圧縮損の計上のように、税務会計上認められているからと言って、これが、そのまま財務会計上の計算に用いられることは、財務会計原理の見地から問題のあること」と主張された。

さらに、本書で重大な問題提起として、「税務会計上の確定決算主義または確定決算の原則への疑問である」とし、「確定決算主義なるものの存するが故に、財務会計の主体性及び純粋性が阻害されている面があることは否めない事実であるから、これを廃止し、いわゆる申告調整の余地に制限を付さないことにすることによって、財務会計も税務会計も、ともに、その原理に忠実な計算をなしうる道が開かれることになるのではなかろうか」と提言された。

以上、神森智先生が長きに亘って注力されてきた証しとして卒寿記念論文集を中心として、その業績の一端を披露してきた。先生のこれまでの時代時代に即応した課題をリアルにとり上げ研究されてきた御貢献は頭の下がる功績であり、それをモノにされた力量に対して深く敬意を表するものであり、御逝去の報に接し心より哀悼の意を表します。

神森智先生のご逝去を悼む

古賀 智敏（国際会計研究学会元会長）

2021年8月24日、本学会の第6代会長で、顧問として学会を指導してこられた神森智先生がご逝去された。わが国会計研究・教育・制度にわたって長年牽引してこられた偉大な先生をまた一人失った。松山大学（旧松山商科大学）でのゼミ指導では畏敬の念を込めて「鬼の神森」と称された先生は、学会で私どもとお会いした時など、いつもにこやかに声をかけ、激励してくださった。亡き恩師、武田隆二先生と大変親しく、松山大学には神戸大学からも多くの関係者を採用していただいた。

30年ほど前に米国テキサス大学に客員研究員として在外研究を行った折にご一緒だった森本三義教授（その後、松山大学学長）は、神森ゼミ出身であったことを後に知った。このように、神森先生との直接のお付き合いは、かなり限定的なものであったが、ご玉稿を晩年まで執筆され、斬新なお考えに身の引き締まる思いはしたことは忘れられない。先生が晩年に精力的に取り組まれていた中小企業会計や税務会計の概念フレームの構想は新鮮であり、神森先生の研究に対する真摯な思いと姿勢には敬服するばかりであった。

神森先生のご研究の特徴は、古稀記念論文集『概説企業情報提供会計』（同文館、1998）の「はしがき」に「高い労働生産性、高品質、製品多様性」（ii頁）の三本柱として端的明快に纏められているので、これを参考に神森会計学の一端を抽出してみたい。

第1に、神森先生の「研究生産性」の高さは、同記念論文集が出版された20年前当時で著書32冊（うち単著13冊）ほか、研究論文、辞典・ハンドブックなど圧巻であり、大学退職後の4年間に新たに著書4冊、論文など8編、驚くばかりである。これは、研究に対する先生の厳しい姿勢と情熱によるものであり、その根底には旧大蔵省税務講習所広島支所（現国税庁税務大学校広島研修所）での指導活動を経て簿記教育の教育キャリアを歩み始め、それ故、指導教授のもとで「計画的・組織的に研究するということもなく」（『財務会計と財務諸表論』2011、同文館「まえがき」(2)）、「分不相応に大学の教員として禄を食んだ」（同「まえがき(4)」）という、大学人としての強い自覚と責任感に少なからず影響されたものではなかっただろうか。その謙虚なお気持ちに恐れ入るばかりである。

第2に、神森論文の「高品質性」を示す一例として、1959年に学内誌で掲載された「企業会計の利害調整機能」の論文が、1997年に染谷先生編集『我が国会計学の展開』の1つに選ばれたことが挙げられる。後で「大変面映ゆる思いをした」（同「まえがき(2)」）と吐露されているが、それがその後の先生の膨大な研究の体系化の引き金になったことは疑問の余地はない。神森理論の特徴の1つは、企業会計の職能論としての、いわゆる利害調整論の内容的脆弱性を鋭く論究されている点にある。たとえば、「利害調整論は、全体として、きわめて粗雑な議論である」ばかりか、「まったく事実と反しており、逆に、企業会計が、利害関係者をあざむき、その利益を害していることこそ、現実の姿である」（同上書45頁）と言明される。その背後には、わが国の会計実務と監査実態に精通された神森先生の鋭い現実的視点が垣間見られる。

第3に、「研究の多様性」に関しては、研究分野が簿記、財務会計、管理会計、会計監査、税務会計、税法、商法、経営分析等々、そのレパートリーの広大さと深遠さには、ただ驚くほかはない。常に謙虚に、かつ厳しく自らを律して学究人生を邁進してこられた神森先生のお人柄と人生観が忍ばれる。しかも、大学の学長・理事長の要職のなか、それぞれの分野で会長・理事など学会・社会活動に励まれたことを知り、その超人ぶりに驚嘆し、敬服申し上げるばかりである。今はただ神森智先生の偉大なご功績を偲び、ご冥福を心からお祈り申し上げます。

神森 智先生を偲んで

橋本 尚（国際会計研究学会第12代会長・青山学院大学）

国際会計研究学会の創設時からの会員であり、第6代会長、学会功労賞授賞会員で顧問の神森智先生（松山大学名誉教授、元理事長・元学長）は、2021年8月24日にご逝去されました。生前の先生との思い出や教え・学びを記すことで追悼文と致します。

顧みれば神森先生との出会いは、1989年5月27日～29日に、日本会計研究学会の第48回全国大会が松山大学で開催された時であったと思う。懇親会の席で、染谷恭次郎先生と飯野利夫先生からそれぞれ紹介していただいたように思う。平成の時代が幕開けしたこの年、博士後期課程に在学していた私は、春休みにイリノイ大学に資料収集に行き、セミナーなどに参加した（マウツ教授夫妻にお目にかかった）ことで大きな刺激を受け、研究者の道を歩むことを決意した。その後、1996年11月30日・12月1日に、国際会計研究学会の第13回研究大会が東亜大学で開催された折に、準備委員長を務められた神森先生は、この研究大会において第6代会長に選出された。同じ年に駿河台大学経済学部に移籍した私は、お世話になっていた川北 博先生が準備委員長を務められていたことや小川 洸第5代会長の任期満了の年でもあったので、ふぐ料理を楽しみに初冬の新下関駅に降り立ったことが今でも懐かしく思い起こされる。

神森先生は、旧制松山経済専門学校（現在の松山大学）で経済学を学ばれ、広島財務局国有財産部に就職後、1948年から大蔵省税務講習所広島支所（現在の税務大学校広島研修所）教官として経済学を講義されていたが、その後、簿記会計を担当されるようになった。1951年には公認会計士試験第二次試験に、1952年には特別公認会計士試験に合格された。

先生は非常に厳しく、「鬼の神森」の言われていたそうで、教室に入るとドアにカギをかけて授業を始め、学生の私語を決して許さなかったという。

神森先生の研究論文・学会報告やパネル・ディスカッションのテーマは、簿記原理、会計原理、企業会計原則論、財務会計総論、資金会計総論、財務諸表監査総論、商法会計総論、金融商品取引法会計総論、税務会計総論、中小企業会計総論、財務会計・商法会計・税務会計等に係る会計史など多方面にわたり、また、アメリカの銀行原価計算やアメリカの銀行財務状況の紹介なども精力的にこなされた。先生は、自律的に勉強したのは経済学だけで、他は簿記会計をはじめとして他律的な学習であったと述懐されているが、先生の探究心が、無意識のうちに学際的な広がりをもたらしたように思われる。先生は、「学問は竹林のように地下茎でつながっている。」とよく言われていた

が、このようなマクロ的な視点は、経済学的思考に根ざしたものといえよう。先生は、学会活動にも積極的に参加され、17の学会に所属され、そのうち10の学会で役員を務められた。本学会の会長としての経歴をプロフィールの冒頭に記されることが多かった。

本学会の初代会長の染谷先生は、1997年に『我国会計学の展開』（全3巻）（雄松堂）を編集・刊行されたが、その中には、神森先生が書かれた論文「企業会計の利害調整機能」（『松山商大論集』第10巻第3号、1959年12月発行）が収録されている。このことを神森先生は、「たいへん面映ゆい思いをした」と述べられているが、まさに先生のお人柄が滲み出ている言葉である。

校内でも先生は、1989年～1991年（第9代）と2004年～2006年（第13代）に松山大学理事長兼学長を務められた。2007年9月1日～3日には、日本会計研究学会の第66回全国大会が18年ぶりに松山大学で開催された。大会期間中の2日には、世界陸上大阪大会の女子マラソンが行われたが、テレビには、驚異的な粘りで銅メダルを獲得した松山大学出身の土佐礼子選手を応援する先生の姿が映し出されていた。

私が本学会の会長に就任したころ（2014年～2017年）は、神森先生はご高齢だったこともあり、直接お目にかかることは叶わなかったが、理事会の案内のメールなどにはいつも丁寧なご返信を賜り、学会運営などについて数多くの貴重なご助言を賜った。

2016年12月には、「老化防止を兼ねた一種の生存証明のようなもの……」という添え書きとともに「資金計算書論と資金会計論—三つの資金会計論—」（『松山大学論集』第28巻第4号（川東 輝弘教授記念号）、2016年10月発行）の抜刷をお送りいただいた。

神森先生の国際会計研究学会への多大なご貢献に感謝致しますとともに、ここに謹んで哀悼の意を表し、ご冥福をお祈り申し上げます。及ばずながら本学会の発展のために引き続き尽力致したいと存じますので、先生、どうか安らかに眠りください。 合掌

神森 智先生を偲んで

杉本 徳栄（国際会計研究学会前会長・関西学院大学）

神森智先生（松山大学名誉教授、国際会計研究学会第6代会長・顧問）が2021年8月24日にご逝去された。以前から少し体調がすぐれないとは伺っていたが、訃報に接し、本当に残念でならない。背筋の伸びた立ち居振る舞いがとても印象的だった。

神森先生は、常に国際会計研究学会の運営や事務局に気を遣われ、かねてよりメールでの連絡にいつも温かいお言葉を添えて返信をいただいていた。昨年（2021年）の1月初めに、本学会から神森先生にあるお願い事をしていて。しばらくして、学会担当幹事から神森先生からの返信がないとの連絡を受け、あらためて書簡をお送りしたが、音信不通のままであった。このときすでに体調を崩され、闘っておられたのだと思う。

■神森先生との出会い

わたしが神森先生に初めてお会いしたのは、松山商科大学から松山大学に改称された1989年で

ある。その年の日本会計研究学会第 48 回全国大会は、5 月に神森先生を大会準備委員長として松山大学で開催された。当時、初めて搭乗した双発のプロペラ機（ATR ではなく YS-11 だったかと記憶する）で鹿児島から太陽の光が反射する伊予灘を眺めながらの松山入り。大会の懇親会会場で先生方から神森先生をご紹介され、物静かでニコニコされていたのが印象的だった。

これまで多くの学会の全国大会や部会などに参加してきたが、この松山での懇親会は今なお記憶に残る 1 つとなっている。学会の大会にまだ参加し始めだったということもあるが、懇親会は立食ではなくホテルでの着席スタイルで、とても豪華なものであった。学会として初めての懇親会スタイルだと伺い、いたく納得。それもその筈。神森先生は、その年の 1 月に学校法人松山商科大学（4 月に松山大学に改称）理事長並びに第 9 代学長、そして松山商科大学短期大学部（4 月に松山短期大学に改称）学長に就任され、まさに松山大学を代表する「顔」であり、全学を挙げてのおもてなしで、大規模な全国大会の開催だったのである。

■松山と言えば神森先生

松山と言えば、文学界では藩士子弟の正岡子規、高浜虚子、そして夏目漱石（金之助）が思い浮かぶ。松山に初めてベースボールを紹介したのは子規であり、漱石の『坊っちゃん』での生徒の乱闘騒ぎや「住田温泉」（道後温泉本館）での「坊っちゃん泳ぐべからず」の貼り札に結びつくシーンなどは鮮明に記憶に残っている。実際にこの貼り札を見ては感動したものである。

会計界で松山と言えば神森先生である。

商業実務家養成学校としての高等商業学校には、官立学校と私立がある。「松山高等商業学校創立史話」^(注) などによれば、私立の実業専門学校のなかで高等商業学校の名を冠する 3 番目の「松山高等商業学校」が創立されたのは 1923 年のことである。現在の松山大学は、この松山高等商業学校を濫觴とし、その後、松山経済専門学校、松山商科大学へと改称してきた。神森先生は 1947 年に松山経済専門学校を卒業され、出身地である広島での財務局や税務講習所などでの数年間の勤務を経て、母校の松山商科大学の専任教員として着任し、まさに後進の育成に努めてこられた。

松山高等商業学校、松山経済専門学校、松山商科大学、そして松山大学という沿革を有するなかで、2 代にわたって校長・学長を歴任したのは、学制改革で松山経済専門学校から松山商科大学に昇格する時期の第 4 代校長と初代学長であった伊藤秀夫氏と、松山大学に改称した年からの第 9 代学長（1989 年～1991 年）並びに第 13 代学長（2004 年～2006 年）を務めた神森先生だけである。お二人に共通するのは、大学の改称時にさらに飛躍するための重責を担われ、果たされたことにある。

松山大学を定年退職後、神森先生は東亜大学と呉大学（広島文化学園大学）でも教壇に上られた（東亜大学在職中に本学会会長にも就任し、会務運営などにあたられた）。その後、松山大学理事長・学長および松山短期大学学長としてあらためて迎えられている。その目的と最大の功績は、松山大学に薬学部を新設し、中四国屈指の私立総合大学を確立したことにある。その姓から親しみを込めて、神森先生が「神ってる～」とよく言われてきたことも納得がゆく（広島ご出身だからでもあるが、まさに元祖「神ってる」なのだ）。

松山と言えばではなく、中四国と言えば神森先生なのである。

■スパニッシュ・スタイル

松山大学と関西学院大学、そして西宮市は少なからずご縁がある。

関西学院大学は兵庫県西宮市に西宮上ヶ原キャンパスがある。クリーム色の外壁と赤い瓦屋根によるスパニッシュ・ミッション・スタイルの建物を特徴とする。実は、同じ西宮市に松山大学温山記念会館がある。これまた同じスパニッシュ・スタイルの洋館と庭園などからなるもので、旧新田邸である。関西学院大学時計台（旧図書館）は文化庁の登録有形文化財に指定されているが、この指定よりも数年前に、実に第13代学長時に松山大学温山記念会館の一連の建造物などが登録有形文化財となっている。いずれも桜並木が美しい新堀川沿いと学園花通りにあるという点でも共通している。

松山大学は温山会館とイチョウ並木が迎えてくれる。温山とは、松山高等商業学校の創設者である実業家・新田長次郎翁の雅号だ。

以前に特別番組「新田長次郎 100 年の大計—その生涯と先見に学ぶ—」がテレビ放映されたことがある。俳優の大杉連さんがナビゲーターを務めていた。この特別番組は松山大学創立 90 周年記念番組として制作されたもので、画面に映し出された特別番組の表題文字「新田長次郎 100 年の大計」は神森先生の筆によるものでもある。

2023 年の松山大学創立 100 周年を迎える日を楽しみにされていたことは想像に難くない。無念極まりなかったと拝察する。

松山大学の校訓は、松山高等商業学校の創設以来、「三実」である。「真実」（真理に対するまこと）、「実用」（用に対するまこと）、「忠実」（人に対するまこと）の 3 つからなる。神森先生は松山経済専門学校で教えを受け、「いで湯と城と文学のまち」松山でこの三実を体現された先生であった。校章にあしらわれた伝統ある「マツダイの星型」を輝き続け、本学会を含む会計学界も牽引してこられた神森先生に、感謝とともに、心から哀悼の意を表します。

（注）川東埤弘「松山高等商業学校創立史話」、『松山大学論集』第 26 巻第 6 号、2015 年 2 月。この史話は、神森先生が一読のうえ貴重なコメントを提供されたものと付記されている。

V Summary of Articles

Progress and Challenges in Comparability of Financial and Descriptive Information: The introduction by chairperson

Takayuki NAKANO
Hosei University

The uniformity theme of the 38th Annual Meeting of the Japanese Association of International Accounting Studies (JAIAS) was “Progress and Challenges in Comparability of Financial and Descriptive Information”. Since the establishment of the IASB, the international convergence of accounting standards and the global comparability of financial information, especially focusing on IFRS, have improved, but there are still issues to be considered. On the other hand, recently, there is a strong need to improve the comparability of descriptive information (non-financial information) including sustainability information, and in Japan, policy discussions are now underway to include such information in statutory disclosures. With the above situation in mind, this session

aimed to share academic research and practical knowledge on the comparability of financial and descriptive information, as well as to discuss prospects for future research issues and disclosure systems. With the growing importance of descriptive information, how to establish a disclosure system that organically links financial information and descriptive information will be a major issue to be considered in the future. Through the presentations and discussions, we confirmed that the subjects discussed in this session can provide various promising and challenging research opportunities for accounting researchers, both institutional and empirical, and new challenging opportunities for practitioners, and that we are now at the starting point.

A Study on the Boundary Between Financial Statements and Narrative Reporting : From the Viewpoints of Rebuilding the Conceptual Framework for *Management Commentary*.

Osamu FURUSHO
Nihon University

As opposed to GAAP earnings, which are calculated in accordance with generally accepted accounting principles (GAAP), non-GAAP financial measures or alternative performance measures (APM) are typical financial key performance indicators (KPI). In Japan at present, the disclosure of APM is not enforced, of course, but on the other hand, its use in public disclosure is not restricted either.

Take into account that a framework for financial reporting exists, this paper explains interrelationship of financial statements and APM disclosure, exist in the narrative reporting such as management commentary, based on the recent IASB's two Exposure Draft, *Management Commentary* and *General Presentation and Disclosures*.

While the optimal placement for the disclosure APM has not yet been specified, APM disclosure regulation are gradually beginning to be strengthened. Giving that financial statements are the main standards of corporate performance, then there are now an increasing need for a consistent financial reporting framework for linking and integrated financial statements and disclosure APM.

This paper will be the focus of attention on issues that the management commentary is within the boundaries of financial reporting and how it can share a similar conceptual framework with financial statements through review of the latest IASB's discussion about ESG or sustainability matters and management performance measures.

Empirical Evidence on Comparability of Financial Reporting

Hiromi WAKABAYASHI

Konan University

This study focuses on GAAP and non-GAAP earnings as financial information and aims to examine the usefulness of these information from the viewpoint of comparability. Through a review of prior studies, I find that when the comparability of GAAP earnings is high, it has a positive effect on investor decision-making, management monitoring, and corporate investment behavior.

Unlike GAAP earnings, the literature provides two competing views on non-GAAP earnings. One view is that non-GAAP earnings can be misleading investors. Another view is that non-GAAP earnings faithfully represent economic events and provide useful information to investors. This study explains which view

has descriptive validity under the various research setting. In addition, previous studies report that non-GAAP earnings are more comparable than GAAP earnings based on the De Franco et al. (2011) measure, although there are variations in the non-GAAP reporting formation or definition.

In sum, through consideration of these previous studies, I find that both earnings are informative for investors. Furthermore, in order to prevent management from misusing non-GAAP earnings, prior studies suggest that it is necessary to improve disclosure regulation on non-GAAP reporting for increasing comparability.

Key Issues in Enhancing Usefulness and Trust in Corporate Disclosure – Establishing Sustainable Value Creation Cycle through Interaction between Disclosure and Governance –

Takako FUJIMOTO

The Japanese Institute Of Certified Public Accountants

In recent years, the importance of disclosure of non-financial information, such as ESG, by companies has increased, and measures are being taken to enhance disclosure of narrative information not only in voluntary disclosure but also in Annual Securities Reports, which are corporate disclosure system.

Internationally, the movement to unify standards for sustainability reporting is accelerating, and the ISSB (International Sustainability Standards Board) will be established at the IFRS Foundation as a new board to develop sustainability reporting standards, along with the IASB, and the VRF (Value Reporting Foundation, which were established through the integration of the IIRC and the SASB) and CDSB will be integrated.

In Japan, in order to respond to investors' needs for corporate disclosure, companies are proactively promoting disclosure practice by publishing the Integrated Reports in addition to the Annual Securities Reports and are continuing efforts to appropriately reflect efforts for sustainable value creation

based on corporate management policies in disclosure.

The Japanese Institute of Certified Public Accountants (JICPA) has established the Special Committee on Corporate Disclosure and Governance, and with the participation of external experts including investors and independent directors of public companies, has discussed the direction of identifying and responding to issues to improve the usefulness and reliability of corporate disclosure. This discussion is based on the belief that corporate disclosure should enhance the usefulness and reliability of corporate disclosure in the capital market, and that it is important for corporate disclosure to lead to sustainable value creation through an organic connectivity with corporate governance. The Committee also discussed the role of Certified Public Accountants in supporting corporate disclosure. In this paper, I introduce the contents of the Special Committee's Report and describe the advance of corporate disclosure and the assurance of reliability, considering recent movements.

Comparability of Financial Data and ESG Data: Through Exploratory Global Data Analyses

Chika SAKA

Kwansei Gakuin University

This study aims to explore the comparability of financial data and ESG (environmental, social and governance) data through exploratory global data analyses from the perspective of data analysis comparability. This analysis is based on the world-scale accounting data, Osiris, of all listed firms from 154 countries and FTSE Russell ESG Ratings, and uses data analysis environment, namely, R and R packages (readr, dplyr, ggplot2, GGally, car,

rgl). All these process are based on reproducible research. The results reveal that financial data has more comparability than ESG data. This study also highlights the coefficient of determination of financial data and ESG data toward firm value. The results can facilitate a new perspective the issues of ESG data comparability and facilitate a collaborative discussion between laymen and professionals using objective evidence.

The Historical Development and Challenges of Japanese Accounting Standards and its Related Systems

Chairperson: **Noriyuki TSUNOGAYA** (Hitotsubashi University)

Members: **Takashi ASANO** (Tokyo Metropolitan University)

Noriaki OKAMOTO (Rikkyo University)

Jonghoon KIM (Senshu University)

Masaki KUSANO (Kyoto University)

Satoshi SUGAHARA (Kwansei Gakuin University)

Shigeho NAKAYAMA (Aichi Gakuin University)

Miao XINYUN (Sugiyama Jogakuen University)

Toshitake MIYAUCHI (Otemon Gakuin University)

Kenichi YAZAWA (Aoyama Gakuin University)

It is often argued that the quality and comparability of accounting information would be improved if accounting standards and its related systems were converged worldwide. However, global standards (including IFRS) guarantee the best practices neither for all countries nor for all companies within the country. This is because almost all of economic and political environments that affect accounting practice are regulated locally.

The main objective of this study group is to explore the historical development and challenges of Japanese accounting standards and its related systems from the post-World War II period to the present-day. By integrating different perspectives found by various methodologies, such as descriptive, empirical and qualitative methods, we would suggest that the significance of local standards (including Japanese GAAP) would not impair no matter how the adaptation to globalization of economic and accounting systems is inevitable.

We presented an Interim Report, entitled “The Historical Development and Challenges

of Japanese Accounting Standards and its Related Systems” at the 38th Annual Meeting of the Japanese Association for International Accounting Studies (Kwansei Gakuin University, October 10, 2021). As mentioned in the Interim Report, to provide new findings regarding historical and theoretical perspectives, issues related to the relationships and interactions between local cross-shareholdings and global financialization, conceptual frameworks prepared by the ASBJ and IASB, and significant accounting reforms and management behaviors are investigated. In addition, to provide empirical evidence, the complexity of Japanese accounting systems, managerial opportunistic behavior in the context of recognition versus disclosure of retirement benefits, and incremental value relevance of IFRS to Japanese GAAP in individual accounting standards are examined. Finally, to provide in-depth evidence, the information content of key audit matters (KAM) is surveyed using comprehensive textual analysis.

The IASB's ongoing and future work plans

Rika SUZUKI

The International Accounting Standards Board

This paper describes the International Accounting Standards Board (IASB)'s ongoing developments of the International Financial Reporting Standards (IFRS) and the outlook for the future work plan for the five years starting in 2022. It summarises my presentation for the commemorative session at the 38th Annual Meeting of the Japanese Association for International Accounting Studies.

First, the paper explains the status of three major IASB projects. Regarding Management Commentary Project, the IASB published the Exposure Draft IFRS Practice Statement 1 Management Commentary in May 2021. It proposes a comprehensive framework aligned with the recent innovations in narrative reporting and the Conceptual Framework for Financial Reporting revised in 2018. Regarding goodwill and impairment project, the IASB aims to improve the information companies provide to investors, at a reasonable cost, about the acquisitions those companies make. Better information should help investors hold a company's management more effectively to account for its acquisition decisions. The IASB tentatively decided to continue aiming at the above objective. Regarding the Primary Financial Statements project, we continue our redeliberation intending to improve how

information is communicated in the financial statements, focusing on information in the statement of profit or loss.

Second, the paper introduced the outlook of the future work plan for the IASB. The IASB undertakes public consultation on its activities and work plan every five years to determine the strategic direction and balance of the IASB's activities and identify new financial reporting issues that the IASB should prioritise in its work plan. To gather public stakeholders' views, the IASB published a request for information on the Third Agenda Consultation in March 2021. In the IASB's standard-setting activities for 2022 to 2026, the post-implementation reviews of the significant IFRS accounting standards such as IFRS 9 Financial Instruments, IFRS 15 Revenue from Contracts with Customers, and IFRS 16 Leases will be the critical components for the future work plan. The IASB considers that the academic literature provides valuable evidence for its deliberation throughout a whole process of the post-application review of each standard. Therefore, this paper offers the illustrations of some topics for academic research and analysis beneficial for the IASB's post-implementation review for those three standards.

VI 諸規則

編集委員会規程

(趣 旨)

第 1 条 会則第 3 条第 2 項にもとづく編集委員会の運営は、本規程によって行うものとする。

(構 成)

第 2 条 編集委員会は、委員長、委員および幹事で構成する。

② 委員長は、会長が指名し、理事会の承認を求める。

③ 委員および幹事は、委員長が指名し、速やかに理事会の承認を求める。また、編集上の必要に応じて委員を追加指名することができる。

(任 期)

第 3 条 委員長の任期は、就任後 3 回目の研究大会終了の日までとする。再任は妨げない。

② 委員および幹事の任期は、委員長の任期に準ずる。再任は妨げない。

(業務内容)

第 4 条 編集委員会は、『国際会計研究学会年報』（以下、『年報』という。）の編集および発行に関する業務を担当する。

② 編集委員会は、本会の会員に対して原稿の募集を行う。また、必要に応じて原稿の執筆を依頼することができる。

③ 編集委員会は、原稿の枚数、内容等によって、その掲載を拒否ないし制限することができる。

(年報の発行)

第 5 条 『年報』は、原則として、年 2 回発行するものとする。

(掲載内容)

第 6 条 『年報』に掲載する論文および報告等は、次のものとする。

1. 編集委員会の募集による以下の原稿（以下、応募原稿という。）

(1) 自由論題報告を基礎として執筆されるもの

(2) その他

2. 編集委員会が依頼する以下の原稿（以下、依頼原稿という。）

(1) 統一論題報告を基礎として執筆されるもの（座長解題を含む。）

(2) 基調講演、特別講演および国際セッション報告を基礎として執筆されるもの

(3) 研究グループ報告

(4) その他

3. 編集委員会から依頼を受けた統一論題報告者および研究グループ主査は、編集委員会が特別に認めた場合を除き、依頼に応じて原稿を提出する。ただし、基調講演、特

別講演および国際セッション報告を基礎として執筆されるものについてはその限りではない。

(執筆者の資格)

第7条 前条による応募原稿の執筆者は、本会の会員（院生会員を含む。）に限る。ただし、編集委員会が認める場合は、その限りでない。

(査読制度)

第8条 第6条第1号（1）の応募原稿には、査読を付するものとする。一方、第6条第2号の依頼原稿は原則として査読の対象としないが、第2号（1）の依頼原稿については執筆者の希望により査読を付することができる。

② 査読制度の運営は、別に定める査読制度に関する申し合わせによる。

③ 査読による審査を受け、掲載が決定した応募原稿には、編集委員会がその旨を明記する。

(著作権)

第9条 『年報』に掲載された原稿の著作権は、本会に帰属するものとする。

(本規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会がこれを決定し、会員総会で報告するとともに、速やかに本会ホームページにおいて会員に周知する。

(附 則)

1. 国際会計研究学会編集委員会 2011年12月14日決定
2. この規程は、令和元年8月31日から改正施行する。
3. この規程は、令和3年12月3日から改正施行する。

査読制度に関する申し合わせ

編集委員会規程第8条第2項に基づく査読制度は、本申し合わせに定めるところによるものとする。

1. 査読者の決定

- (1) 編集委員会委員長（以下、委員長という。）は、応募原稿の査読担当候補者を選出するための編集小委員会を設けることができる。
- (2) 編集小委員会は、委員長ならびに委員長が指名した編集委員会委員（以下、委員という。）および編集委員会幹事（以下、幹事という。）で構成する。
- (3) 編集小委員会は、各応募原稿につき査読担当者候補2名を選定し、編集委員会に諮る。なお、査読担当者候補2名のうち1名は、委員でなければならない。また、必要に応じて編集小委員会は、委員でない査読担当者候補を非会員から選定することができる。
- (4) 編集委員会は、編集小委員会の提案をもとに査読担当者を決定し、査読を依頼する。
- (5) 編集小委員会を設けない場合には、編集小委員会の業務は、編集委員会が行う。

2. 査読手続

- (1) 査読担当者は、2（2）に規定する査読評価の基準および2（3）に規定する査読方針にしたがい査読を行い、2（4）に規定する査読結果およびそれに至った判断理由を回答期日までに委員長宛に書面にて報告する。
- (2) 応募原稿の査読にあたっては、次の査読評価の基準により評価を行う。
 - ① 有用性：学界等に貢献があり、論文を公表することに意義がある。
 - ② 新規性：論文として新規性および独創性がある。
 - ③ 信頼性：構成が論理的であり、表現についても適切である。
- (3) 応募原稿の査読にあたっては、次の査読方針にしたがう。
 - ① 査読は、論文の質を評価することを目的とするが、執筆者を育成し、以て学会活動の活性化を図るという視点にも配慮する。
 - ② 査読を継続する場合には、応募原稿執筆者がどの部分をどのように修正すれば掲載可能となるのかを具体的かつ明瞭に指示する。
 - ③ 「新規性」について問題がある場合には、既発表文献を引用するなどして具体的に指摘する。
 - ④ 査読担当者は、確認できない内容や事実に関しては、応募原稿執筆者に追加的な説明を求めることができ、査読担当者はその説明にもとづいて評価を行う。
 - ⑤ 再査読にあたっては、以前の査読結果との論旨の一貫性を保持する。
- (4) 応募原稿に関する初回の査読結果は、次の①から④のいずれかとする。
 - ① 無修正掲載可

- ② 趣旨に変更のない修正の上、掲載可
- ③ 査読の継続（趣旨に影響する修正が適切に行われているかどうかをふまえ、掲載の可否を改めて判断）
- ④ 掲載不可

「査読の継続」と評価した査読担当者は、修正に必要と想定される期間を(a) 1 か月、(b) 3 か月、または(c) その他から選び、委員会に伝達する。3 か月以上の修正期間を要すると判断された応募原稿は直近号の編集プロセスから外し、次号での掲載を見据えた編集プロセスに移行させる。また、掲載不可と評価した応募原稿のうち、時間をかけて趣旨を大幅に修正することで掲載水準に達する可能性を秘めているものについては、現時点で当該原稿が抱えている問題点の指摘にとどまらず、修正の方向性も具体的に示唆し、将来の再投稿を薦める。

3. 掲載論文の決定

- (1) 編集委員会は、査読担当者から委員長に報告された査読結果にもとづき、査読担当者2名の査読結果がともに2(4)の①または②である応募原稿を掲載対象論文として決定し、応募原稿執筆者にその旨を伝える。
- (2) 少なくとも査読担当者の1名が2(4)の③または④と評価した論文については、その取扱いを編集委員会が決定する。その際、編集委員会は査読担当者の査読結果を最大限尊重し、いずれかの査読担当者が下した結論にもとづき対応する。
- (3) 編集委員会は、3(2)で「査読の継続」と決定した応募原稿執筆者に対して回答期日までに査読担当者の指摘事項にもとづき修正するよう依頼する。その際、編集委員会として追加的な指摘を行うことができる。とりわけ2名の査読担当者による指摘事項に二律背反する内容が含まれている場合は、応募原稿執筆者に対してどのように修正に臨むべきかについての具体的な方針を示す。
- (4) 再査読においては、委員である査読担当者が指摘事項が適切に修正されているかどうかを編集委員会に報告する。委員以外の査読担当者が確認を希望する場合は、当該委員が確認作業に加わることができる。
- (5) 編集委員会は、3(4)での修正結果の確認作業にもとづき、次の①から④のいずれかの再査読の結果を決定する。再査読は初回の査読とあわせて3回までを目安とする。
 - ① 無修正掲載可
 - ② 趣旨に変更のない修正の上、掲載可
 - ③ 査読の再継続
 - ④ 投稿取り下げの勧告
- (6) 編集委員会は、3(5)で「査読の再継続」と決定した応募原稿を直近号の編集プロセスから外し、次号での掲載を見据えた編集プロセスに移行させたうえで再査読の手続を繰り返す。

(7) 編集委員会は、3 (5) で「投稿取り下げの勧告」と決定した応募原稿執筆者の抗弁を受けるのを妨げない。ただし、応募原稿の扱いに関する応募原稿執筆者と編集委員会の不一致が解消されない場合は、編集委員会はその権限により当該原稿を掲載不可とする。

(8) 編集委員会が指定した期日までに修正原稿の返送がない場合には、それがいずれの査読手続において生じたことであっても、編集委員会は投稿が辞退されたものとみなす。

(9) 統一論題報告を基礎とする依頼原稿のうち、執筆者の希望により査読の対象となったものに関する査読は1回限りとし、その査読結果は次の①から③のいずれかとする。具体的な査読手続については、3 (8) までの規定のうち1回限りの査読にも適用可能なものを準用する。

① 無修正掲載可

② 趣旨に変更のない修正の上、掲載可

③ 査読を付さない論文として掲載（査読論文としては掲載不可）

4. 他誌への同時投稿の取扱い

査読期間中、本誌に対する応募原稿と同一の（あるいは内容がきわめて類似している）原稿を他誌に投稿することを認めない。すなわち、既に他誌に投稿済みの原稿を本誌に投稿することも、本誌に投稿済みの原稿を他誌に投稿することも認めない。編集委員会は、応募原稿執筆者が他誌に多重投稿していないことを事前に確認する。なお、掲載後、多重投稿が発覚した場合、掲載を取り消し、その旨を本誌などで公表する。

5. 同一執筆者による複数原稿応募の取扱い

同一執筆者が複数の原稿を同時に投稿するのを認めるが、第1著者としての投稿は1論文に限る。ただし、複数論文について査読担当者が掲載を可としても、複数論文を掲載対象論文とするかどうかは編集委員会で決定する。

6. 本申し合わせの改廃

本申し合わせの改廃は、編集委員会の過半数の賛成によって発議し、理事会がこれを決定し、会員総会で報告するとともに、速やかに本会ホームページにおいて会員に周知する。

（附則）

1. 国際会計研究学会編集委員会 2011年11月21日決定

2. この規程は、令和元年8月31日から改正施行する。

3. この規程は、令和3年12月3日から改正施行する。

『国際会計研究学会年報』執筆要領

1. 表紙

表紙には、論題、執筆者名、所属および肩書き、論文要旨（日本語（横 30 字×縦 25 行以内））を記載する。

2. 原稿の様式

応募原稿は、MS Word による横書きで、B5 判、横 40 文字×縦 37 行とし、余白は上 25mm、下 20mm、左・右 20mm をとる。原稿は、原則として、刷り上がり 15～20 頁前後とする。ただし、編集委員会が妥当と認めた場合には、制限頁数を超えることができる。

日本語は MS 明朝、英語は Times New Roman とする。見出し、図、表の題目は MS ゴシック（太字）とする。漢字、ひらがな、カタカナ以外の文字（例えば、数字、アルファベット）は半角にする。文字化けを避けるために、特殊なフォント文字は使用しない。フォントサイズ等は次のとおりである。

論題	14 ポイント	センタリング
執筆者名	11 ポイント	右寄せ
所属	11 ポイント	右寄せ
論文要旨	10 ポイント	左寄せ
本文	11 ポイント	左寄せ
見出し	12 ポイント	左寄せ
注（文末）	10 ポイント	左寄せ
参考文献	10 ポイント	左寄せ

3. スタイル

本文の節、項等については、以下のようにする。

（1 行空き）

I 見出し

（1 行空き）

本文

1. 見出し

本文

(1) 見出し

本文

注

参考文献

4. 表記

現代仮名遣い，当用漢字，新字体を使用する。接続詞（および，ならびに，また，ただし等）についてはひらがなを，数字についてはアラビア数字を使う。また，外国人名については原語により表記する。なお，本文の句読点は，句点（。）と読点（，）とする。

5. 図表

図と表は必要最小限にとどめ，それぞれ通し番号（図 1，図 2，表 1，表 2・・・）を付すとともに，簡単な見出しをつける。

6. 引用および注

文献を引用するための注については，本文の該当個所に次の様式で記載する。

〔例〕(Sprouse and Moonitz [1962], pp.23-24) (年号については西暦を，表記にあたっては半角文字を使用する)。

また，人名の表記において日本人については姓のみとし，頁の表記においてドイツ語文献については S を，和文献については頁を使用する。なお，上記の表記法においては区別ができない場合には，人名については Sprouse, R.T. または高須教夫のようにフルネームに，年号については年号に a, b を付す。

説明のための注については，本文の末尾に一括して記載する。なお，かかる注については本文の該当個所に(1)，(2)のようにルビ上ツキで示す。

7. 参考文献

研究に引用した文献（論文，著書，URL 等）のリストを本文の最後に，和文献と洋文献を区別せず，著者名のアルファベット順に次の様式で記載する。

- ・和書 著者名[出版年]『書名』出版社名。
- ・論文（和） 著者名[出版年]「論文名」『雑誌名』第○巻第○号，○-○頁。
- ・洋書 family name, personal name[出版年]，書名，出版地（または出版社名）。
- ・論文（洋） family name, personal name[出版年]，“論文名”，雑誌名，Vol.○，No.○，pp.○-○。（ドイツ語文献等については Vol, No, pp 部分を適宜変更する。）

なお，personal name については R.T. のように省略する。また，論文の頁数については当該論文のフルページを記載する。さらに，出版年については西暦で記載する。

著者が複数の場合，日本人については中野常男・高須教夫・山地秀俊のように，外国人については Sprouse, R.T. and M. Moonitz のように記載する。

論文が著書の 1 章に該当している場合，和書については

著者名[出版年]「論文名」編著者名編[出版年]『書名』出版社名，○-○頁。

洋書については

family name, personal name[出版年]，“論文名，” in family name, personal name (ed.)[出版年]，書名，出版地（または出版社名），pp.○-○。

とする。

訳書については、原著書を使用しない場合には和書に準じた取扱いをする。原著書を使用する場合には、原著書について洋書として記載した後に、括弧書きで訳書を記載する。

〔例〕 Littleton, A.C.[1933], Accounting Evolution to 1900, New York (片野一郎訳 [1978]『リトルトン 会計発達史 (増補版)』同文舘出版)。

なお、編著、訳書については、それを引用文献として実際に使用する場合を除いて〔出版年〕の記載は必要ない。ただし、その場合には、編著、訳書の出版地（または出版社名）に続いて出版年を記載する。

8. その他

書式の統一を図るため、文章、仮名遣いなどについて、編集委員会が修正することがある。

9. 英文要旨

論題、執筆者名、所属および肩書き、論文要旨（英語、1 頁以内）を記載する。

10. 本執筆要領の改廃

本執筆要領の改廃は、編集委員会の過半数の賛成によって発議し、理事会がこれを決定し、会員総会で報告するとともに、速やかに本会ホームページにおいて会員に周知する。

（附則）

1. 国際会計研究学会編集委員会 2011 年 11 月 21 日決定
2. この規程は、令和元年 8 月 31 日から改正施行する。
3. この規程は、令和 3 年 12 月 3 日から改正施行する。

編集後記

本号には、国際会計研究学会第38回研究大会（2021年10月8日から10月10日、関西学院大学にてオンラインで開催）で発表された報告のうち、統一論題の応募論文4篇が掲載されている（査読なし）。

本号の発刊にあたり、査読を快く引き受けていただいた会員の先生方及び編集委員の先生方には、学会の発展のために多大なご貢献をいただいた。また、編集委員会幹事の豊岡博先生（名古屋学院大学）には、編集作業すべてにわたり委員長を補佐し、発刊までこぎつけていただいた。これら諸先生のご貢献なくしては無事発刊できなかったことであろう。ここに深い謝意を表したい。

なお、本学会第6代会長の神森 智先生が2021年8月24日に逝去された。神森先生の本学会に対する生前の多大な貢献とご遺徳を偲び、本号には5篇の追悼文が寄せられた。神森先生の御冥福をお祈りする次第である。

編集委員長 米山 正樹

編集委員会

委員長 米山 正樹

委 員 草野 真樹 角ヶ谷 典幸 古庄 修 山地 範明

幹 事 豊岡 博

**Bulletin of Japanese Association for International
Accounting Studies, 2021, Vol.1・2 (No.49・50)**

国際会計研究学会 年報

—2021 年度第 1・2 合併号（通号 49・50 合併号）—

発 行 2022 年 7 月 15 日

編集・発行 国 際 会 計 研 究 学 会
(事務局)

青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科
高井 駿研究室内

印 刷 所 有限会社 玉 新 社

〒173-0004 東京都板橋区板橋 1 丁目 35 番 6 号
TEL 03-3579-9351 FAX 03-3579-9338

